



第73回 定時総代会議案書

2020年7月2日

会議の目的事項

報告事項

ページ

1. 2019年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、
連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 … (1)
2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件 …… (68)

決議事項

- 第1号議案 2019年度剰余金処分案承認の件 …… (69)
- 第2号議案 2019年度決算に基づく社員配当金割当の件 …… (70)
- 第3号議案 取締役11名選任の件 …… (90)
- 第4号議案 監査役3名選任の件 …… (98)
- 第5号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件 …… (101)
- 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する慰労金贈呈ならびに
役員退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 …… (102)

(ご参考)

- コーポレートガバナンス基本方針 …… (106)

以上

1. 2019年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

①総括

当年度の日本の経済は、年度前半は、個人消費、設備投資等の国内需要は底堅さを維持していましたが、海外経済の減速を受けて輸出が弱くなる中、消費税引き上げに加え、年度末にかけての新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により厳しい状況となりました。長期金利（10年物国債金利）は、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続していることを受け、おおむねマイナス圏で推移しました。

このような環境の中、当社は、人生100年時代をリードする日本生命グループとして、「成長し続ける事業基盤を作り、揺るぎないマーケットリーダーに成る」という目標を掲げ、中期経営計画「全・進-next stage-」（2017-2020）に全社を挙げて取り組んでまいりました。また、お客様や社会から一層の信頼をいただくため、「お客様本位の業務運営に係る方針」のもと、あらゆる業務運営においてお客様本位の行動を推進してまいりました。

業績面については、収益性向上に向け、新商品の投入等により、積極的な販売に取り組んだものの、海外金利の低下に伴い金融機関窓口販売向けの外貨建商品の販売量が減少したことや、団体年金保険の受託の減少により、保険料等収入は4兆5261億円（前年度比△5.2%）と減少しました。基礎利益は、超低金利の継続や円高の影響等による利差益の減少や2018年4月の保険料引き下げ等による危険差益の減少を主因として、6474億円（前年度比△4.5%）と減少しました。

また、自己資本（注1）については、基金の募集、諸準備金の積み増し、劣後債務の調達により、6兆6889億円（前年度末比+4472億円）と増加し、「全・進-next stage-」において目標に掲げる6.5兆円を1年前倒しで達成しております。なお、将来の逆ざやリスクの軽減を図り、安定的な配当を実現していくため、2018年度から5年間で約5100億円の追加責任準備金の積み立てを計画しておりましたが、超低金利のさらなる長期化に備え、積み立て計画を2018年度から7年間で約8500億円に見直し、当年度は1861億円を計上しております。

ご契約者配当（個人保険・個人年金保険）については、資産運用の高度化や追加責任準備金の積み立て等により、利差収支の底上げに努めてまいりましたが、運用収支等の利回りの低下が続いていることや、今後も超低金利の長期化が見通されることを踏まえ、利差益配当を減配とする予定です。一方、危険差益配当については、発売から一定期間が経過し、収支が安定的に推移しているみらいのカチの3大疾病保障保険を増配とする予定です。

連結保険料等収入は、当社単体や大樹生命の減収を主因として、5兆7193億円（前年度比△5.8%）と減少しました。また、グループ基礎利益（注2）は、当社単体や大樹生命、オーストラリアのMLC等の減益により、6958億円（前年度比△9.8%）と減少しました。

このうち、オーストラリアでは、所得補償保険の支払増加等が業界としての課題となっており、とりわけ、当商品を主力の一つとしているMLCにおいては影響が大きく、2019年12月決算で赤字に陥る等、収支が悪化しており、企業価値が低下しております。これに伴い、当社単体では、当社が保有する同社株式の減損による損失683億円を、連結では、同社のれんの減損による損失408億円を、いずれも特別損失として計上しております。

（注1）基金・諸準備金等（株式会社の資本金にあたる基金等に、リスク対応のために積み立てる危険準備金・価格変動準備金等の資本性の高い準備金を加えたもの）と劣後債務を合わせた額です。

（注2）日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の基礎利益、海外生命保険子会社・関連会社および国内外のアセットマネジメント事業子会社・関連会社の税引前純利益に、持分比率、金利変動要因の除外、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

②当社の当年度の概況

【個人マーケット】

（営業職員チャネル）

2019年4月に「入院総合保険“NEW in 1”」（注3）を発売し積極的な販売に取り組んだこと等により、新契約件数は増加しました。一方、当商品の販売分が新契約高（保障額等）に反映されないことや、前年度に発売した「特定重度疾病保障保険“だいじょう”」（注4）の販売量が減少したこと等により、新契約高は減少しました。また、2019年2月から「傷害保障重点期間設定型長期定期保険“プラチナフェニックス”」をはじめとする経営者向け定期保険の販売を一時停止した（注5）ことを主因として、新契約年換算保険料も減少しました。営業職員の在籍数は、採用・育成の強化を通じた定着率の改善に取り組んだ結果、51465名（前年度末比+1380名）と増加しました。

- (注3) 「みらいのカタチ」の「総合医療保険」を刷新した、従来の日額方式ではなく一時金方式で入院給付金をお支払いする新しいタイプの入院保険です。
- (注4) 「みらいのカタチ」のうち、死亡保障を抑え、6つの生活習慣病に臓器移植を加えた7つの特定重度疾病に重点的に備える保険です。
- (注5) 国税庁から、経営者向け定期保険について税務取り扱いの見直しを検討している旨の連絡を受け、以降の税務取り扱いが不透明となったことによるものです。6月に国税庁から新たな税務取り扱いが通達されたことを受け、9月から販売を再開しました。

(代理店チャンネル)

「プラチナフェニックス」をはじめとする経営者向け定期保険の販売の一時停止を機に、法人のお客様には保障を語る活動をより推進するとともに、個人のお客様には「NEW in 1」を中心に積極的な販売を進めてまいりました。さらに、当社代理店担当者の育成体制や代理店に対するサポート体制の強化にも努めてまいりました。こうした取組の結果、新契約高は増加しました。一方、経営者向け定期保険の販売を一時停止していたことの影響が大きく、新契約年換算保険料は減少しました。また、募集代理店によるお客様本位の業務運営やサービス向上に資する取組・体制整備のさらなる高度化を評価する観点から、2019年4月に、代理店手数料体系を見直し、開示しました。

(金融機関チャンネル)

2019年4月に外貨建定額終身保険「ロングドリームGOLD3」^(注6)を、10月に外貨建保険「夢のプレゼント2」^(注7)を発売し、外貨建商品に対するお客様のニーズにきめ細かくお応えするとともに、国内金利が一層低下する中でも、資産運用手法の工夫により商品魅力を確保した円建定額終身保険「夢のかたちプラス」の販売を通じ、円建商品のニーズにもお応えしてまいりました。しかしながら、海外金利の低下に伴う外貨建保険マーケットの縮小や他社の新商品投入による競争激化により、新契約年換算保険料は減少しました。

(注6) 外貨建定額終身保険「ロングドリームGOLD2」を改定し、毎年決まった金額を円で受け取ることも選択できるようにした商品です。

(注7) 外貨建変額保険「夢のプレゼント」を改定し、変額部分の有無を選択できるようにした商品です。

以上の結果、新契約業績については、年換算保険料は2504億円（前年度比△19.5%）と減少したものの、件数は499万件（同+1.7%）、契約高は8兆4445億円（同+0.2%）といずれも増加しました。また、ご加入から1年経過後の「継続率」^(注8)は前年度と同水準の95.7%となりました。

保有契約については、契約高は157兆3193億円（前年度末比△1.2%）と減少したものの、年換算保険料は3兆7618億円（同+0.4%）と9年連続で増加、件数は3320万件（同+4.2%）と8年連続で増加しました。また、お客様数（被保険者数）は、1222万名（前年度末比+14.6万名）と増加しました。

なお、経営者向け定期保険の販売再開にあたっては、当該商品は保障の提供を目的としており、節税効果は原則ない旨をお客様にお伝えすることを徹底する等、必要な募集体制を整備するとともに、販売再開以降も募集実態の継続的なモニタリングを通じ、遵守すべき事項の教育・周知徹底に努めてまいりました。

(注8) ご加入から一定期間経過後に継続している契約の割合（保険金額ベース）です。

[法人マーケット]

企業・団体のさまざまな福利厚生ニーズに応じたタイムリーな情報提供や幅広い商品を活用したコンサルティングに努めてまいりました。その結果、団体保険の保有契約高は97兆8894億円（前年度末比+0.8%）、団体年金保険の資産残高は13兆3871億円（同+1.6%）といずれも増加しました。

また、お客様のより幅広いニーズにお応えすべく、あいおいニッセイ同和損害保険やニッセイアセットマネジメント、大樹生命との協業にも取り組んでまいりました。

[損害保険]

生命保険・損害保険両面からの総合保険サービスを提供すべく、生命保険の販売に加え、あいおいニッセイ同和損害保険の代理店として、ニッセイ個人賠償プラン「まるごとモドル」^(注9)をはじめ、損害保険の販売も推進してまいりました。当年度に当社として取り扱った損害保険の収入保険料は2365億円（前年度比+5.8%）と増加しました。これは、地震や豪雨、台風といった災害が頻発していることを背景に火災保険のニーズが高まったことや、あいおいニッセイ同和損害保険との協業による法人のお客様への団体長期障害所得補償保険の提案等に取り組んだことによるものです。

(注9) 2018年11月に販売を開始した個人賠償責任補償を中心とする傷害保険です。

[お客様サービス]

営業職員による「ご契約内容確認活動」を継続的に展開するとともに、営業職員が一定期間接点を持てなかつたお客様に対し、内務職員によるフォローを行う等、営業職員、内務職員一体でフェイス・トゥ・フェイスのサー

ビスを提供してまいりました。また、2019年3月に導入した営業職員用新携帯端末「TASUKA L」を活用することで、お客様に準備いただく書類のさらなる削減を進め、より一層のお手続きの簡素化を図ってまいりました。さらに、2019年10月からスマートフォンアプリにおいて、ずっともっとサービスやお客様情報の確認・変更等、利用可能なお手続きを拡大し、2020年3月からは、一部の給付金請求手続きも可能にする等、お客様の利便性向上に努めてまいりました。

高齢社会の進展を踏まえ、ご高齢のお客様については、保険の申込手続き時の親族同席の勧奨や「ご契約情報家族連絡サービス」^(注10)の登録を進める等、より丁寧な対応に努めてまいりました。また、近年、金融機関で販売する外貨建保険について、ご高齢のお客様を中心に申込時の説明が不十分だったとする苦情が増加していることを受け、お客様にとってより分かりやすく、ご意向等に即した提案を行えるよう、金融機関に対する研修を強化するとともに、2019年4月から外貨建定額終身保険の実質的な利回りやリスク等をまとめた募集補助資料の提供を開始しました。

さらに、当年度に甚大な被害が発生した台風や新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様に対し、保険料の払い込みに関する期間の延長や保険金・給付金の請求手続きの簡略化等、お客様の立場に立った特別取り扱いを速やかに実施しました。

(注10) ご高齢のご契約者によるお問い合わせが困難になった場合に備え、事前に登録いただいたご家族にも契約情報をお知らせするサービスです。

【「保険+α」の価値の提供】

将来の社会構造の変化を見据え、保険の領域に隣接し、当社グループのノウハウや経営資源をいかせる「保険+α」の価値の提供に努めてまいりました。

（子育て支援領域）

企業の従業員の方々に円滑に企業主導型保育所をご利用いただける環境整備をさらに進めるべく、2020年1月に、グローバルキッズ^(注11)が運営する企業主導型保育所の空き状況と企業の保育所利用ニーズを仲介する「えんマッチ」事業を、当社子会社であるライフケアパートナーズが事業承継しました。また、事業展開にあたり、東京大学^(注12)等と連携し、企業主導型保育所に関する調査研究を実施する等、保育の質の向上に資する取組を進めております。

(注11) 首都圏を中心に認可保育所等を展開している業界大手の保育事業者です。

(注12) 国立大学で初めての保育の学術研究センターである「東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター」の協力を得ております。

（ヘルスケア領域）

企業・団体等に対し、「ニッセイ健康増進コンサルティングサービス“Wellness-Star☆”」の積極的な提案に努めており、2020年3月末時点で88の企業・団体等に導入いただいております。また、企業の健康経営や従業員の健康増進を支援する仕組みとして、2019年7月に、団体定期保険に健康経営割引^(注13)を新設しました。個人のご契約者向けには、2019年9月から、当社が出資しているサリバテックの唾液採取によるがん検査キットを抽選で提供するサービス^(注14)を開始しました。また、2020年度以降の本格展開に向け開発を進めている「糖尿病予備群向け予防プログラム」については、地方自治体等の協力のもと2020年3月末時点で地方自治体の職員をはじめ、累計1000名を超える方の参加をいただく等、プログラムの効果検証を進めております。

(注13) 「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に認定されていること等の当社所定の適用条件を満たす団体からの申請により、団体定期保険の純保険料を5%割引引く制度です。

(注14) ONE COMPATHが運営する無料のウォーキングアプリ「aruku&（あるくと）」で、抽選対象月において一日8000歩以上歩いたご契約者が対象です。

（高齢社会対応領域）

一人暮らしのご高齢のお客様が抱える不安やご要望にお応えするため、2019年4月から、生前から死後までをサポートする、ご契約者向けシニアサービス「GranAge Star」^(注15)を一部地域で開始し、2020年3月末からは対象エリアを拡大しております。

(注15) 一般社団法人シニア総合サポートセンター等が提供する「身元保証」「日常生活支援」「任意後見」「葬儀や納骨等の亡くなった後の対応」に、特別企画付旅行のご案内やまもりサービスの優待等を提供する「暮らしのサポートデスク」を付加した有償サービスです。

【資産運用】

当年度は、年度前半に米中貿易摩擦等の政治・地政学リスク等で景気後退懸念が高まったことや、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことにより、円高・株安が進みました。また、国内の超低金利継続に加え、各国中央銀行が景気を下支えするため金融緩和を強化したことにより海外金利が低下し、資産運用環境の厳しさ

が増しております。

こうした中、長期安定的な利回り確保に向け、海外やクレジット領域、成長・新規領域への投融資の一層の強化に取り組むと同時に、個々投融資先の状況等のきめ細かなフォローやフォワードルッキングなリスク管理^(注16)により、リスク対応力の継続的な強化に努めてまいりました。成長・新規領域への投融資については、2017年度から2020年度までの4年間で2兆円の目標としておりましたが、当年度末までに累計2兆1932億円の投融資を実施し、目標を早期に達成しました。内訳であるESG投融資については、7000億円の目標に対して、累計6983億円の投融資を行っております。また、2019年4月に、融資先のプロジェクトにおいて環境・社会面への配慮が適切に行われているかを確認するための国際的なガイドラインである赤道原則^(注17)を採択しました。

投資先企業に対しては、対話を通じて企業の発展に寄与・貢献するという考え方にに基づき、スチュワードシップ活動を推進しており、投資先企業の株主総会における個別議案ごとの議決権行使結果を開示する等、活動に関する情報開示の充実にも努めております。

これらの取組を進める中、超低金利下においても10年連続で順ざやを確保したものの、利息および配当金等収入は、円高の影響等により外国債券からの利息収入が減少したことを主因として、1兆4261億円（前年度比△0.1%）と減少しました。

(注16) 収支や財務健全性への影響が大きいと想定される潜在的なリスク懸念事象を洗い出し、必要な対応策を検討・実施するリスク管理手法です。

(注17) 2003年に欧米の民間銀行4社が世界銀行グループの国際金融公社（IFC）と連携して策定したガイドラインです。2020年3月末現在、世界で104の金融機関が採択しており、プロジェクトファイナンスに取り組む際の事実上の標準となっております。

【デジタル戦略】

当年度から、デジタル5カ年計画を開始し、デジタル技術を活用したコンサルティング力の向上、サービス提供体制の高度化、新たな商品やチャネルの開発等の検討を進めてまいりました。2020年1月から、SNS機能やAIによる照会回答機能等を搭載した営業職員用スマートフォンを順次導入し、営業職員の活動強化を図っております。

また、海外において金融・保険領域の先進技術開発やデジタルビジネスが先行する地域での情報収集と他業態企業との連携を一層進めていくため、米国シリコンバレーの駐在員を増員するとともに、新たに英国・中国に駐在員を派遣しました。さらに、先進技術等の取り込みを加速させる観点から、スタートアップ企業への投資等、イノベーション開発投資への財源を拡大しました。

【コーポレートガバナンス】

「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うするため、不断の取組として、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制の継続的な発展に努めてまいりました。取締役会全体としての多様性の確保にも継続して努める中、2019年7月の定時総代会において初めて女性の取締役が選任されました。

【リスク管理・ERM】

政治・地政学リスク等による資産運用環境の変動、サイバー攻撃の高度化・複雑化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、グループ事業の拡大等、当社の事業環境の変化を的確に把握し、各種リスク特性に応じた管理を行うとともに、各種リスクが全体として経営に及ぼす影響について、統合的な管理を行ってまいりました。

また、当社では、経営計画の策定およびそのPDCAにERM^(注18)を活用し、健全性の確保を前提としつつ資本効率も意識した経営を行っております。当年度は、各子会社においても、中期的なリスクテイクや資本政策の方針に基づき策定した計画に取り組む等、グループベースのERM活用の高度化に取り組んでまいりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、2020年2月に「新型コロナウイルス肺炎対策本部」を設置し、感染回避・早期発見に向けた注意喚起や罹患懸念時の出勤停止指示等の対応を徹底するとともに、さらなる感染拡大に備えた業務継続体制の検討を進めてまいりました。

(注18) ERM（Enterprise Risk Management）とは、経営目標を達成するために、会社を取り巻くリスクを網羅的・体系的に捉え、それらを統合的かつ戦略的に管理・コントロールする手法です。

【コンプライアンス】

「コンプライアンス基本方針」のもと、実践計画「コンプライアンス・プログラム」を策定し、適切な保険募集管理、情報資産保護、反社会的勢力への対応を重点課題として推進してまいりました。また、社会規範等に反する行為や、お客様視点の欠如した行為等、企業価値を大きく損なう恐れのあるリスクの洗い出しに取り組むとともに、全役員・職員に対し、こうしたコンダクト・リスクの発生防止に向け、コンプライアンス意識の一層の浸透に努めてまいりました。さらに、ハラスメントに関連する法律の施行を踏まえ、「ハラスメント防止規程」を新設する等、ハラスメントの防止に向けた取組の強化を図ってまいりました。

【人材育成】

当社の持続的成長を支える人材を育成するため、「人財価値向上プロジェクト」のもと、働き方変革やワークライフマネジメントの一層の定着を図るとともに、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に努めてまいりました。また、今後のさらなる事業領域の拡大を見据え、IT・資産運用等の専門人材やグローバル人材の採用・育成強化、女性・ベテラン層の活躍推進、グループ体での人材育成の強化に取り組んでまいりました。このうち、女性活躍推進については、女性管理職の比率を2020年度始に20%、2020年代に30%を目標としており、候補の育成等に継続して取り組んだ結果、2020年度始20%の目標を達成しました。営業職員については、お客様サービスレベルの維持・向上に向け、育成期間の柔軟化や個々の営業職員が有する知識・スキルの可視化をはじめとする新たな育成体制を導入し、一人ひとりの成長度合いに応じた丁寧な育成に努めてまいりました。

【東京2020オリンピック・パラリンピックゴールドパートナー（生命保険）としての取組】

当社は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるゴールドパートナーとして、日本代表選手をはじめとするアスリートや支える人々の姿を通じて、「応援すること」・「支えること」の大切さをお伝えすべく、オリンピック、パラリンピックのムーブメントを全国に広げるさまざまな取組を展開してまいりました。その一環として、2018年7月から約2年間をかけて全国47都道府県を巡回する「みんなの2020全国キャラバン」^(注19)を開催し、2020年3月末時点で延べ28万名のお客様に会場に参りました。また、東京2020オリンピック聖火リレーの最高位のスポンサーであるプレゼンティングパートナーとして、聖火ランナーの募集キャンペーンを全国各地の多くの方にご案内する等、東京2020大会に向けた機運の醸成に努めてまいりました。

(注19) 大型ビジョン搭載のキャラバントラックをシンボルとして展開する、東京2020競技体験フォトブース、CG等を駆使したアスリートとの競争体験、車いすバスケットボール体験等の参加型プログラムです。

【お客様本位の業務運営に関する取組】

当社は、お客様や社会から一層の信頼をいただくため、「お客様本位の業務運営に係る方針」のもと、先述のとおり、お客様のさまざまなニーズにお応えするための商品・サービスラインアップの充実や、ご意向等に即した適切な情報提供、保険関係手続きの簡素化等、あらゆる業務運営においてお客様本位の行動を推進するとともに、全役員・職員に対し、一層の意識浸透に努めてまいりました。こうした取組の結果、当年度の「お客様満足度」^(注20)は90.9%（前年度比+1.7ポイント）と引き続き高い水準を確保しております。

加えて、2020年3月に、お客様の声を経営にいかし、サービスの改善や向上を推進する「お客様サービス向上委員会」を「お客様本位の業務運営推進委員会」に改組しました。これにより、各領域が主体的にお客様本位の業務運営に向けた計画を策定するとともに、当委員会がモニタリングをする等、従来の取組をさらに強化しております。

(注20) お客様の視点から当社の取組を評価いただき、商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合です。当社は、これをお客様本位の業務運営に係る方針の定着を測る指標としております。

【サステナビリティ経営の推進に向けた取組】

当社は、国民生活の安定と向上に寄与することを創業の精神に掲げ、あらゆる企業活動を通じ、安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上を目指しております。当年度は、新たに以下の取組も開始する等、SDGs達成につながるサステナビリティ経営を推進してまいりました。

（気候変動問題への取組）

地球温暖化により自然災害が頻発する等、気候変動が喫緊の課題である中、企業としての社会的責任をこれまで以上に果たすべく、当社のCO₂排出量を2030年度に2013年度比40%、2050年度に80%削減することを目標として設定し、2019年9月に開示しました。目標達成に向け、保険申込時にお客様へ冊子でお渡ししていた「ご契約のしおり」のホームページでの提供や、新たに建築する営業拠点を原則ZEB Ready^(注21)水準にする等、紙使用量削減取組や省エネルギー化取組等を積極的に進めてまいりました。なお、気候変動への影響が大きい石炭火力発電事業への新規投融資については、原則取り組まない方針としているほか、グリーンボンド等の環境領域への投融資を通じても当問題に取り組んでおります。

(注21) 高断熱化・日射遮蔽、高効率設備等により、一般的な建築物に比べて50%以上の省エネルギー性能を有する建築物のことです。

（あらゆる人々が活躍できる社会の実現に向けた取組）

経済的・社会的な理由で困難を抱える若い女性の自立支援として、「若草プロジェクト」^(注22)との包括協定を締結しました。また、難病や重度の障がい、その他さまざまな事情で外出することが困難な方の社会参加を支援していくため、外出困難な方が遠隔操作型のロボットを介して接客を行う「分身ロボットカフェDAWN」^(注23)の実験実施に協賛しました。

- (注22) 貧困、虐待、DV、いじめ、育児ノイローゼ等、SOSを心に抱えた少女や若い女性たちに対する支援を行う団体です。
(注23) 孤独化の要因となる移動・対話・役割等の課題をテクノロジーで解決し、これからの時代の新たな社会参加の実現を目指すオリイ研究所によるプロジェクトです。

(健康経営の推進)

全役員・職員が自分に合った健康づくりを実践するための取組を支援すべく、ウォーキングイベントの開催等、運動機会の提供や、健康セミナーの開催等、ヘルスリテラシー向上への取組を進めてまいりました。また、禁煙の推進に向け、禁煙動画等による社内教育に取り組むとともに、2020年3月から当社敷地内全面禁煙を実施しております。

③当社グループ事業の当年度の概況

当社は、長期にわたる保障責任を全うし、ご契約者の利益を最大化するためには、事業基盤を分散させ、安定した収益を獲得していくことが不可欠と考えており、グループ事業の拡大とグループガバナンスの高度化に努めております。グループ事業の拡大に向けては、当社と親和性が高く、シナジー創出が期待できる国内保険事業、海外保険事業、アセットマネジメント事業を中心に、既存のグループ事業の成長に加え新規出資にも取り組んでおり、その具体的な目標として、「全・進-next stage-」において、「グループ事業純利益^(注24) 700億円」の達成を掲げております。

(注24) 大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命、海外保険・アセットマネジメント事業子会社等の当期純利益に、一部費用の調整等を実施したうえで、持分比率を乗じた利益総額です。

[国内保険事業]

お客様の多様化するニーズに迅速にお応えし、より幅広い保障を提供すべく、当社、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の4社で一体的な商品供給体制を構築しております。

大樹生命では、2019年4月および10月に主力商品「大樹セレクト」の新特約を発売し、積極的な販売に努めてまいりましたが、海外金利の低下により、前年度業績を牽引した一時払外貨建養老保険「ドリームロード」の販売が減速するとともに、外貨建保険の責任準備金の繰り入れが増加したこと等により減益となりました。

ニッセイ・ウェルス生命では、保険料の払込後短期間で年金受け取りを開始できる即時払年金保険を中心とした積極的な販売や、機動的な商品開発に取り組んでまいりましたが、海外金利の低下により、責任準備金の繰り入れが増加したこと等により純損失が発生しました。

2019年4月に開業した、はなさく生命は、6月から順次、医療終身保険、特定疾病一時給付保険、定期保険等、新商品を発売し、積極的な販売に取り組んでまいりました。一方で、純損失が発生しておりますが、これは開業に伴う事業費の支出に伴うものです。

こうした結果、国内保険事業のグループ事業純利益は減少しました。

[海外保険事業]

MLCにおいて純損失が発生したことの影響が大きく、海外保険事業におけるグループ事業純利益は減少しました。MLCの業績回復に向けた事業計画を支えるべく、当社内での部門横断的な支援チームの組成や、同社の経営陣と一体となって経営改善を支援する枠組みの構築等、当社に対する当社の関与をより一層強化するとともに、2019年12月に当社に対し174億円を追加出資しました。さらに、MLCをはじめとする海外グループ会社および当社管理担当組織に対する指導・助言を通じて海外事業に対する牽制機能を強化する観点から、2020年3月に「海外事業管理部」を新設し、ガバナンス体制の強化を図りました。

また、当社の経験・ノウハウをいかし、黎明期にあるミャンマーの生命保険市場の長期的な成長を取り込むべく、2019年9月にブランド・ガーディアン・ライフ・インシュアランス^(注25)の株式の35%を取得し、11月にミャンマー金融当局から生命保険合併事業に係る認可を取得しました。

(注25) 出資に伴いブランド・ガーディアン・ニッポンライフ・インシュアランスに社名を変更しました。

[アセットマネジメント事業]

インド運用市場の将来にわたる成長をより一層取り込むべく、リライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメントに追加出資し、2019年8月に子会社化、9月には議決権比率を75%に引き上げました。これに伴い、2020年1月に同社の社名をニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントに変更しました。同社への追加出資分が業績に反映されたことや、ニッセイアセットマネジメントにおいて、預かり資産が着実に増加したこと等により、アセットマネジメント事業におけるグループ事業純利益は増加しました。

以上の結果、グループ事業純利益は、アセットマネジメント事業で増加する一方、国内保険事業、海外保険事業で減少し、△118億円（前年度比△683億円）となりました。

また、「全・進-next stage-」で掲げた、当社と大樹生命合計の目標である「保有年換算保険料+8%（2016年度末比）」^(注26)、「お客様数1400万名」は、ニッセイ・ウェルス生命や、はなさく生命を対象に追加する等、現下の状況を踏まえた見直しを実施し、「保有年換算保険料4.5兆円」、「お客様数1440万名」に修正しました。これら2つの目標については、当年度末時点で保有年換算保険料4兆5245億円、お客様数1448万名となり、いずれも達成が見通せる状況です。
(注26) 2016年度末から8%増加した場合の保有年換算保険料（当社と大樹生命の合計）は4.37兆円となります。

④今後の経営方針

超低金利の長期化や、デジタル技術の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、当社を取り巻く環境が大きく変化する中、2020年度は、中期経営計画「全・進-next stage-」最終年度として、当計画の目標達成に向けた取組を強化するとともに、各領域において顕在化した課題の解決により一層注力する等、さらなる発展につながる取組を推進してまいります。

当社は、お客様本位の業務運営を経営計画の最上位概念として位置付け、お客様から信頼をいただくための取組を、グループ一体で強化してまいります。具体的には、お客様の立場に立って徹底的に考え抜くという理念を当社役員・職員一人ひとりに浸透させるとともに、当社による子会社への当理念の浸透や取組状況のモニタリングの実施等を通じ、お客様本位の業務運営を一層深化させてまいります。こうしたグループ一体での取組を推進することを通じ、グループ経営の高度化につなげてまいります。

2020年度は、成長戦略として「保険関係収支の押し上げ」「お客様との接点確保・提供価値の進化」「収益性・健全性の向上」「あらゆる領域でのデジタル活用の加速」の4点に全社を挙げて取り組んでまいります。

その具体取組として、まず、営業職員チャンネルにおいては、2020年4月の「認知症保障保険“認知症サポートプラス”」^(注27)の発売により、お客様の幅広いニーズにより一層お応えするとともに、「T A S K A L L」および営業職員用スマートフォンの機能拡充や学習アプリの開発等に取り組み、営業職員のコンサルティング力のさらなる強化を図ってまいります。代理店チャンネルにおいては、店舗型乗合代理店において各店舗の特性に応じたサポート体制の強化を通じた効率的な開拓や、税理士代理店等の委託先代理店との持続的な関係作りに努めてまいります。金融機関チャンネルにおいては、2020年7月から、当社営業担当者がニッセイ・ウェルス生命の新商品「無告知介護終身保険」^(注28)の販売サポートを行う等、グループ一体で多様なお客様のニーズにお応えしてまいります。

また、今後も安定的に収益を確保すべく、中長期的な固定的経費の削減に向けた不断の取組やリスクを踏まえた収益性の向上に資する対応を進めてまいります。

加えて、デジタル5カ年計画のもと、先端ITを積極的に取り込み、業務・事業の変革に向けた取組を加速させてまいります。2020年4月にオープンイノベーション拠点として「Nippon Life X」を立ち上げ、社外の先進的な技術やノウハウから生まれる革新と当社の伝統を掛け合わせ、新たなビジネスやサービスを創造してまいります。
(注27) 認知症の診断を受けた場合に加え、認知症の前段階である軽度認知障がい（MCI）の診断を受けた場合にも一時金をお支払いする商品です。

(注28) 要介護2以上に認定された場合、介護保険金をお支払いする、告知なしでご加入できる外貨建保険です。

グループ経営の高度化に向けては、その基盤固めを推進してまいります。とりわけ、MLCの収支悪化等、顕在化した課題解決に向け、海外を中心にグループガバナンス体制の強化に注力してまいります。また、あらゆる領域でのシナジー発揮を通じ、国内外の既存の出資先の成長につなげてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響が広がる中、当社は生命保険会社としての社会的使命を全うすべく、新型コロナウイルス感染症を原因とする死亡や、医療機関の事情により自宅等で治療を受けられる場合について保険金・給付金の支払対象を拡大するとともに、保険料の払い込みに関する期間の延長や契約貸付の利息免除等、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様に寄り添う対応を進めております。また、給付金請求等の各種手続きについては、ご自宅から外出することなくお手続きが可能なホームページやスマートフォンアプリをご案内する等、感染防止を最優先とした対応に努めてまいります。さらに、企業の資金需要にお応えする国内外の投融資や発展途上国への資金援助に資するソーシャルボンドへの投資、休業を余儀なくされた飲食店舗等のテナント賃料の支払猶予等、投融資の面からも貢献してまいります。

以上の取組を通じ、人生100年時代をリードする日本生命グループとして、「成長し続ける事業基盤を作り、揺るぎないマーケットリーダーに成る」という目標を実現してまいります。

【当社の主要な項目の状況および推移】

< 保険業績 >

(個人マーケット)

		前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
個人保険・ 個人年金保険 合計	新契約高	8兆4294億円	28.0%	8兆4445億円	0.2%
	減少契約高	10 8881	△3.8	10 3951	△4.5
	新契約年換算保険料	3112	△3.4	2504	△19.5
	販売件数	490万件	38.5	499万件	1.7

- (注) 1. 「新契約高」、「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。
 2. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。
 3. 「新契約高」、「減少契約高」の金額は、個人保険については保障額、個人年金保険については年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。
 4. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）。

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
個人保険・ 個人年金保険 合計	保有契約高	159兆2699億円	△1.5%	157兆3193億円	△1.2%
	保有契約年換算保険料	3 7479	2.2	3 7618	0.4
	保有契約件数	3187万件	6.0	3320万件	4.2

(法人マーケット)

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
団体保険保有契約高（保障額）		97兆1022億円	1.7%	97兆8894億円	0.8%
	総合福祉団体定期保険	37 6855	2.0	38 891	1.1
	希望者グループ保険	23 5103	3.3	23 7854	1.2
	団体信用生命保険	35 8659	0.3	35 9752	0.3
団体年金保険保有契約高（責任準備金額）		13 1770	2.5	13 3871	1.6
	特別勘定	1 956	△2.0	1 633	△2.9

- (注) 1. 団体保険の当年度の新契約高（保険金額の増加と中途加入・脱退による純増を含む。）は、3兆8398億円（前年度比20.5%減少）、減少契約高は、3兆526億円（同5.8%改善）となりました。
 2. 「責任準備金額」とは、将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金額です。

<収支の状況>

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
経常収益	6兆6050億円	4.2%	6兆4799億円	△1.9%
保険料等収入	4 7751	6.4	4 5261	△5.2
資産運用収益	1 6495	△0.2	1 7768	7.7
利息および配当金等収入	1 4276	1.4	1 4261	△0.1
有価証券売却益	1949	8.5	3282	68.4
特別勘定資産運用益	168	△66.1	—	—
経常費用	6 2215	5.0	6 1287	△1.5
保険金等支払金	3 6545	△0.2	3 6293	△0.7
責任準備金等繰入額	1 3698	23.1	1 1533	△15.8
資産運用費用	3451	6.5	5087	47.4
有価証券売却損	1387	35.0	487	△64.9
有価証券評価損	213	90.2	2023	847.0
特別勘定資産運用損	—	—	424	—
事業費	6119	1.9	5987	△2.2
経常利益	3835	△6.6	3512	△8.4
特別利益	39	△76.3	16	△56.8
特別損失	1110	△37.2	1477	33.1
価格変動準備金繰入額	994	△39.9	663	△33.3
法人税および住民税	1146	9.4	1540	34.3
法人税等調整額	△976	—	△1303	—
法人税等合計	170	119.5	237	39.5
当期純剰余	2593	7.0	1814	△30.1

(注) 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益または特別勘定資産運用損のいずれかに記載しております。

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
基礎利益	6782億円	1.5%	6474億円	△4.5%
キャピタル損益	△537	—	△49	—
臨時損益	△2409	—	△2912	—
経常利益	3835	△6.6	3512	△8.4

- (注) 1. 基礎利益+キャピタル損益+臨時損益=経常利益
 2. キャピタル損益には、有価証券売却損益、有価証券評価損等が含まれます。
 3. 臨時損益には、危険準備金繰入額、追加責任準備金繰入額等が含まれます。

<財務の状況>

(資産)

	前年度末	構成比	増加額 (前々年度末比)	当年度末	構成比	増加額 (前年度末比)
資産の部合計	68兆 847億円	100.0%	1兆6120億円	69兆 711億円	100.0%	9864億円
現金および預貯金、コールローン	1 4074	2.1	1018	1 4436	2.1	361
公社債	23 9006	35.1	1 854	24 9895	36.2	1 888
国内株式	9 1100	13.4	△4115	7 9010	11.4	△1 2089
外国証券	20 1215	29.6	4596	20 6512	29.9	5296
貸付金	7 4387	10.9	△295	7 4118	10.7	△269
不動産	1 6496	2.4	422	1 6587	2.4	91
一般勘定資産合計	66兆8267億円	98.2%	1兆6481億円	67兆8687億円	98.3%	1兆 419億円
特別勘定資産合計	1 2579	1.8	△361	1 2024	1.7	△555

(注) 「特別勘定資産合計」は、個人変額保険特別勘定、個人変額年金保険特別勘定、団体年金保険特別勘定、確定拠出年金特別勘定の各資産の合計です。

(負債・純資産)

	前年度末		増加額 (前々年度末比)	当年度末		増加額 (前年度末比)
		構成比			構成比	
負債の部合計	61兆5027億円	90.3%	1兆5933億円	63兆2735億円	91.6%	1兆7707億円
責任準備金	55 886	80.9	1 3475	56 2202	81.4	1 1316
純資産の部合計	6 5819	9.7	186	5 7976	8.4	△7843
基金の総額	1 3500	2.0	—	1 4000	2.0	500
基金	1000	0.1	△500	1000	0.1	—
基金償却積立金	1 2500	1.8	500	1 3000	1.9	500
其他有価証券評価差額金	4 8826	7.2	5	4 1659	6.0	△7167
土地再評価差額金	△546	△0.1	62	△547	△0.1	△0
負債および純資産の部合計	68 847	100.0	1 6120	69 711	100.0	9864

(健全性等の指標)

	前年度末		増加額 (前々年度末比)	当年度末		増加額 (前年度末比)
基金・諸準備金等	4兆9928億円		2026億円	5兆1436億円		1507億円
純資産の部	1 5730		△91	1 5690		△39
負債の部	3 4198		2117	3 5746		1547
危険準備金	1 7771		1137	1 8782		1011
価格変動準備金	1 3816		994	1 4480		663

劣後特約付債務	1 2488	2200	1 5453	2964
---------	--------	------	--------	------

自己資本	6 2417	4226	6 6889	4472
------	--------	------	--------	------

(注)「純資産の部」は、貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等を控除したうえ、前年度末については、剰余金処分後の額を記載し、当年度末については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

	前年度末		当年度末	前年度末比
		前々年度末比		
ソルベンシー・マージン比率	933.3%	15.4pt	979.2%	45.9pt

(注) ソルベンシー・マージン比率とは、大規模な自然災害や株価の大幅な下落等、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した「リスクの合計額」に対する、「ソルベンシー・マージン総額（自己資本に有価証券含み損益等を加えたもの）」の比率です。支払余力をどの程度有しているかを判断するための行政監督上の指標の一つであり、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令等の対象となります。

	前年度		当年度	増加額 (前年度比)
		増加額 (前々年度比)		
配当準備金繰入額等	2018億円	134億円	1851億円	△166億円
修正当期純剰余	4123	△966	3738	△384

お客様配当性向	49%	—	50%	—
---------	-----	---	-----	---

(注) 1. 「配当準備金繰入額等」は、前年度については、剰余金処分後の額を記載し、当年度については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

2. 「修正当期純剰余」は当期純剰余に危険準備金等の法定繰入額超過分等を加算して算出しております。

3. 「お客様配当性向」は「修正当期純剰余」に対する「配当準備金繰入額等」の割合です。

<お客様満足度の推移>

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
お客様満足度	90.1%	90.5%	90.8%	89.2%	90.9%

(注) お客様の視点から当社の取組を評価いただき、商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合です。

当社は、これをお客様本位の業務運営に係る方針の定着を測る指標としております。

【当社グループ事業・連結業績の主要な項目の状況および推移】

＜保険業績（国内保険）＞

（個人マーケット）

		前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
個人保険・ 個人年金保険 国内計	新契約高	9兆9459億円	30.8%	9兆5338億円	△4.1%
	新契約年換算保険料	5139	38.6	4072	△20.8
	販売件数	518万件	36.4	527万件	1.7

- (注) 1. 国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の合計値（ただし、はなさく生命については当年度実績のみ）です。
2. 「新契約高」、「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。
3. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。
4. 「新契約高」の金額は、個人保険については保障額、個人年金保険については年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。
5. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）。

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
個人保険・ 個人年金保険 国内計	保有契約高	182兆 496億円	0.1%	179兆1205億円	△1.6%
	保有契約年換算保険料	4 5346	8.7	4 5245	△0.2
	保有契約件数	3479万件	6.6	3618万件	4.0

- (注) 国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、はなさく生命の合計値（ただし、はなさく生命については当年度末実績のみ）です。

（法人マーケット）

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
団体保険保有契約高（保障額） 国内計		109兆6952億円	0.9%	110兆 27億円	0.3%
団体年金保険保有契約高 国内計		16 7845	2.4	16 8638	0.5

- (注) 1. 団体保険保有契約高の国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の合計値です。
2. 団体年金保険保有契約高の国内計は、日本生命、大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命の責任準備金（将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金）、ニッセイアセットマネジメントの投資顧問残高、確定拠出年金の投資信託（日本生命販社分）の合計値です。

<収支の状況（連結）>

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
経常収益	8兆2271億円	8.1%	8兆 506億円	△2.1%
保険料等収入	6 692	11.9	5 7193	△5.8
資産運用収益	1 8423	△1.5	2 74	9.0
利息および配当金等収入	1 5960	6.6	1 5978	0.1
有価証券売却益	2054	△ 18.6	3507	70.7
特別勘定資産運用益	191	△ 71.1	—	—
経常費用	7 7986	9.3	7 7693	△0.4
保険金等支払金	4 5974	4.3	4 5610	△0.8
責任準備金等繰入額	1 6526	33.9	1 3356	△19.2
資産運用費用	3717	△3.2	6990	88.0
有価証券売却損	1456	14.8	611	△58.0
有価証券評価損	190	67.4	2203	—
特別勘定資産運用損	—	—	509	—
事業費	8254	4.6	8164	△1.1
経常利益	4284	△9.2	2813	△34.3
特別利益	174	△19.9	552	217.6
特別損失	1178	△47.2	1276	8.4
価格変動準備金繰入額	1044	△50.3	714	△31.6
契約者配当準備金繰入額	138	△19.9	118	△14.5
法人税および住民税等	1356	4.7	1635	20.6
法人税等調整額	△1024	—	△1491	—
法人税等合計	331	410.5	143	△56.8
当期純剰余	2810	14.0	1827	△35.0
非支配株主に帰属する当期純剰余	22	△15.3	△93	△523.5
親会社に帰属する当期純剰余	2787	14.3	1921	△31.1

(注) 1. 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益または特別勘定資産運用損のいずれかに記載しております。

2. 有価証券評価損の増加率（前年度比）については、1000%を超えるため、記載を省略しております。

(グループ基礎利益)

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
グループ基礎利益	7713億円	5.3%	6958億円	△9.8%
日本生命	6782	1.5	6474	△4.5
大樹生命	438	△10.9	286	△34.7
ニッセイ・ウェルス生命	262	—	258	△1.6
MLC	85	28.5	△87	—

(注) 大樹生命、ニッセイ・ウェルス生命、MLCについては、持分比率を乗じた額を記載しております。

(2) 財産および損益の状況の推移

区分		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
年度末契約高	個人保険	1,432,370 ^{億円}	1,381,477 ^{億円}	1,353,326 ^{億円}	1,325,065 ^{億円}
	個人年金保険	232,306	235,809	239,372	248,128
	団体保険	943,263	955,119	971,022	978,894
	団体年金保険	126,254	128,541	131,770	133,871
	その他の保険	5,198	5,352	5,401	5,307
保険料等収入		4,647,334 ^{百万円}	4,488,421 ^{百万円}	4,775,136 ^{百万円}	4,526,109 ^{百万円}
資産運用収益		1,661,965	1,652,609	1,649,502	1,776,868
保険金等支払金		3,529,231	3,663,124	3,654,589	3,629,384
経常利益		458,464	410,461	383,518	351,238
当期純剰余		268,604	242,344	259,369	181,410
社員配当準備金繰入額		184,086	218,353	211,818	185,145
総資産		64,814,005	66,472,661	68,084,710	69,071,135

(注) 1. 個人年金保険の年度末契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

2. 団体年金保険の年度末契約高は、責任準備金額です。

3. 2019年度 (当期) の社員配当準備金繰入額については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
経常収益	7,301,817 ^{百万円}	7,609,805 ^{百万円}	8,227,132 ^{百万円}	8,050,657 ^{百万円}
経常利益	528,385	471,825	428,445	281,357
親会社に帰属する当期純剰余	301,969	243,927	278,795	192,137
包括利益	251,754	595,109	307,315	△630,513
純資産額	6,528,981	6,922,373	6,978,221	6,157,210
総資産	72,464,294	74,392,516	78,809,517	80,081,170

(3) 支社等および代理店の状況

区分		前期末	当期末	当期増減 (△)
支社等	支社	99 店	99 店	0 店
	ブランチ	9	9	0
営業部		1,533	1,526	△7
海外駐在員事務所		4	4	0
計		1,645	1,638	△7
代理店		17,493	18,266	773
計		17,493	18,266	773

(注) 1. 「ブランチ」とは、主に都市部法人職域営業に特化した、支社に準じる組織です。
2. 「代理店」には、銀行等の金融機関代理店等も含んでおります。

(4) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	19,392 名	19,425 名	33 名	45.1 歳	12.0 年	295 千円
営業職員	53,868	55,132	1,264	44.7		

(注) 「営業職員」には、営業総合職、採用前に生命保険募集人の登録を受けた者等を含んでおります。

(ご参考) 企業集団の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)
保険業および保険関連事業	86,194 名	87,992 名	1,798 名
資産運用関連事業	782	1,844	1,062
総務関連事業等	2,222	2,286	64
計	89,198	92,122	2,924

(注) 当社および重要な子法人等の使用人数を記載しております。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社	100,000 百万円
日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社	120,000
日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社	90,000
日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社	80,000

(注) 上記借入先は、劣後ローン債権を裏付け資産とする劣後債を発行し、発行代わり金を劣後ローン債権の購入資金に充当しております。

(6) 資金調達の状況

2019年4月、証券化スキームを活用した公募方式により、900億円の劣後特約付借入金の調達を実施しました。

2019年8月、証券化スキームを活用した公募方式により、500億円の基金追加募集を実施しました。

2019年11月、証券化スキームを活用した公募方式により、800億円の劣後特約付借入金の調達を実施しました。

2020年1月、11.5億米ドルの米ドル建劣後特約付社債を発行しました。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	77,969
---------	--------

ロ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

イ. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
大樹生命保険株式会社	東京都千代田区	生命保険業	1947. 8. 1 (株式取得年月日) (2015.12.29)	百万円 167,280	% 82.6
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社	東京都品川区	生命保険業	1947.10. 1 (株式取得年月日) (2018. 5.31)	百万円 30,519	85.11
はなさく生命保険株式会社	東京都港区	生命保険業	2018. 7. 2	百万円 15,000	100
ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資運用業、投資助言業および第二種金融商品取引業に係る業務	1995. 4. 4	百万円 10,000	100
ニッセイ信用保証株式会社	大阪府大阪市	信用保証業務	1980. 4. 1	百万円 950	100
ニッセイ・リース株式会社	東京都千代田区	リース業務	1984. 3.30	百万円 3,099	70
ニッセイ・キャピタル株式会社	東京都千代田区	ベンチャーキャピタル業務	1991. 4. 1	百万円 3,000	100
ニッセイ情報テクノロジー株式会社	東京都大田区	ソフトウェア開発、情報処理サービスおよびシステムの運用・管理	1999. 6.25	百万円 4,000	83.92
Nippon Life Insurance Company of America	Iowa, U.S.A. (New York, U.S.A.)	生命保険業	1972. 8.23 (株式取得年月日) (1991.12.20)	百万US\$ 3.6	96.96
MLC Limited	New South Wales, Australia	生命保険業	1886.12.31 (株式取得年月日) (2016.10. 3)	百万オーストラリア\$ 2,335	80
Nippon Life India Asset Management Limited	Maharashtra, India	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1995. 2.24 (株式取得年月日) (2012. 8.16)	百万インドルピー 6,121	74.99
NLI US Investments, Inc.	Delaware, U.S.A.	投資業	2013. 3.25	US\$ 2	100

- (注) 1. 出資比率の引き上げに伴い、2020年1月13日に、Reliance Nippon Life Asset Management Limitedは、Nippon Life India Asset Management Limitedに社名変更しました。
2. 2020年1月15日、NLI Commercial Mortgage Fund, LLCおよびNLI Commercial Mortgage Fund II, LLCは解散したため、重要な子会社等に該当しなくなりました。
3. 海外に所在する子会社の所在地欄の括弧内書は、本店オフィスの所在地です。

ロ. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
企業年金ビジネスサービス株式会社	東京都品川区	企業年金の制度管理業務	2001.10. 1	百万円 6,000	49 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区	信託銀行業	1985.11.13 (株式取得年月日) 2000. 4.26	百万円 10,000	33.5
長生人寿保險有限公司	中華人民共和国上海市	生命保険業	2003. 9.23	百万人民币 2,167	28.57
Bangkok Life Assurance Public Company Limited	Bangkok, Thailand	生命保険業	1951. 3.23 (株式取得年月日) 1997. 2.24	百万バーツ 1,707	24.21
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited	Maharashtra, India	生命保険業	2001. 5.14 (株式取得年月日) 2011.10. 7	百万インドルピー 11,963	49
PT Asuransi Jiwa Sequis Life	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1984.12.15 (株式取得年月日) 2014.10. 8	百万ルピア 77,630	0.01
Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited	Yangon, Myanmar	生命保険業	2019. 1.24 (株式取得年月日) 2019. 9.10	百万チャット 38,090	35
Post Advisory Group, LLC	California, U.S.A.	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1992. 4.24 (株式取得年月日) 2013. 4.25	百万US\$ 2.6	0
The TCW Group, Inc.	California, U.S.A.	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1971.11.19 (株式取得年月日) 2017.12.27	百万US\$ 200	0
PT Sequis	Jakarta, Indonesia	保険持株会社	2001.10. 9 (株式取得年月日) 2014.10. 8	百万ルピア 4,240	29.26

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2019年8月21日	株式公開買付けにより、Reliance Nippon Life Asset Management Limitedの株式を追加取得し、当社の議決権比率は、53.46%となりました。これにより、同社は、当社の子会社となりました。
2019年9月27日	同社の株式を追加取得し、当社の議決権比率は、75%となりました。 出資比率の引き上げに伴い、2020年1月13日に、同社は、Nippon Life India Asset Management Limitedに社名変更しました。 なお、2020年3月5日に、同社のストックオプションが行使されたことにより、当社の議決権比率は、74.99%となりました。
2019年9月10日	Grand Guardian Life Insurance Company Limitedの株式を新規取得し、当社の議決権比率は、35%となりました。これに伴い、同社は、Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limitedに社名を変更しました。 なお、同社は、2019年11月28日にミャンマー金融当局から生命保険合併事業に係る認可を取得したことにより、当社の重要な子会社等となりました。
2019年12月23日	MLC Limitedに追加出資を行い、同社の資本金は2335百万豪ドルとなりました。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
筒井 義信	代表取締役会長	株式会社帝国ホテル 西日本旅客鉄道株式会社 パナソニック株式会社 株式会社三井住友フィナンシャルグループ	取締役 監査役 取締役 取締役
清水 博	代表取締役社長 〔グループ事業統括本部長〕	一般社団法人生命保険協会	会長
古市 健	代表取締役副会長 〔内部監査部門担当 本店管掌〕	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 京王電鉄株式会社 公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団	取締役 取締役 理事長
中村 克	代表取締役 副社長執行役員 〔リーテイル部門、 ネットワーク事業部門、 販売スタッフ部門（営業 教育、業務、損保業務、 法人職域関係）担当 代理店営業本部管掌 地域総括部長、 人材育成推進本部長、 損保業務推進本部長〕		
赤林 富二	代表取締役 副社長執行役員 〔ホールセール部門、 販売スタッフ部門（法人 営業関係）担当 金融法人本部管掌〕		
有馬 朗人	取締役（社外役員）	学校法人根津育英会武蔵学園 公立大学法人静岡文化芸術大学	学園長 理事長
牛島 信	取締役（社外役員）	弁護士 牛島総合法律事務所 株式会社朝日工業社 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	シニア・パートナー 監査役 理事長
今井 和男	取締役（社外役員）	弁護士 虎門中央法律事務所	代表弁護士
三浦 惺	取締役（社外役員）	日本電信電話株式会社 株式会社広島銀行	特別顧問 取締役
松永 陽介	取締役 専務執行役員 〔資産運用部門統括 資産運用部門（融資、不 動産関係）、 資産運用スタッフ部門（財 務企画関係）担当〕	ニッセイアセットマネジメント株式会社	取締役
三笠 裕司	取締役 専務執行役員 〔総務スタッフ部門（IT統 括・推進関係）、 事務スタッフ部門（サービ ス企画・業務・教育、 お客様サービス関係） 担当 お客様サービス本部長〕	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	取締役
井出口 豊	取締役 専務執行役員 〔海外事業部門、 海外事業スタッフ部門（海 外事業企画関係）担当〕	MLC Limited	Non-Executive Director
藤本 宣人	取締役 常務執行役員 〔総務スタッフ部門（秘書、 関連事業、人事、総務関係）、 コンプライアンス部門、 リスク管理部門、 海外事業スタッフ部門（海 外事業管理関係）担当〕		

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
朝日智司	取締役 常務執行役員 〔資産運用部門(有価証券、特別勘定運用関係)、総務スタッフ部門(企画、グループ事業推進、広報、調査、本店企画広報、主計、法務関係)担当〕	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 大樹生命保険株式会社	取締役 取締役
山内千鶴	取締役 常務執行役員 〔総務スタッフ部門(オリンピック・パラリンピック推進、企画総務、CSR推進、健康経営推進関係)担当 健康経営推進本部長〕		
岩崎裕彦	取締役 常務執行役員 〔代理店部門、金融法人部門、総務スタッフ部門(データビジネス企画開発、商品開発関係)、販売スタッフ部門(営業企画、チャンネル開発、営業勤務、代理店、金融法人関係)担当〕	はなさく生命保険株式会社	取締役
戸田和秀	取締役 執行役員 〔審議役(海外保険事業部)、審議役(海外事業企画部)〕	MLC Limited	Executive Director
大神哲明	取締役 執行役員 〔資産運用スタッフ部門(財務審査、証券管理関係)、事務スタッフ部門(引受、支払関係)担当 お客様サービス副本部長〕		
長谷川 靖	取締役		
田中 聡	取締役		
今井 敬	監査役(社外役員)	日本製鉄株式会社 日本テレビホールディングス株式会社 日本テレビ放送網株式会社	名誉会長 取締役 取締役
豊泉 貴太郎	監査役(社外役員)	弁護士 品川リフラクトリーズ株式会社 三菱石油株式会社	取締役 監査役
但木 敬一	監査役(社外役員)	弁護士 株式会社ミロク情報サービス 株式会社アール・エス・シー	監査役 取締役
佐藤良二	監査役(社外役員)	公認会計士	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
小林一生	常任監査役(常勤)	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 はなさく生命保険株式会社 ニッセイアセットマネジメント株式会社	監査役 監査役 監査役
内海弘毅	監査役(常勤)	ニッセイ信用保証株式会社 ニッセイ・リース株式会社 ニッセイ・キャピタル株式会社	監査役 監査役 監査役

辞任した会社役員(当年度より前の事業年度に係る事業報告に記載の会社役員を除く)は、次のとおりです。

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
小林一生	常任監査役(常勤)	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 はなさく生命保険株式会社 ニッセイアセットマネジメント株式会社	監査役 監査役 監査役 2019年7月2日 取締役辞任
早田順幸			2019年7月2日 取締役辞任
八木 誠			2019年10月4日 取締役辞任

当社は執行役員制度を導入しております。

2020年3月31日現在の執行役員（取締役を除く）は、次のとおりです。

氏名	地位および担当
鬼頭 誠 司	専務執行役員〔本店法人営業本部長〕
田畑 順二郎	専務執行役員〔首都圏営業本部長、首都圏営業本部都心法人職域本部長〕
大村 雅 一	常務執行役員〔法人第一営業本部長、法人第三営業本部長、東日本法人営業本部長〕
細郷 和 幸	常務執行役員〔アジア総支配人、インド総支配人、審議役（海外保険事業部）、 審議役（海外アセットマネジメント事業部）、審議役（海外事業企画部）〕
大野 英 樹	常務執行役員〔東海営業本部長、東海法人営業本部長、代理店営業副本部長（東海）、 金融法人副本部長（東海）〕
中島 俊 浩	常務執行役員〔審議役（資金証券部）〕
大関 洋	執行役員〔審議役（財務企画部）、審議役（海外アセットマネジメント事業部）〕
佐々木 泰	執行役員〔東日本法人営業副本部長、代理店営業副本部長（北海道）、金融法人副本部長（北海道）、 市場開発部長（北海道）、審議役（業務部）〕
赤堀 直 樹	執行役員〔代理店営業本部長〕
原口 達 哉	執行役員〔営業企画部長、チャンネル開発部長〕
佐藤 和 夫	執行役員〔審議役（コンプライアンス統括部）〕
岸 淵 和 也	執行役員〔サービス企画部長〕
岩崎 貢	執行役員〔金融法人本部長、代理店営業副本部長〕
田中 和 之	執行役員〔九州法人営業本部長、代理店営業副本部長（九州）、金融法人副本部長（九州）、 市場開発部長（九州）、審議役（業務部）〕
大澤 晶 子	執行役員〔リスク管理統括部長〕
藤正 紀 洋	執行役員〔近畿営業本部長、本店法人営業副本部長（近畿）〕
馳平 恵 三	執行役員〔法人第二営業本部長〕
大曾根 千 朗	執行役員〔グループ事業推進部長、審議役（総合企画部）〕
木村 稔	執行役員〔米州総支配人、欧州総支配人、審議役（海外保険事業部）、 審議役（海外アセットマネジメント事業部）、審議役（海外事業企画部）〕
高田 保 豊	執行役員〔審議役（グループ事業推進部）〕
前田 隆 行	執行役員〔首都圏営業副本部長、代理店営業副本部長（神奈川）、金融法人副本部長（神奈川）、 市場開発部長（神奈川）、審議役（法人営業推進部）〕
埴 栄 一	執行役員〔調査部長〕
上田 哲 也	執行役員〔IT統括部長、デジタル推進室長〕
舘 誠 一	執行役員〔総合企画部長、審議役（グループ事業推進部）、審議役（CSR推進部）〕
中村 吉 隆	執行役員〔人事企画部長、人事部長〕
秋山 直 紀	執行役員〔審議役（グループ事業推進部）〕
前田 晃 宏	執行役員〔営業教育部長、新育成推進室長、審議役（業務部）〕
久下 真 司	執行役員〔融資総務部長〕
宮 鳩 隆 浩	執行役員〔監査部長〕
伊藤 慎一郎	執行役員〔業務部長〕
岡本 慎 一	執行役員〔財務企画部長〕

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	24	1,030 (235)
監査役	7	236 (112)
計	31	1,266 (348)

- (注) 1. 上記には、2019年7月開催の総代会終結の時をもって退任しました3名の取締役および1名の監査役ならびに2019年10月に退任しました1名の取締役分を含んでおります。
2. 上記「報酬等」には、取締役に対する退任慰労金159百万円および役員賞与金75百万円ならびに監査役に対する退任慰労金102百万円および役員賞与金10百万円を含み、これらの合計を括弧内書しております。
3. 当社の役員に対する報酬等は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」「退任慰労金」で構成しており、総報酬に占める業績連動報酬の割合は35%程度としております（標準額支給の場合）。
業績連動報酬の算出にあたっては、保障責任の全うや安定配当等を指す生命保険事業の長期性、過度なリスクテイクを抑止する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定することとしております。
なお、業績連動報酬の算出の基礎に使用している基礎利益については、2018年度は6782億円（対前年+99億円）となりました。
4. 「総代会で定められた報酬限度額」に相当する金額は、取締役1320百万円、監査役168百万円、計1488百万円（2017年7月4日の第70回総代会および2007年7月3日の第60回総代会で決議）であり、それに対応する支給金額は、取締役870百万円、監査役133百万円、計1004百万円となっております。
5. 上記の他、2012年度以前に退任しました取締役および監査役に対する年金229百万円を当年度に支給しております。
6. 上記の他、先に取り締を退任し、2019年3月に退任しました1名の執行役員に対する退任慰労金を支給しております。
7. 当社は、取締役および監査役の報酬等（退任慰労金を除く）に関する方針について、それぞれ取締役会、監査役協議で決定し、総代会で定められた報酬限度額の範囲内で、職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境・業績等を踏まえた適切な水準とすること等を定めております。
8. 当社は、取締役の報酬等について、上記方針等に従い、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査を踏まえ、社外取締役を委員長とする当社の社外取締役委員会による審議を経て、取締役会において決定しております。また、当社は、監査役の報酬等について、上記方針等に従い、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。
なお、取締役の報酬等について、社外取締役委員会での3回の審議を経て、取締役会において決定しております。

(3) 責任限定契約

(年度末現在)

氏名	責任限定契約の内容の概要
有馬朗人 (取締役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
牛島信 (取締役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
今井和男 (取締役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
三浦惺 (取締役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
今井敬 (監査役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
豊泉貫太郎 (監査役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
但木敬一 (監査役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
佐藤良二 (監査役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
有馬朗人 (社外取締役)	学校法人根津育英会武蔵学園 学園長 公立大学法人静岡文化芸術大学 理事長
牛島信 (社外取締役)	牛島総合法律事務所 シニア・パートナー 株式会社朝日工業社 監査役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長
今井和男 (社外取締役)	虎門中央法律事務所 代表弁護士
三浦惺 (社外取締役)	日本電信電話株式会社 特別顧問 株式会社広島銀行 取締役
今井敬 (社外監査役)	日本製鉄株式会社 名誉会長 日本テレビホールディングス株式会社 取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役
豊泉貴太郎 (社外監査役)	品川リフラクトリーズ株式会社 取締役 三菱石油株式会社 監査役
但木敬一 (社外監査役)	株式会社ミロク情報サービス 監査役 株式会社アール・エス・シー 取締役

(注) 当社と上記の社外役員の兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
有馬朗人 (社外取締役)	2007年7月就任	取締役会15回開催、 うち12回出席	主に、豊富な見識・経験を有する学識経験者としての観点から、発言を適宜行っております。
牛島信 (社外取締役)	2007年7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。
今井和男 (社外取締役)	2008年7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。
三浦惺 (社外取締役)	2017年7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席	主に、豊富な見識・経験を有する会社経営者としての観点から、発言を適宜行っております。
八木誠 (社外取締役)	2017年7月就任 2019年10月退任	取締役会7回開催、 うち7回出席	主に、豊富な見識・経験を有する会社経営者としての観点から、発言を適宜行っております。
今井敬 (社外監査役)	1995年7月就任	取締役会15回開催、 うち13回出席 監査役会12回開催、 うち12回出席	主に、豊富な見識・経験を有する会社経営者としての観点から、発言を適宜行っております。
豊泉貴太郎 (社外監査役)	2004年7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席 監査役会12回開催、 うち12回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。
但木敬一 (社外監査役)	2009年7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席 監査役会12回開催、 うち12回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。
佐藤良二 (社外監査役)	2016年7月就任	取締役会15回開催、 うち15回出席 監査役会12回開催、 うち12回出席	主に、豊富な見識・経験を有する公認会計士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	9	136 (12)	-

- (注) 1. 上記には、2019年10月に退任しました1名の取締役分を含んでおります。
2. 上記「保険会社からの報酬等」には、取締役に対する役員賞与金6百万円および監査役に対する役員賞与金5百万円を含み、これらの合計を括弧内書しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

基金拠出額	100,000百万円
-------	------------

(2) 当年度末基金拠出者数

当年度末基金拠出者数	2名
------------	----

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
日本生命2017基金特定目的会社	50,000 百万円	50.00 %
日本生命2019基金流動化株式会社	50,000	50.00

(注) 上記基金拠出者は、基金債権を裏付け資産とする社債（特定社債を含む）を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 樋口誠之 指定有限責任社員 業務執行社員 白田英生 指定有限責任社員 業務執行社員 牧野あや子	公認会計士法（昭和23年法律第103号） 第2条第1項の業務に係わる報酬等の額 350百万円	当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠、会計監査の職務遂行状況、取締役その他社内関係部署の意見等について確認を行い、審議した結果、これらについて相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。
	上記以外の業務に基づく報酬等の額 49百万円	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「企業年金等に関する業務の内部統制の整備・運用状況に関する検証業務」「ディスクロージャーに関する内容確認業務」等についての対価を支払っております。

(注) 当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額656百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、当社監査役会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

ロ. 当社の重要な子法人等である、Nippon Life Insurance Company of America、MLC LimitedおよびNippon Life India Asset Management Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（Deloitte & Touche LLP、Ernst & Young AustraliaおよびS.R. Batliboi & Co. LLP）の監査を受けております。

ハ. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する会計監査人に関する各種指針等に基づき策定した基準により、会計監査人が独立性や専門性を有しているか等について確認を行い、会計監査人の評価および選定を行っています。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

保険業法第53条の14第4項第6号および保険業法施行規則第23条の8に基づく体制の整備についての取締役会決議は以下の通りです。

(1) 当会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ①当会社におけるコンプライアンスを推進するための基本的な方針として、「コンプライアンス基本方針」を定め、また、当会社の全ての取締役・執行役員および使用人が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定めた「行動規範」を制定する。
- ②財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の基本計画」を定め、財務報告に係る内部統制の構築を図るとともに、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施することとする。
- ③取締役会における監督機能と執行機能の一体性を確保するため、特定の業務分野を担当する取締役で全事業領域を分担する体制とし、各取締役は、職務の遂行にあたっては、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。取締役が他の取締役の法令および定款に違反する事実または違反のおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査役および取締役会に報告することとする。
- ④取締役会決議に基づき特定の業務分野を担当する取締役は、担当する業務分野全体の法令等遵守体制を構築し適切な指示を行う責任を負うとともに、社内規程に基づき、必要な事項を取締役会または経営会議に付議ないし報告することとする。
- ⑤取締役の業務執行に関する監督機能の強化を図るため、総代会において、社員の代表である総代が会社の重要事項に関する審議と決議を行い、取締役会には社外取締役・社外監査役が参画するとともに、取締役会における監督機能と執行機能の高度化を図るため、取締役会の諮問機関として、全ての社外取締役を委員としかつ委員の過半数を業務執行取締役以外の取締役とする「社外取締役委員会」を設置することとする。また、経営の適正性を期するための経営諮問機関として、社員または学識経験者の中から総代会で選任された社外有識者から構成される「評議員会」を設置することとする。評議員会において取締役会からの諮問事項、会社の重要事項および社員からの会社経営に関する意見について真摯に受けとめ検討し、その結果を総代会に報告することとする。
- ⑥監査役は、法令および定款の定めに基づき、取締役の職務の執行が、法令および定款に適合して正当に行われているか否かを監査し、適法性を欠く事実または欠くおそれのある事実を発見したときは、取締役会に報告し、当該取締役の行為が会社に著しい損害をおよぼすおそれのある場合は、その行為の差し止め請求を行うこととする。

(2) 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関する事項

- ①当会社の取締役の職務の執行に係る情報については、「情報資産保護に関する基本方針」に基づき、当会社の全ての取締役・執行役員および使用人が、経営機密情報、営業情報等の当会社が保有・管理する全ての情報資産について、関連する法令および規程を遵守の上、それらを適切に取扱い保護していくこととする。各種情報資産については、「文書管理規程」を制定し、情報資産の保存年限および保管方法を定め、情報資産の保存および管理の徹底を図ることとする。また取締役および監査役は、取締役会議事録、経営会議議事録および決裁書を始めとした文書管理規程によって定められた情報資産を閲覧できることとする。
- ②経営会議の諮問機能を担う下部機関として、コンプライアンス委員会およびその専門部会である「情報資産保護部会」を設置し、関係役員・部長を構成員として、社内横断的に当社が保有する全ての情報資産の保護制度の確立と推進および情報資産保護に係る諸問題の審議を行う体制をとることとする。
- ③当会社の全ての取締役・執行役員および使用人の情報資産保護の徹底を図る観点から、コンプライアンス統括部内に「情報資産管理室」を設置し、情報資産保護に関する企画立案・管理統括機能の強化を図ることとする。

(3) 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- ①当社が目指す収益ならびにそのために引受けるリスクの種類およびその程度、ならびにそれらの着実かつ適切な実現に向けたリスク管理についての基本的な方針として、取締役会にて「リスク選好およびリスク管理の

基本方針」を定める。取締役会は、適切なリスクマネジメントを行うため、統合的なリスク管理に関する方針および各種リスクの管理に関する方針を定めるとともに、必要な管理体制を整備することとする。取締役会は、日常的なリスク管理を経営会議に委任し、経営会議は、取締役会から委任を受けた事項を、経営会議の諮問機能を担う下部機関である「リスク管理委員会」に諮問することができることとする。また、リスク管理委員会は、経営会議から諮問を受けた事項を、リスク管理委員会の諮問機能を担う下部機関である「各種リスク管理専門委員会」に諮問することができることとする。

②取締役会にて「統合的なリスク管理方針」を定め、会社全体のリスクの状況について、自己資本等の各種リスクへの配賦を行った上で、リスク量のモニタリングを行うとともに、定量的な分析も踏まえ、会社のリスクを明示的に取り出し、経営資源配分等に結び付けて体系的に統合管理することとする。統合的なリスク管理については、リスク管理委員会を担当委員会とし、リスク管理統括部を統合的なリスク管理組織として位置付け、当会社の業務執行に係る各種リスクを統合管理することとする。

③各種リスクとして、以下(ア) から(ク) のリスクを認識し、(ア) および(ク) についてはリスク管理委員会、(イ) ～(オ) については運用リスク管理専門委員会、(カ) については事務リスク管理専門委員会、(キ) についてはシステムリスク管理専門委員会を担当委員会とし、リスク管理統括部等をリスク管理組織として位置付けることとする。

(ア) 保険引受リスク

「保険引受リスク管理方針」を定め、安定的な保険金等の支払が可能となる適切な保険料率の設定を行うとともに、適切なALM管理を実施し、健全性の確保を図る。また適正な契約選択・査定および支払を行い、適切かつ効果的な予算編成と執行による、厳格な事業費管理を実施する。

(イ) 資産運用リスク

「資産運用リスク管理方針」を定め、保有する資産・負債の価値変動によるリスク量を常に把握し、経営体力との比較において、過度のリスクを取ることをしないよう管理を行うとともに、ALM管理の観点から、負債特性に応じた資産運用を実施し、信用リスク、市場リスク、不動産投資リスクの統合管理を行う。

(ウ) 信用リスク

「信用リスク管理方針」を定め、信用リスクに見合った個別取引を実行すると共に、ポートフォリオ全体の与信量およびその偏在を調整し、資産横断的な信用リスクの統合管理を行う。

(エ) 市場リスク

「市場リスク管理方針」を定め、ポートフォリオ全体の資産配分の見直しや、金利、為替、株式等の各種感応度を調整し、資産横断的な市場関連リスクの統合管理を行う。

(オ) 不動産投資リスク

「不動産投資リスク管理方針」を定め、投資金額が巨額で流動性が低いという一般的な不動産投資の特性を認識した上で、他の資産への投資に対するリスクと比較検討し、適切な資産配分を行うとともに、地価動向、災害等を踏まえた分散投資を行い、リスクの軽減を図る。

(カ) 事務リスク

「事務リスク管理方針」を定め、事務処理内容の明確化とその教育の徹底を通じ、誤った事務処理を防止するとともに、内部牽制体制の構築を通じて、疎漏、不正等の早期発見、根絶を図る。

(キ) システムリスク

「システムリスク管理方針」を定め、各種安全対策方針・マニュアルの策定、インフラ整備、使用人への指導・徹底等を通じ、地震等の天災や、コンピュータの不正使用・ソフト誤作動等の人災に起因する損失の極小化を図る。

(ク) 流動性リスク

「流動性リスク管理方針」を定め、保険の解約等により発生し得る資金流出額を想定し、必要となる資金を確保するため、ポートフォリオに流動性の高い資産を一定額以上組み入れるなど、資産・負債の両面から流動性の評価・管理を行う。

(4) 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

①当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則と

して月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとする。取締役会は、経営の基本方針を定め、法令等に抵触しない範囲内で、日常全般的な執行方針の確立と業務執行の全般的統制を、会長、副会長、社長、取締役会で業務を執行する取締役として選定された取締役、役付執行役員、総合企画部長および案件に応じて社長が指名する執行役員をもって構成される経営会議に委任することとする。また、当会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に、経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定することとする。取締役の業務執行については、取締役会規則に基づき、取締役は取締役会に対し3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うこととする。

- ・販売関係業務執行の経過および結果
- ・資産運用関係業務執行の経過および結果
- ・保険成績
- ・収支・資産状況
- ・その他重要な経営執行の経過および結果に関する事項

- ②取締役会の決議により、特定の業務分野を担当する執行役員兼務の取締役と業務執行を担当する執行役員を配置し、現場・実務に根ざした迅速な意思決定を行うこととする。取締役および執行役員は、職務の遂行にあたっては、「組織規程」および「職務権限規程」の定めるところにより、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。
- ③取締役会には社外取締役・社外監査役が参画し、取締役の業務執行に関する監督機能の強化を図るとともに、取締役会の諮問機関として「社外取締役委員会」を設置し、取締役会における監督機能と執行機能の高度化を図ることとする。また、評議員会において取締役会からの諮問事項、会社の重要事項および社員からの会社経営に関する意見について真摯に受けとめ検討し、その結果を総代会に報告することとする。

(5) 当会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ①当会社におけるコンプライアンスを推進するための基本的な方針として、「コンプライアンス基本方針」を定め、また、当会社の全ての取締役・執行役員および使用人が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定めた「行動規範」を制定する。これらコンプライアンス基本方針および行動規範に基づく当会社におけるコンプライアンスを実現するため、全社的にコンプライアンスを統括する「コンプライアンス統括部」を設置するとともに、具体的な手引書として「法令遵守マニュアル」および具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定することとする。
- ②取締役会は法令等遵守に関する事項につき審議を尽くし決議を行うとともに、必要に応じてコンプライアンスに関わる事項の報告を受けることとする。また、経営会議の諮問機能を担う下部機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守体制の全般的統制・管理を行うこととする。
- ③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も含め、一切の関係遮断に取り組むこととし、その実現に向けた社内体制の整備として、コンプライアンス委員会の専門部会である「反社会的勢力対策部会」を設置し、一般社団法人生命保険協会や警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団等の反社会的勢力に関わる対策の協議および社内啓蒙の推進等を行うこととする。また、「総務部」を反社会的勢力対応組織として位置づけ、不当要求等の事案が発生した際には、速やかに総務部へ報告する体制とする等、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築することとする。
- ④「利益相反管理方針」を定め、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備することとする。
- ⑤「内部監査基本方針」を定め、内部監査部門として執行部門から独立した「監査部」を置くこととする。監査部は、被監査組織から独立した担当取締役または担当取締役の職務・権限等を代行する執行役員の指揮のもと、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について企業会計審議会意見書を基準に、実査および評価を行うこととする。内部監査結果については、取締役会および監査役等への報告ならびにコンプライアンス委員会への連携を行うこととする。
- ⑥法令等遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報もしくは行動規範に基づく行動規範照会により内部通報を行うことが可能な体制を整備することとする。

⑦監査役は当会社の法令等遵守体制および公益通報者保護法に基づく通報または行動規範照会制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

(6) 当会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

- ①当会社グループにおける業務の適正を確保するためにグループ会社に対して行う経営管理の基本的な方針として、「グループ会社管理基本方針」を定める。また、グループ会社の経営管理を行うための具体的な経営管理体制およびグループ会社に対応を求める事項を定めた「グループ会社経営管理規程」を制定し、グループ会社毎に設定する管理担当部およびグループ事業推進部、海外事業管理部その他の関係組織が相互に連携して、法令等に抵触しない範囲内で、グループ会社に対し横断的および個別別に経営管理を実施する体制をとることとする。
- ②各管理担当部または関係組織は、グループ会社に対し、経営状況やコンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的な報告を求め、またコンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や異常事象等について速やかな報告を求めることとする。
- ③各管理担当部または関係組織は、グループ会社からの報告を受け、各種体制の整備および個別事項への対応について適宜管理・指導を実施することとする。また、当会社の取締役・執行役員または使用人が適宜グループ会社の取締役または監査役に就任し取締役会等に出席することを通じて、当該グループ会社の取締役の職務の執行を監督・監査することとする。
- ④グループ会社に対するリスク管理については、「グループ会社リスク管理方針」に基づき、当会社グループに係る統合的リスク管理を行うとともに、各グループ会社に対し、リスクの種類、特性および軽重に応じて、当会社における各種リスク管理を適用することとする。
- ⑤グループ会社におけるコンプライアンスの確保については、「グループ会社コンプライアンス方針」に基づき、各グループ会社に対し自律的なコンプライアンス体制の整備を求め、当該体制の整備状況についてモニタリングすることとする。
- ⑥各管理担当部または関係組織は、コンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や重大な異常事象等について、適宜当会社のコンプライアンス委員会・リスク管理委員会または各種リスク管理専門委員会に報告を実施することとし、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会または各種リスク管理専門委員会は、当該報告等を受け、法令等に抵触しない範囲内で、コンプライアンスおよびリスク管理の改善・強化に向けた指示等を適宜実施し、その結果等について取締役会または経営会議に適宜報告することとする。また、監査部は、「グループ会社内部監査方針」に基づき、法令等に抵触しない範囲内で、グループ会社に対する監査を適宜実施することとし、各管理担当部は、監査結果の連絡を受け、適宜管理・指導を実施することとする。

(7) 当会社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の当会社の取締役からの独立性および当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当会社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制として、「監査役室」を設置し、当会社の使用人から監査役職務を補助すべき使用人（以下監査役補助者という）を任命することとする。
- ②監査役補助者の任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役会が規程により定めた監査役の同意を得た上で行うこととし、取締役からの独立を確保することとする。
- ③監査役職務を補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査役補助者には必要な知識・能力を備えた十分な数の使用人を任命することとし、監査役補助者は、監査役補助職務に関して専ら監査役の指示に従うこととする。

(8) 当会社の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

- ①当会社の取締役・執行役員および使用人は、重大な法令・定款違反その他当会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について速やかに監査役に報告することとし、またコンプライアンス、リスク管理の状況および内部監査結果等について定期的に監査役に報告することとする。
- ②実質子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた管理担当部もしくはグループ

事業推進部、海外事業管理部その他の関係組織は、当該実質子会社における重大な法令・定款違反その他当会社の業務、業績またはレピュテーションに影響を与える重要な事項について速やかに当会社の監査役に報告することとし、また、各管理担当部、グループ事業推進部または海外事業管理部は、実質子会社におけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する異常事象の発生状況について定期的に当会社の監査役に報告することとする。

- ③前①②に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当会社の取締役・執行役員および使用人ならびに実質子会社の取締役、監査役および使用人等に対して報告を求めることができることとする。
- ④公益通報者保護法に基づく通報または行動規範照会制度を適切に運用し、各通報・照会の内容を速やかに監査役に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告することとする。
- ⑤監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないこととする。監査役は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた事実を知ったときは、取締役に対してその是正を要請することができることとする。

(9) 当会社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針およびその他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ①監査役がその職務の執行について必要な費用（弁護士、公認会計士その他の社外の専門家を活用するための費用、監査役補助者の監査役補助職務に関する費用を含む）の請求をしたときは、これを支払うこととする。
- ②監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の経過および業務執行の状況等を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べるができることとする。
- ③監査役は、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するとともに、事業の状況、重要な会社財産の取得・処分および管理ならびに競業取引等の状況等についても、必要に応じて、取締役・執行役員または使用人に対しその説明を求めることができることとする。監査役職務執行上必要があるときは、会社業務全般を把握するため事業所の調査を行うこととし、また実質子会社に対し事業の報告を求め、その業務および財産の調査を行うことができることとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りです。

(1) 当会社の取締役職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「コンプライアンス基本方針」および「行動規範」等を制定し、取締役を含む全役員・職員に、法令等を遵守して行動することを周知徹底している。取締役会で重要な案件を決議する場合等は「法務部審査要領」等に基づき、当該案件内容の法令への適合性や経営判断としての合理性の審査を行っている。
- ・また、特定の業務分野を担当する取締役（後記(4)参照）が取締役会に対して3ヶ月に1回以上、業務執行の状況を報告すること、および社外取締役委員会で取締役の指名・報酬に係る案件等を審議すること等を通じ、取締役の業務執行の監督を行っている。【2019年度、取締役会を15回、社外取締役委員会を9回開催】
- ・さらに、「内部通報規程」等を制定し、公益通報者保護法に基づく通報または行動規範に基づく行動規範照会の窓口を社内・社外に設置し、当該窓口を取締役に関する通報・照会があった場合、速やかに監査役に報告の上、適切に対応している。

(2) 当会社の取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関する事項

- ・当社は、「情報資産保護に関する基本方針」等を制定するとともに、コンプライアンス委員会の諮問機関として情報資産保護部会を設置すること等を通じ、取締役を含む全役員・職員に対する情報資産保護の徹底に取り組んでいる。
 - －情報資産保護部会は、情報事故の分析等を通じ、当社、グループ会社等および当社の業務委託先に対する情報事故防止取組を徹底。【2019年度、情報資産保護部会を3回開催】
 - －「個人情報漏えい等対策本部規程」を制定し、個人情報漏えい等対策本部の立ち上げに関する訓練の実施等を通じて、重大な個人情報の漏えい等による二次被害の拡大防止に向けた態勢を整備。
- ・また、「取締役会規則」および「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録の作成・保存・管理を行っている。

(3) 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- ・当社は、「リスク選好およびリスク管理の基本方針」等を制定するとともに、リスク管理委員会およびリスク管理委員会の諮問機関である各種リスク管理専門委員会を設置すること等を通じ、総合的かつ専門的な見地から当事業に係るリスクの現状分析・評価を行う等、適切にリスク管理を行っている。
 - －リスク管理委員会および各種リスク管理専門委員会は、各種リスクに関する管理方針・管理手法等を協議し、専門的な観点から現状を分析・評価した上、リスク管理に関する適切な対応を実施。さらに、リスク管理委員会にて各種リスクを統合し、当社全体のリスク量が自己資本等の範囲内に収まるよう定期的なモニタリングを実施。【2019年度、リスク管理委員会を14回、各種リスク管理専門委員会として、事務リスク管理専門委員会を5回、システムリスク管理専門委員会を6回、運用リスク管理専門委員会を13回開催】
 - －システムリスク管理については、サイバー攻撃によるお客様情報や経営機密情報の漏えい対策として、サイバーセキュリティに関する対策を実施。

(4) 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「組織規程」を制定し、必要な組織および職制を定めるとともに、「職務権限規程」を制定し、取締役を含む管理職位の職務の遂行に関する必要な責任と権限を定めること等を通じ、当社の業務執行を効率的に行っている。
 - －2020年3月に組織改正を行い、海外ガバナンス体制の強化、お客様との接点創出および幅広い価値の提供に向けた体制整備等を実施。
- ・また、「組織規程」では、取締役が必要に応じ、特定の業務分野を担当する旨を規定するとともに、取締役会の決議により、各業務分野を担当する執行役員兼務の取締役と業務執行を担当する執行役員を配置することを通じ、現場・実務に根ざした迅速な意思決定を行っている。

(5) 当会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「コンプライアンス基本方針」等を制定するとともに、年度ごとに具体的な実践計画として「全社コンプライアンス・プログラム」を策定すること、およびコンプライアンス委員会を設置すること等を通じ、全役員・職員に対して法令等遵守意識の向上と法令等遵守取組に関わる指導・支援を行っている。
 - －「全社コンプライアンス・プログラム」では、年度ごとの全社的なコンプライアンス取組事項を明示し、それを受け、各部・支社等は組織ごとの「コンプライアンス・プログラム」を策定および実行するとともに、その進捗状況および達成状況に対する自己評価を行い必要な改善を実施。
 - －コンプライアンス委員会は、コンプライアンス課題に関する対応策の審議、取組状況のモニタリング等を通じ、保険募集管理を含むコンプライアンス体制の全般的統制・管理を実施。また、反社会的勢力との関係遮断については、コンプライアンス委員会の諮問機関である反社会的勢力対策部会において取組状況等を確認。【2019年度、コンプライアンス委員会を3回、反社会的勢力対策部会を3回開催】
 - －ハラスメントに関連する法律の施行（2020年6月1日）を踏まえ、「就業規則」を改正するとともに、ハラスメントを防止するために全役職員等が遵守すべき事項等を定めるため、「ハラスメント防止規程」を新設。
- ・利益相反管理については、「利益相反管理方針」および「利益相反管理規程」を制定し、当社および子金融機関等がお客様と行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理している。
 - －特に、当社が保有する株式の議決権行使の場面においては、利益相反が生じ得る場面を特定・基準化し、当基準に従って選定した重要議案について、社外取締役等の社外委員を過半とするスチュワードシップ諮問委員会に諮問・報告することで、利益相反の適切な管理を実施。
- ・内部監査については、「内部監査基本方針」等を制定し、執行部門から独立した監査部が実施する監査の目的と範囲ならびに監査部の責任と権限等を規定している。
 - －内部監査結果については、取締役会、監査役およびコンプライアンス委員会等に対し定期的な報告を実施。
- ・コンプライアンス統括部は、「内部通報規程」に基づき、職員等からの、組織的または個人的な不正行為等に関する相談または通報を受けることにより、不正行為等の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス統括部および社外の弁護士事務所内部通報窓口を設置している。

(6) 当会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「グループ会社管理基本方針」を制定し、各グループ会社による自律的な経営を前提としつつ、当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社に対し、横断的および個別別に経営管理を行っている。
- ・また、グループ会社に対する経営管理は、各グループ会社の事業領域・規模、当社による経営関与の度合いおよびグループ戦略上の重要性等に応じて実施している。
 - －2020年3月に、管理担当部・海外グループ会社に対し、専門性に根差した指導・調整等を行う「海外事業管理部」を新設。
 - －リスク管理については、「グループ会社リスク管理方針」を制定し、当社グループに係る統合的リスク管理を行うとともに、各グループ会社の特性等を踏まえて定める区分に応じて、当社における各種リスク管理の適用および当該グループ会社による各種リスク管理に関する管理・指導等を実施。
 - －コンプライアンスについては、「グループ会社コンプライアンス方針」を制定し、各グループ会社に対し自律的なコンプライアンス体制の整備を求め、当該体制の整備状況についてモニタリングすること等を通じて、グループ会社における不正を防止しコンプライアンスを確保するための管理・指導等を実施。
 - －内部監査については、「グループ会社内部監査方針」を制定し、グループ会社に対する監査を当社が直接またはグループ会社の内部監査部門と連携して実施するとともに当該監査の結果について、グループ会社ごとに設定している管理担当部に連携し、管理担当部は当該グループ会社が行う改善取組に対する管理・指導を実施。
 - －リスク管理、コンプライアンスおよび内部監査については、グループ会社における担当部門と意見交換を実施し、当社グループにおけるリスク管理、コンプライアンス、内部監査の高度化に向けた取組を実施。

(7) 当会社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の当会社の取締役からの独立性および当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査役職務を補助すべき組織として「監査役室」を設置し、また、監査役補助者の任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分について、監査役の同意を必要とすること等を通じ、監査役補助者の取締役からの独立性を確保している。
- ・また、監査役補助者には、監査役補助業務に必要な知識・能力を備えた者を任命すること等を通じ、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保している。
 - －2019年度末時点で、法律・会計や海外業務に精通する等、監査役補助業務に必要な知識・能力を備えた監査役補助者を13名任命。

(8) 当会社の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「コンプライアンス基本方針」、「リスク選好およびリスク管理の基本方針」および「内部監査基本方針」等を制定し、重大な法令・定款違反その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査役に報告する体制とするとともに、コンプライアンス、リスク管理の状況および内部監査結果等について、定期的に監査役に報告している。
- ・また、「内部通報規程」に基づく通報・照会の内容を全件速やかに監査役に報告するとともに、内部通報制度の運用状況を定期的に監査役に報告している。当該通報・照会を行った者に対しては、同規程に基づき、通報・照会を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益取扱いや通報者の職場環境の悪化がないよう適切な措置を講じている。

(9) 当会社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針およびその他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「監査役監査基準」の制定等を通じ、監査役が監査役監査に必要な費用を会社に請求する体制を整備しており、監査役から当該費用の請求があった場合は当該費用の支出を行っている。
- ・また、同基準に基づき、監査役による取締役会等の主要な会議への出席、決裁書等の重要書類の閲覧、当社事業所の調査、実質子会社に対する事業の報告徴求等、監査役が監査が実効的に行われるために必要な措置を講じている。

7. その他

(経営・相互会社制度運営に関する事項)

1. 2019年5月23日および11月20日、評議員会を開催しました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、2020年3月の評議員会を中止としました。
2. 2019年7月2日、第72回定時総代会において、定款の一部変更が決議され、2019年7月5日、認可事項について金融庁長官の認可を得、2019年7月8日、届出事項について金融庁長官へ届け出を行いました。この定款の一部変更は、500億円の基金を新たに募集するためのものです。
3. 2019年7月26日、12月9日および2020年3月10日、2021年度総代改選に関する総代候補者選考委員会が開催されました。
4. 2019年8月1日、基金500億円を追加募集しました。この結果、基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は1兆4000億円となりました。
5. 2019年12月3日、総代懇談会を開催しました。
6. 2020年1月から3月にかけて、全国の支社等104会場で開催した「ニッセイ懇話会」において、総代155名を含む、ご契約者等2,397名から、5,053件のご意見・ご要望をいただきました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、3月12会場のニッセイ懇話会を书面開催としました。
7. 2020年3月31日現在の社員数は9,706,575名、総代数は198名です。

(商品・サービス等に関する事項)

1. 2019年4月、「ニッセイみらいのカタチ」の「総合医療保険」を刷新した、「入院総合保険 “NEW in 1”」を発売しました。日帰り入院からまとまった金額の「一時金」をお受け取りいただくことで、入院中の費用だけでなく、入院前後の通院・入院準備費等をカバーすることができます。また、入院を伴わない手術（外来手術）や先進医療（先進医療給付あり型の場合）も保障します。
2. 2019年4月、全国の銀行等の提携金融機関において、「ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険 “ロングドリームGOLD3”」を発売しました。従来販売していた「ロングドリームGOLD2」を進化させ、複利で「ふやすタイプ」や毎年定期支払金を「うけとるタイプ（指定通貨で10年一定）」に加えて、ご契約時に定期支払金額を円建で固定し、毎年決まった金額を円で受け取れる「うけとるタイプ（円で10年一定）」を選択できるようになりました。
3. 2019年10月、全国の銀行等の提携金融機関および代理店において、「ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険・ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険（定率のみ型）“夢のプレゼント2”」を発売しました。従前販売していた「夢のプレゼント」を進化させ、「円で目標設定タイプ」や「そのまま受取タイプ」に加え、運用実績連動部分をなくし、定率部分のみで運用を行う「円で目標設定（定率のみ）タイプ」を選択できるようになりました。

(お客様の声を経営に反映する取組に関する事項)

1. 当社では、当社の消費者志向経営に関する理念や取組方針を記載した「消費者志向自主宣言」に基づき、「お客様の声」を経営にいかす取組を実施しております。2019年度は全国の支社・ライフプラザ等において、214.1万件のお声を頂戴しました。このうち「お客様から寄せられるご不満の申し出（事実関係の有無は問わない）」である苦情は5.4万件、ご意見・ご要望は2.8万件、手続時等の場面でいただいたお褒めや感謝の声は32.8万件となっております。とりわけお客様からの苦情やご意見・ご要望については発生原因等を分析し、その結果を営業職員の活動や事務サービスの改善等に反映させる取組を進めております。また、お客様の声を経営にいかす取組の結果をまとめた「お客様の声白書」を2019年11月に発行しました。当白書はお客様との対話ツールとして活用しております。

(社会貢献活動に関する事項)

1. 地域・社会への貢献の面では、約7万人の役員・職員が社会貢献活動に取り組む「ACTION CSR-V～7万人の社会貢献活動～」を展開しており、自治体と協力した活動やボランティア活動に取り組みました。また、当社野球部・女子卓球部による「スポーツ教室」を28カ所で開催しました。

2. 環境面では、全国約200カ所の「ニッセイの森」を中心に20カ所で森林保全活動に取り組んだ他、ライフプラザでの「ニッセイ森の教室」等、子ども向け環境教育を継続して実施しました。
3. 児童・青少年の健全育成の面では、ライフデザインの重要性を学ぶ「出前授業」「受入授業」を全国105校の中学・高校において展開するとともに、要望があった中学校11校にはライフデザイン教材「わたしの未来設計図」を提供しました。また、全国のライフプラザで「夏休みキッズセミナー」を実施しました。加えて、本格的な舞台芸術の鑑賞機会を提供する「ニッセイ名作シリーズ」に小学生から高校生までの子どもたちを招待しました。
4. 2019年7月2日の取締役会決議により、社会厚生福祉事業助成資金のうちから、公益財団法人日本生命済生会へ24億2000万円^(※)を、公益財団法人ニッセイ文化振興財団へ1億7800万円を、公益財団法人日本生命財団へ1億8500万円を、公益財団法人ニッセイ緑の財団へ1億2200万円を、公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団へ9500万円を支出しました。

※2017年12月に竣工した日本生命病院の建物の一部現物（14億7300万円分）を含む。

(役員に関する事項)

1. 2019年7月2日、第72回定時総代会において、取締役に中村克、有馬朗人、牛島信、三浦惺、八木誠、三笠裕司、藤本宣人、朝日智司の8名が再選任され、また、山内千鶴、岩崎裕彦、大神哲明の3名が新たに選任され、それぞれ就任しました。また、同日、監査役に小林一生が新たに選任され、就任しました。なお、有馬朗人、牛島信、三浦惺、八木誠の4名は社外取締役です。
2. 2019年7月2日の取締役会決議により、同日付で、取締役副社長執行役員中村克が代表取締役に再度選定され、就任しました。
3. 2019年7月2日の監査役会決議により、同日付で、常勤の監査役に、監査役小林一生が新たに選定され、また、監査役内海弘毅が再度選定され、それぞれ就任しました。
4. 2019年7月2日、監査役の互選により、同日付で、監査役小林一生が常任監査役に新たに選定され、就任しました。
5. 2019年10月4日付で、取締役八木誠が取締役を退任しました。
6. 2020年3月2日の取締役会決議により、2020年3月25日付で、取締役常務執行役員三笠裕司、同井出口豊の両名が取締役専務執行役員に新たに選定され、就任しました。また、2020年3月25日付で、取締役常務執行役員戸田和秀が取締役執行役員に変更されました。
7. 2020年3月25日付で、取締役常務執行役員長谷川靖、同田中聡の両名が執行役員を退任しました。

計算書類

2019年度 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,020,742	保険契約準備金	57,454,671
現金	132	支払備金	190,602
預貯金	1,020,609	責任準備金	56,220,282
コールローン	422,906	社員配当準備金	1,043,785
買入金銭債権	219,068	再保険借	403
金銭の信託	33,779	社債	1,155,320
有価証券	57,108,802	その他負債	2,550,660
国債	22,096,083	売現先勘定	1,051,931
地方債	779,033	借入金	408,248
社債	2,114,396	未払法人税等	65,352
株式	7,901,082	未払金	276,297
外国証券	20,651,209	未払費用	67,334
その他の証券	3,566,997	前受収益	16,094
貸付金	7,411,809	預り金	113,736
保険約款貸付	554,285	預り保証金	86,630
一般貸付	6,857,523	先物取引差金勘定	31
有形固定資産	1,681,851	金融派生商品	363,716
土地	1,124,273	金融商品等受入担保金	76,303
建物	518,409	リース債務	7,481
リース資産	7,772	資産除去債務	5,330
建設仮勘定	16,047	仮受金	11,973
その他の有形固定資産	15,346	その他の負債	197
無形固定資産	192,824	役員賞与引当金	92
ソフトウェア	100,009	退職給付引当金	374,460
その他の無形固定資産	92,815	役員退職慰労引当金	4,304
再保険貸	379	ポイント引当金	8,864
その他資産	941,616	価格変動準備金	1,448,014
未収金	119,601	繰延税金負債	98,548
前払費用	21,276	再評価に係る繰延税金負債	103,072
未収収益	291,473	支払承諾	75,110
預託金	33,559	負債の部合計	63,273,522
先物取引差入証拠金	55,062	(純資産の部)	
先物取引差金勘定	484	基金	100,000
金融派生商品	362,848	基金償却積立金	1,300,000
仮払金	4,756	再評価積立金	651
その他の資産	52,554	剰余金	353,780
支払承諾見返	75,110	損失填補準備金	18,394
貸倒引当金	△2,686	その他剰余金	335,386
投資損失引当金	△35,068	危険準備積立金	71,917
		社会厚生福祉事業助成資金	351
		圧縮積立金	63,729
		圧縮特別勘定積立金	14,790
		別段積立金	170
		当期末処分剰余金	184,426
		基金等合計	1,754,431
		その他有価証券評価差額金	4,165,946
		繰延ヘッジ損益	△68,056
		土地再評価差額金	△54,706
		評価・換算差額等合計	4,043,182
		純資産の部合計	5,797,613
資産の部合計	69,071,135	負債及び純資産の部合計	69,071,135

貸借対照表の注記

1. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
 2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、すべての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、すべての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、すべての保険契約
 - ④ 上記を除くすべての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除くすべての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除くすべての一時払商品(ユーロ建)契約
 3. 金融派生商品及び金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
 4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
定率法により行っております。
なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。
 - ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
 5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込がないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場又は期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
 6. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 - ① 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ② 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
 - (2) すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 - (3) 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,106百万円(担保・保証付債権に係る額70百万円)であります。
7. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
10. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部及び外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部及び外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジ及び振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|-------------------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ | 貸付金、外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
15. 当期より当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
16. 当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日企業会計基準委員会実務対応報告第39号）に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。
17. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約及び一部の終身保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2018年度より、一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を5年間にわたり追加して積立てることとしております。また、当期より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積立てることとし、当期末において既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、6年間にわたり段階的に積立てることとしております。この結果、当期に追加積立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が186,113百万円増加し、また、経常利益及び税引前当期純剰余が186,113百万円減少しております。
18. 一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性をふまえた上で、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、効率的な資産運用を図る観点から、主に現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップ及び金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプション及び通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株式指数先物及び株式指数オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性にあわせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。このほか、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュエーション・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による厳格な審査を実施する体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

19. (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額 (*1)	時価 (*2)	差額
現金及び預貯金 (譲渡性預金)	162,898	162,898	－
その他有価証券	162,898	162,898	－
買入金銭債権	219,068	227,881	8,813
責任準備金対応債券	172,487	181,301	8,813
その他有価証券	46,580	46,580	－
金銭の信託	33,779	33,779	－
売買目的有価証券	33,779	33,779	－
有価証券	55,534,752	59,335,710	3,800,958
売買目的有価証券	681,159	681,159	－
責任準備金対応債券	21,587,246	25,331,983	3,744,736
子会社株式及び関連会社株式	134,202	190,424	56,222
その他有価証券	33,132,143	33,132,143	－
貸付金 (*3)	7,410,198	7,647,131	236,933
保険約款貸付	554,120	554,120	－
一般貸付	6,856,077	7,093,011	236,933
金融派生商品 (*4)	(868)	(868)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	51,018	51,018	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(51,886)	(51,886)	－
社債 (*3, *5)	(1,155,320)	(1,105,967)	(△49,352)
売現先勘定 (*5)	(1,051,931)	(1,051,931)	－
借入金 (*5)	(408,248)	(404,001)	(△4,247)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金及び社債に含めて記載しております。

(*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*5) 社債、売現先勘定及び借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券及び預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの

イ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式及び外国株式については、期末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付であり、返済の見込まれる期間及び金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時

価としております。

③金融派生商品

イ 先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値又は終値によっております。

ロ 株式オプション取引の時価については、主に期末日の清算値又は終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ 金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引及び先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①及び③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤社債

期末日の市場価格によっております。

⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入金については、当該借入金を裏付として発行される社債の市場価格によっております。

(3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式1,018,274百万円、その他有価証券555,775百万円であります。

(4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は△24,044百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	167,756	176,621	8,864
	公社債	19,923,010	23,669,097	3,746,087
	外国証券	122,048	139,006	16,957
	小計	20,212,815	23,984,725	3,771,909
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	4,731	4,680	△50
	公社債	1,542,115	1,523,808	△18,306
	外国証券	73	71	△2
	小計	1,546,919	1,528,559	△18,359
合計		21,759,734	25,513,284	3,753,550

④その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が取得原価又は償却原価を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	108,900	108,900	0
	買入金銭債権	11,046	11,929	882
	公社債	2,542,492	2,743,196	200,704
	株式	2,996,001	6,470,935	3,474,933
	外国証券	11,733,841	14,245,292	2,511,450
	その他の証券	2,615,637	2,838,742	223,105
	小計	20,007,920	26,418,996	6,411,076
貸借対照表価額が取得原価又は償却原価を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	54,000	53,998	△1
	買入金銭債権	35,237	34,651	△586
	公社債	458,344	449,840	△8,503
	株式	1,146,157	849,276	△296,881
	外国証券	5,348,906	5,041,600	△307,306
	その他の証券	506,694	493,259	△13,435
	小計	7,549,340	6,922,626	△626,714
合計		27,557,260	33,341,622	5,784,361

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの555,775百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき141,564百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、原則として期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前1カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

- イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄
- ロ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5) 主な金銭債権債務の返済予定額及び満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金（譲渡性預金）	162,900	－	－	－
其他有価証券	162,900	－	－	－
買入金銭債権	29,111	1,978	41,513	145,922
責任準備金対応債券	100	1,946	41,513	128,802
其他有価証券	29,010	32	－	17,120
有価証券	894,542	4,874,712	12,322,873	26,426,952
責任準備金対応債券	186,232	2,293,195	4,598,004	14,448,861
其他有価証券	708,309	2,581,517	7,724,868	11,978,090
貸付金	995,286	2,348,271	1,694,499	1,815,895
社債	－	－	－	1,155,320
売現先勘定	1,051,931	－	－	－
借入金	242	18,005	－	390,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

- また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの4,758百万円は含めておりません。
20. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,169,555百万円、時価は1,549,658百万円であります。当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。
- また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は3,384百万円であります。
21. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は29,154百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は1,532百万円、延滞債権額は26,057百万円あります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3か月以上延滞債権額はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は1,563百万円あります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は2,027百万円、延滞債権額は78百万円それぞれ減少しております。
22. 有形固定資産の減価償却累計額は1,134,894百万円あります。
23. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,202,426百万円あります。
- なお、負債の額も同額であります。
24. 子会社等に対する金銭債権の総額は49,059百万円、金銭債務の総額は7,462百万円あります。
25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------------|--------------|
| イ 当期首現在高 | 1,020,213百万円 |
| ロ 前期剰余金よりの繰入額 | 211,818百万円 |
| ハ 当期社員配当金支払額 | 209,969百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 21,722百万円 |
| ホ 当期末現在高（イ+ロ-ハ+ニ） | 1,043,785百万円 |

26. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年1月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日

27. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金390,000百万円が含まれております。
28. 担保に供されている資産の額は、有価証券1,979,845百万円、土地252百万円、建物43百万円であります。また、担保に係る債務の額は1,052,132百万円であります。なお、上記には、売現先取引による買戻し条件付の売却1,037,938百万円及び売現先勘定1,051,931百万円をそれぞれ含んでおります。
29. 当期に保険業法第60条の規定に基づき基金を50,000百万円募集しております。
30. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積立てております。
31. 子会社等の株式及び出資金の総額は1,152,476百万円であります。
32. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は3,462,922百万円であります。
33. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は397,399百万円であります。
34. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は340,430百万円であります。
35. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は75,368百万円あります。なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

36. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。

なお、内務職員・営業総合職・営業職員等の退職給付制度について、2021年4月より実施する定年年齢の65歳への引き上げ等に伴う改正の労使合意を2020年3月にしております。当該労使合意に伴い、過去勤務費用△6,589百万円が発生しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	631,844百万円
ロ 勤務費用	26,338百万円
ハ 利息費用	3,791百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	17,230百万円
ホ 退職給付の支払額	△41,542百万円
ヘ 過去勤務費用の当期発生額	△6,589百万円
ト 期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	631,072百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	250,029百万円
ロ 期待運用収益	3,375百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	△4,487百万円
ニ 事業主からの拠出額	6,569百万円
ホ 退職給付の支払額	△16,878百万円
ヘ 期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	238,608百万円

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	253,120百万円
ロ 年金資産	△238,608百万円
	14,511百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	377,952百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△24,593百万円
ホ 未認識過去勤務費用	6,589百万円
ヘ 退職給付引当金 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	374,460百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	26,338百万円
ロ 利息費用	3,791百万円
ハ 期待運用収益	△3,375百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	13,043百万円
ホ 確定給付制度に係る退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ)	39,797百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	52.3%
ロ 国内債券	20.1%
ハ 現金及び預貯金	14.2%
ニ 外国証券	9.4%
ホ 国内株式	4.0%
ヘ 合計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%

- (3) 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は2,246百万円です。
37. (1) 繰延税金資産の総額は1,702,014百万円であり、繰延税金負債の総額は1,715,607百万円であり、繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は84,956百万円であり、繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、保険契約準備金955,429百万円、価格変動準備金403,995百万円及び退職給付引当金104,474百万円であり、繰延税金負債の発生的主要原因別内訳は、その他有価証券評価差額金1,613,944百万円であり、繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、関係会社株式評価損に係る評価性引当額を認識したこと及び株式の時価下落に伴う評価性引当額の増加であります。
- (2) 当期における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△25.2%、関係会社株式評価損9.3%であります。
38. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- | | |
|------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。 |
39. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の額は254百万円であり、
40. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は4,098,540百万円であり、

2019年度 (2019年4月1日から) 損益計算書 (2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		6,479,945
保険料等収入	4,526,109	
保険料	4,525,225	
再保険収入	884	
資産運用収益	1,776,868	
利息及び配当金等収入	1,426,177	
預貯金利息	6,524	
有価証券利息・配当金	1,195,430	
貸付金利息	121,811	
不動産賃貸料	88,504	
その他利息配当金	13,906	
金銭の信託運用益	17,720	
有価証券売却益	328,211	
有価証券償還益	2,193	
貸倒引当金戻入額	1,233	
その他運用収益	1,333	
その他経常収益	176,968	
年金特約取扱受入金	10,005	
保険金据置受入金	80,784	
支払備金戻入額	47,825	
その他の経常収益	38,351	
経常費用		6,128,707
保険金等支払金	3,629,384	
保険金	1,019,362	
年金	805,445	
給付金	691,317	
解約返戻金	918,833	
その他返戻金	192,941	
再保険料	1,484	
責任準備金等繰入額	1,153,383	
責任準備金繰入額	1,131,660	
社員配当金積立利息繰入額	21,722	
資産運用費用	508,797	
支払利息	33,220	
有価証券売却損	48,704	
有価証券評価損	202,393	
有価証券償還損	12,745	
金融派生商品費用	83,947	
為替差損	29,408	
投資損失引当金繰入額	5,471	
賃貸用不動産等減価償却費	17,582	
その他運用費用	32,912	
特別勘定資産運用損	42,411	
事業費	598,746	
その他経常費用	238,395	
保険金据置支払金	100,987	
税金	51,167	
減価償却費	56,691	
退職給付引当金繰入額	8,562	
その他の経常費用	20,985	
経常利益		351,238
特別利益		1,687
固定資産等処分益	1,687	
特別損失		147,759
固定資産等処分損	6,190	
減損損失	2,893	
価格変動準備金繰入額	66,361	
不動産圧縮損	204	
社会厚生福祉事業助成金	3,000	
関係会社株式評価損	68,391	
その他特別損失	718	
税引前当期純剰余		205,166
法人税及び住民税		154,061
法人税等調整額		△130,304
法人税等合計		23,756
当期純剰余		181,410

損益計算書の注記

1. 子会社等との取引による収益の総額は41,607百万円、費用の総額は33,148百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券41,199百万円、株式等69,048百万円、外国証券217,963百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券204百万円、株式等26,298百万円、外国証券22,201百万円であります。
4. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等142,505百万円、外国証券59,887百万円であります。
5. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は24百万円であります。
6. (1) 金銭の信託運用益には、評価損益が27,919百万円含まれております。
(2) 金融派生商品費用には、評価損益が△12,466百万円含まれております。
7. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	土地	借地権	建物	合計
賃貸用不動産等	83	－	－	83
遊休不動産等	1,900	168	740	2,809
合計	1,984	168	740	2,893

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値又は正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は基準価格等をもとに算定しております。

8. 当社の連結子会社であるMLC Limitedにおいて、所得補償保険の支払増加を主因に収支が悪化したことに伴い、株式の実質価額が投資簿価と比べ著しく低下したため、同社株式の減損処理を行い、関係会社株式評価損として68,391百万円を特別損失に計上しております。

2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等												基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金							剰余金 合計	
					社員配当 平衡 積立金	危険準備 積立金	社会厚生 福祉事業 助成資金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別段 積立金	当期 未処分 剰余金		
当期首残高	100,000	1,250,000	651	17,578	10,000	71,917	351	49,836	28,603	170	256,070	434,526	1,785,178
当期変動額													
基金の募集	50,000												50,000
社員配当準備金の積立											△211,818	△211,818	△211,818
損失填補準備金の積立				816							△816	-	-
基金償却積立金の積立		50,000									△50,000	△50,000	-
基金利息の支払											△355	△355	△355
当期純剰余											181,410	181,410	181,410
基金の償却	△50,000												△50,000
社員配当平衡積立金の取崩					△10,000						10,000	-	-
社会厚生福祉事業 助成資金の積立							3,000				△3,000	-	-
社会厚生福祉事業 助成資金の取崩							△3,000				3,000	-	-
圧縮積立金の積立								15,163			△15,163	-	-
圧縮積立金の取崩								△1,270			1,270	-	-
圧縮特別勘定積立金の積立									663		△663	-	-
圧縮特別勘定積立金の取崩									△14,476		14,476	-	-
土地再評価差額金の取崩											16	16	16
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)													
当期変動額合計	-	50,000	-	816	△10,000	-	-	13,893	△13,812	-	△71,643	△80,746	△30,746
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,394	-	71,917	351	63,729	14,790	170	184,426	353,780	1,754,431

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
当期首残高	4,882,692	△31,216	△54,690	4,796,785	6,581,963
当期変動額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の積立					△211,818
損失填補準備金の積立					-
基金償却積立金の積立					-
基金利息の支払					△355
当期純剰余					181,410
基金の償却					△50,000
社員配当平衡積立金の取崩					-
社会厚生福祉事業 助成資金の積立					-
社会厚生福祉事業 助成資金の取崩					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
圧縮特別勘定積立金の積立					-
圧縮特別勘定積立金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩					16
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	△716,746	△36,839	△16	△753,602	△753,602
当期変動額合計	△716,746	△36,839	△16	△753,602	△784,349
当期末残高	4,165,946	△68,056	△54,706	4,043,182	5,797,613

2019年度 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,751,037	保険契約準備金	66,765,636
コールローン	422,906	支払備金	258,970
買入金銭債権	375,278	責任準備金	65,406,129
金銭の信託	33,779	社員配当準備金	1,043,785
有価証券	65,084,003	契約者配当準備金	56,750
貸付金	8,436,650	再保険借	7,519
有形固定資産	1,913,574	社債	1,277,620
土地	1,261,133	その他負債	3,541,405
建物	582,389	役員賞与引当金	92
リース資産	9,262	退職給付に係る負債	449,594
建設仮勘定	16,167	役員退職慰労引当金	4,970
その他の有形固定資産	44,620	ポイント引当金	8,864
無形固定資産	386,396	価格変動準備金	1,531,621
ソフトウェア	126,334	繰延税金負債	157,426
のれん	84,220	再評価に係る繰延税金負債	103,072
リース資産	35	支払承諾	76,136
その他の無形固定資産	175,805	負債の部合計	73,923,960
再保険貸	69,533	(純資産の部)	
その他資産	1,512,525	基金	100,000
繰延税金資産	24,318	基金償却積立金	1,300,000
支払承諾見返	76,136	再評価積立金	651
貸倒引当金	△4,969	連結剰余金	554,790
		基金等合計	1,955,441
		その他有価証券評価差額金	4,199,843
		繰延ヘッジ損益	△69,235
		土地再評価差額金	△54,706
		為替換算調整勘定	△26,406
		退職給付に係る調整累計額	△15,030
		その他の包括利益累計額合計	4,034,464
		新株予約権	926
		非支配株主持分	166,377
		純資産の部合計	6,157,210
資産の部合計	80,081,170	負債及び純資産の部合計	80,081,170

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結実質子会社数 15社

主要な連結実質子会社

ニッセイ信用保証株式会社
ニッセイ・リース株式会社
ニッセイ・キャピタル株式会社
ニッセイアセットマネジメント株式会社
ニッセイ情報テクノロジー株式会社
大樹生命保険株式会社
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
はなさく生命保険株式会社
Nippon Life Insurance Company of America
NLI US Investments, Inc.
MLC Limited
Nippon Life India Asset Management Limited

はなさく生命保険株式会社は、生命保険会社として営業を開始し、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において持分法適用の関連会社であったReliance Nippon Life Asset Management Limitedは、株式の追加取得に伴い、その傘下4社を含め、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、同社は、2020年1月13日付で、Nippon Life India Asset Management Limitedに商号を変更しております。

NLI Commercial Mortgage Fund, LLC、NLI Commercial Mortgage Fund II, LLCは、重要性が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

Nippon Life India Asset Management Limited傘下1社について、売却を行ったことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

主要な非連結実質子会社は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社及びニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結実質子会社については、総資産、売上高、当期純損益及び剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結実質子会社数 0社

持分法適用の関連会社数 15社

主要な持分法適用の関連会社

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
企業年金ビジネスサービス株式会社
長生人寿保險有限公司
Bangkok Life Assurance Public Company Limited
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited
Post Advisory Group, LLC
PT Sequis
PT Asuransi Jiwa Sequis Life
The TCW Group, Inc.
Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

Reliance Nippon Life Asset Management Limitedは、株式の追加取得に伴い、連結実質子会社となったため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除いております。一方で、傘下1社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limitedは、当連結会計年度に持分を取得後、ミャンマー金融当局から生命保険合併事業に係る認可を取得し、重要性が増したため、持分法の適用範囲に含めております。

持分法を適用していない非連結実質子会社（Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他）及び関連会社（株式会社エスエルタワーズ他）については、それぞれ連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項

連結実質子会社のうち、在外会社の決算日は、12月31日及び3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれん及び持分法適用の関連会社に係るのれん相当額は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

連結貸借対照表の注記

1. (1) 当社及び一部の連結実質子会社の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ④ 非連結又は持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社及び保険業法施行規則第24条の3第6項に規定する関連会社が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式（外国株式を含む）については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）、それ以外の有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
 - (1) 当社
 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、すべての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、すべての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、すべての保険契約
 - ④ 上記を除くすべての一時払商品（米ドル建）契約
 - ⑤ 上記を除くすべての一時払商品（豪ドル建）契約
 - ⑥ 上記を除くすべての一時払商品（ユーロ建）契約
 - (2) 大樹生命保険株式会社
 - ① 終身保険・年金保険（40年以内）小区分（終身保険（定期付終身保険を含む）及び年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分）
 - ② 拠出型企業年金（27年以内）小区分（拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分）
 - ③ 一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））
 - ④ 一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））
 - ⑤ 一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））
 - ⑥ 一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））

当連結会計年度より、従来の一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分（2019年1月1日以降始期）及び一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分（2017年10月1日以降始期）の対象始期を拡大して、2019年9月30日以前始期の契約について、一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期）及び一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期）とし、また、新たに一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期）及び一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期）を設定しております。これらの変更による当連結会計年度の損益への影響はありません。
 - (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
 - ① 保険料一時払定額年金・保険料一時払定額終身保険・保険料一時払生前給付保険・保険料一時払3大疾病保険小区分（ただし、保険料一時払定額年金については、契約日が2006年4月1日以降かつ契約日時点における被保険者年齢が80歳以上の契約を除く）
 - ② 保険料一時払定額終身保険（確定積立金区分型）小区分
 - ③ 終身がん保険・養老保険小区分
 - ④ 米ドル建保険料一時払定額年金・米ドル建保険料一時払定額終身保険小区分
 - ⑤ 豪ドル建保険料一時払定額年金小区分
 - ⑥ 上記以外の保険・年金小区分（ただし一部保険種類を除く）
 - (4) はなさく生命保険株式会社

当連結会計年度より、全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。
3. 金融派生商品及び金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産（リース資産を除く）
 - (i) 建物

定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外

主に定率法により行っております。

なお、当社及び一部の連結実質子会社のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。

- リース資産
- (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
- (ii) 上記以外
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込がないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場又は連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
また、一部の連結実質子会社が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
6. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 当社のすべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (3) 連結実質子会社については、主として資産査定基準及び償却・引当基準等に則り、必要と認められた額を引当てております。
- (4) 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は3,382百万円(担保・保証付債権に係る額70百万円)であります。
7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
8. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- (2) 当社及び一部の連結実質子会社の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準
- ②数理計算上の差異の処理年数 5年
- ③過去勤務費用の処理年数 5年
9. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
11. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
12. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
13. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部及び外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部及び外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジ及び振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|-------------------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ | 貸付金、外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 当社及び一部の連結実質子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
15. 当社及び一部の実質子会社は、当連結会計年度より当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 当社及び一部の実質子会社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日企業会計基準委員会実務対応報告第39号）に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

17. (1) 当社及び連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。

なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約及び一部の終身保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、当社及び一部に連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積立てを行っております。この結果、責任準備金が199,869百万円増加し、また、経常利益及び税金等調整前当期純剰余が199,869百万円減少しております。

イ 当社

2018年度より、一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を5年間にわたり追加して積立てることとしております。また、当連結会計年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積立てることとし、当連結会計年度末において既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、6年間にわたり段階的に積立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が186,113百万円増加し、また、経常利益及び税金等調整前当期純剰余が186,113百万円減少しております。

ロ 大樹生命保険株式会社

一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積立てております。この結果、当連結会計年度に追加積立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が13,756百万円増加し、また、経常利益及び税金等調整前当期純剰余が13,756百万円減少しております。

(2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。

18. 当社及び一部に連結実質子会社の一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性をふまえた上で、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、効率的な資産運用を図る観点から、主に現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップ及び金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプション及び通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株式指数先物及び株式指数オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性にあわせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。このほか、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュエーション・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による厳格な審査を実施する体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュエーション・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

19. (1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表価額 (*1)	時価 (*2)	差額
現金及び預貯金 (譲渡性預金)	224,898	224,898	—
その他有価証券	224,898	224,898	—
買入金銭債権	375,278	389,099	13,821
満期保有目的の債券	36,243	36,815	572
責任準備金対応債券	242,515	255,764	13,248
その他有価証券	96,519	96,519	—
金銭の信託	33,779	33,779	—
売買目的有価証券	33,779	33,779	—
有価証券	64,096,635	68,593,826	4,497,190
売買目的有価証券	1,260,664	1,260,664	—
満期保有目的の債券	343,588	364,148	20,560
責任準備金対応債券	25,294,410	29,625,902	4,331,492
子会社株式及び関連会社株式	45,285	190,424	145,138
その他有価証券	37,152,686	37,152,686	—
貸付金 (*3)	8,434,319	8,690,664	256,345
保険約款貸付	606,203	606,203	—
一般貸付	7,828,115	8,084,460	256,345
金融派生商品 (*4)	73,958	73,958	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	121,383	121,383	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(47,425)	(47,425)	—
社債 (*3, *5)	(1,277,620)	(1,228,662)	(△48,957)
売現先勘定 (*5)	(1,296,522)	(1,296,522)	—
借入金 (*3, *5)	(603,787)	(599,381)	(△4,405)

(*1) 貸倒引当金を計上したのものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金、社債及び借入金と一体として処理されているため、その時価は、貸付金、社債及び借入金に含めて記載しております。

(*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*5) 社債、売現先勘定及び借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 当社及び一部の連結実質子会社の主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券及び預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの

イ 市場価格のあるもの

連結会計年度末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式及び外国株式については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付であり、返済の見込まれる期間及び金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

イ 先物取引の市場取引の時価については、連結会計年度末日の清算値又は終値によっております。

ロ 株式オプション取引の時価については、主に連結会計年度末日の清算値又は終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ 金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引及び先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①及び③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤社債

連結会計年度末日の市場価格によっております。

⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入金については、当該借入金を裏付として発行される社債の市場価格によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、987,368百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△20,915百万円であります。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	21,624	22,403	779
	公社債	54,915	56,110	1,194
	外国証券	229,695	250,320	20,625
	小計	306,235	328,834	22,599
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	14,618	14,411	△206
	公社債	10,232	10,226	△5
	外国証券	48,744	47,490	△1,253
	小計	73,595	72,129	△1,466
合計		379,831	400,964	21,132

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	232,792	246,109	13,317
	公社債	22,646,925	26,890,118	4,243,193
	外国証券	864,550	980,113	115,562
	小計	23,744,268	28,116,341	4,372,072
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	9,723	9,655	△68
	公社債	1,644,633	1,625,712	△18,921
	外国証券	138,300	129,958	△8,342
	小計	1,792,657	1,765,325	△27,332
合計		25,536,925	29,881,666	4,344,740

④その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価 又は償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が 取得原価又は償却原価 を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	108,900	108,900	0
	買入金銭債権	39,173	40,946	1,773
	公社債	3,472,113	3,716,457	244,344
	株式	3,050,997	6,534,697	3,483,700
	外国証券	12,728,825	15,308,498	2,579,672
	その他の証券	2,706,359	2,932,554	226,194
	小計	22,106,368	28,642,054	6,535,685
連結貸借対照表価額が 取得原価又は償却原価 を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	116,000	115,998	△1
	買入金銭債権	56,366	55,572	△793
	公社債	729,269	710,798	△18,470
	株式	1,453,691	1,062,333	△391,357
	外国証券	6,746,142	6,331,735	△414,406
	その他の証券	575,250	555,611	△19,638
	小計	9,676,719	8,832,050	△844,669
合計		31,783,088	37,474,105	5,691,016

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの627,933百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、時価のあるものにつき159,045百万円減損処理を行っております。

なお、当社及び一部の連結実質子会社の時価のある株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、原則として連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ連結会計年度末日以前1カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5) 主な金銭債権債務の返済予定額及び満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金（譲渡性預金）	224,900	—	—	—
その他有価証券	224,900	—	—	—
買入金銭債権	35,811	5,581	43,044	287,685
満期保有目的の債券	—	—	—	35,249
責任準備金対応債券	100	1,946	41,513	198,801
その他有価証券	35,710	3,635	1,531	53,634
有価証券	1,138,082	5,915,492	13,811,878	30,498,192
満期保有目的の債券	40,257	152,061	74,909	73,699
責任準備金対応債券	261,103	2,468,496	5,186,953	17,107,408
その他有価証券	836,721	3,294,934	8,550,015	13,317,084
貸付金（*1）	1,090,465	2,706,575	1,952,245	2,044,353
社債	—	—	—	1,205,320
売現先勘定	1,296,522	—	—	—
借入金（*2）	35,381	73,881	4,525	390,000

（*1）保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの6,932百万円は含めておりません。

（*2）劣後特約付借入金等のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

20. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は1,290,981百万円、時価は1,680,629百万円であります。当社及び一部の連結実質子会社は、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は3,400百万円であります。

21. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は29,462百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破綻先債権額は1,562百万円、延滞債権額は26,337百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。

②3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

③貸付条件緩和債権額は1,563百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は3,233百万円、延滞債権額は149百万円それぞれ減少しております。

22. 有形固定資産の減価償却累計額は1,176,828百万円であります。

23. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,407,066百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

24. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当連結会計年度期首現在高	1,020,213百万円
ロ 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	211,818百万円
ハ 当連結会計年度社員配当金支払額	209,969百万円
ニ 利息による増加額	21,722百万円
ホ 当連結会計年度末現在高（イ+ロ-ハ+ニ）	1,043,785百万円

25. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当連結会計年度期首現在高	60,326百万円
ロ 当連結会計年度契約者配当金支払額	15,417百万円
ハ 利息による増加額	11百万円
ニ 契約者配当準備金繰入額	11,829百万円
ホ 当連結会計年度末現在高（イーロ＋ハ＋ニ）	56,750百万円

26. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年1月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日

27. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金490,000百万円が含まれております。

28. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金152百万円、有価証券2,257,502百万円、土地252百万円、建物43百万円、リース契約等に係る債権2,092百万円であります。また、担保に係る債務の額は1,299,050百万円であります。なお、上記には、売現先取引による買戻し条件付の売却1,251,602百万円及び売現先勘定1,296,522百万円をそれぞれ含んでおります。

29. 当連結会計年度に保険業法第60条の規定に基づき基金を50,000百万円募集しております。

30. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積立てております。

31. 非連結実質子会社及び関連会社の株式及び出資金の総額は404,720百万円であります。

32. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	自 2019年10月 1日 至 2020年 3月31日
持分法による投資利益	△140	－
事業費	－	467

②権利不行使による失効に係る利益計上額及び科目名

(単位：百万円)

	自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	自 2019年10月 1日 至 2020年 3月31日
持分法による投資利益	2	－
新株予約権戻入益	－	6

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	代表取締役 1名 従業員 84名	代表取締役 1名 従業員 137名	代表取締役 1名 従業員 157名	代表取締役 1名 従業員 156名
株式の種類別の ストック・オプション の付与数 (*1)	普通株式 4,944,246株	普通株式 4,598,135株	普通株式 11,190,706株	普通株式 18,081,008株
付与日	2017年8月8日	2018年4月25日	2019年4月29日	2019年7月29日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に 権利確定 (*2)	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定	付与後毎年25%毎に 権利確定
対象勤務期間	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで	付与日から 権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2018年8月8日 至 2024年8月7日	自 2019年4月25日 至 2025年4月24日	自 2020年4月29日 至 2026年4月28日	自 2020年7月29日 至 2026年7月28日

(*1) 株式数に換算して記載しております。

(*2) 代表取締役に付与されたストック・オプションは、付与日から3年後に一括で権利確定されます。

④ストック・オプションの規模及びその変動状況

イ スtock・オプションの数

(単位：株)

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末	3,880,220	4,464,829	—	—
付与	—	—	11,190,706	18,081,008
失効	248,586	298,083	332,747	264,136
権利確定	820,463	1,116,207	—	—
未確定残	2,811,171	3,050,539	10,857,959	17,816,872
権利確定後				
前連結会計年度末	884,608	—	—	—
権利確定	820,463	1,116,207	—	—
権利行使	84,486	27,381	—	—
失効	105,557	98,356	—	—
未行使残	1,515,028	990,470	—	—

※Nippon Life India Asset Management Limitedにおける前連結会計年度末からの変動を記載しております。

ロ 単価情報

(単位：ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32
行使時平均株価	314.45	400.19	—	—
付与日における 公正な評価単価	10.82	45.71	38.94	43.06

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式
 ロ 主な基礎数値及び見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited			
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権
株価変動性 (*1)	13.92%~20.81%	14.21%	16.66%	16.46%
予想残存期間 (*2)	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年
予想配当率 (*3)	3.09%	3.25%	2.97%	3.22%
無リスク利率 (*4)	6.20%~6.34%	7.06%~7.15%	6.32%~6.55%	6.22%~6.45%

(*1) インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2) 権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3) 過去の配当実績によっております。

(*4) 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

33. 取得による企業結合に関する事項は、次のとおりです。

①企業結合の概要

イ 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Reliance Nippon Life Asset Management Limited (現Nippon Life India Asset Management Limited)

事業の内容 資産運用事業

ロ 企業結合を行った主な理由

Nippon Life India Asset Management Limited (以下「NAMI」という)の投資信託預り資産は着実に増加しており、堅調な経済発展等を背景に、今後も成長が期待できるインド資産運用市場におけるNAMIのプレゼンス向上をサポートすることを目的としております。

ハ 企業結合日

2019年9月30日 (みなし取得日)

ニ 企業結合の法的形式

現地公開買付規則に基づく公開買付及びReliance Capital Limitedが保有するNAMIの株式を取得する売買契約に基づく取得 (以下「公開買付等」という)

ホ 結合後企業の名称

Nippon Life India Asset Management Limited

ヘ 取得した議決権比率

公開買付等の直前に保有していた議決権比率 42.875%

公開買付等に基づき取得した議決権比率 (*) 32.125%

取得後の議決権比率 75%

(*) 公開買付後に生じたNAMI株式のストック・オプション行使による議決権比率変動の影響を含めております。

ト 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配することが明確であるためであります。

②連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年10月1日から2020年3月31日まで

なお、連結損益計算書上、2019年4月1日から2019年9月30日までの被取得企業に係る損益について、持分法による投資利益として計上し、その他経常収益に表示しております。

③被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価

公開買付等の直前に保有していたNAMI株式の時価 92,940百万円

公開買付等により取得したNAMI株式への手元資金による追加支出額 68,759百万円

取得原価 161,699百万円

④被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 48,730百万円

⑤主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1,395百万円

⑥発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

イ 発生したのれん金額

90,213百万円

ロ 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額の持分相当額が被取得企業の取得原価を下回ったためであります。

ハ 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

⑦企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	119,130百万円
(うちのれん以外の無形固定資産に配分された金額)	77,754百万円
負債合計	23,300百万円
(うち繰延税金負債)	18,595百万円

⑧取得原価のうちのれん以外の無形固定資産に配分された金額及び償却期間

のれん以外の無形固定資産に配分された金額	77,754百万円	償却期間	19年
(うち契約関連資産)	77,754百万円	償却期間	19年

⑨企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

経常収益18,502百万円、経常利益△235百万円及び親会社に帰属する当期純剰余46,504百万円であります。

NAMIの2020年3月期の経常収益、経常利益及び親会社に帰属する当期純剰余を基礎として、当社が当連結会計年度に計上している持分法による投資利益及び段階取得に係る差益の差額を、影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれん及び無形固定資産が当連結会計年度の日に発生したものと償却額等を算定しております。当該概算額は、実際に企業結合が当連結会計年度の日に完了した場合のNAMIの経常収益、経常利益及び親会社に帰属する当期純剰余を表すものではありません。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は3,719,783百万円であります。

35. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は397,399百万円であります。

36. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は274,182百万円であります。

37. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社及び一部の連結実質子会社に対応する見積額は89,563百万円であります。

なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

38. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。

なお、内務職員・営業総合職・営業職員等の退職給付制度について、2021年4月より実施する定年年齢の65歳への引き上げ等に伴う改正の労使合意を2020年3月にしております。当該労使合意に伴い、過去勤務費用△6,589百万円が発生しております。一部の連結実質子会社は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、当社の連結実質子会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社において、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法へ変更しております。この変更は、従業員が増加したことに伴い、退職給付債務の金額の算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算を適正化するために行ったものであります。この変更に伴い、当連結会計年度末における退職給付に係る負債が54百万円減少し、同額を退職給付費用として計上しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付債務	698,329百万円
ロ	勤務費用	28,626百万円
ハ	利息費用	4,223百万円
ニ	数理計算上の差異の当期発生額	17,953百万円
ホ	退職給付の支払額	△47,404百万円
ヘ	過去勤務費用の当期発生額	△6,596百万円
ト	連結範囲の変動による増加額	371百万円
チ	簡便法から原則法への振替額	1,887百万円
リ	簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	△54百万円
ヌ	その他	△20百万円
ル	期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト+チ+リ+ヌ)	697,314百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における年金資産	260,132百万円
ロ	期待運用収益	3,690百万円
ハ	数理計算上の差異の当期発生額	△4,926百万円
ニ	事業主からの拠出額	7,343百万円
ホ	退職給付の支払額	△18,100百万円
ヘ	連結範囲の変動による増加額	301百万円
ト	その他	△17百万円
チ	期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	248,422百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付に係る負債	2,359百万円
ロ	退職給付費用	344百万円
ハ	退職給付の支払額	△113百万円
ニ	簡便法から原則法への振替額	△1,887百万円
ホ	期末における退職給付に係る負債 (イ+ロ+ハ+ニ)	702百万円

④退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	264,083百万円
ロ	年金資産	△248,422百万円
		15,660百万円
ハ	非積立型制度の退職給付債務	433,933百万円
ニ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	449,594百万円
ホ	退職給付に係る負債	449,594百万円
ヘ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	449,594百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ	勤務費用	28,626百万円
ロ	利息費用	4,223百万円
ハ	期待運用収益	△3,690百万円
ニ	数理計算上の差異の当期の費用処理額	14,149百万円
ホ	過去勤務費用の当期の費用処理額	△7百万円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	344百万円
ト	簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額	△54百万円
チ	その他	△1百万円
リ	確定給付制度に係る退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト+チ)	43,589百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりです。

イ 数理計算上の差異	△8,729百万円
ロ 過去勤務費用	6,589百万円
ハ 合計（イ+ロ）	△2,140百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりです。

イ 未認識数理計算上の差異	28,031百万円
ロ 未認識過去勤務費用	△6,589百万円
ハ 合計（イ+ロ）	21,442百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	50.6%
ロ 国内債券	21.6%
ハ 現金及び預貯金	13.6%
ニ 外国証券	9.9%
ホ 国内株式	4.3%
ヘ その他	0.0%
ト 合計（イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ）	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社及び一部の連結実質子会社の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.3%~6.8%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%~6.8%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は4,958百万円です。

39. (1) 繰延税金資産の総額は1,861,242百万円であり、繰延税金負債の総額は1,867,359百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は126,991百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,002,030百万円、価格変動準備金427,363百万円及び退職給付に係る負債125,607百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金1,660,549百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価下落に伴う評価性引当額の増加であります。

- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△26.2%、減損損失5.8%であります。

40. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

41. 当社の連結実質子会社である大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険（米ドル建）及び一時払外貨建養老保険（豪ドル建）を対象に修正共同保険式再保険契約（再保険契約開始日：2019年7月1日）を締結しております。

また、一時払外貨建終身保険（米ドル建）及び一時払外貨建終身保険（豪ドル建）を対象に修正共同保険式再保険契約（再保険契約開始日：2020年1月1日）を締結しております。

上記の再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額を含めて再保険収入として計上し、保険料等収入に表示しております。

上記の修正共同保険式再保険に係る再保険貸の当連結会計年度末残高は、56,991百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当連結会計年度末残高は、727,932百万円であります。

2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	8,050,657
保険料等収入	5,719,334
資産運用収益	2,007,454
利息及び配当金等収入	1,597,896
金銭の信託運用益	17,720
売買目的有価証券運用益	34,737
有価証券売却益	350,794
有価証券償還益	2,585
貸倒引当金戻入額	1,023
その他運用収益	2,697
その他経常収益	323,869
経常費用	7,769,300
保険金等支払金	4,561,046
保険金	1,262,045
年金	994,266
給付金	873,235
解約返戻金	1,111,079
その他返戻金	219,474
再保険料	100,944
責任準備金等繰入額	1,335,682
責任準備金繰入額	1,313,949
社員配当金積立利息繰入額	21,722
契約者配当金積立利息繰入額	11
資産運用費用	699,013
支払利息	37,771
有価証券売却損	61,131
有価証券評価損	220,341
有価証券償還損	12,749
金融派生商品費用	20,478
為替差損	235,504
貸付金償却	14
賃貸用不動産等減価償却費	20,370
その他運用費用	39,699
特別勘定資産運用損	50,951
事業費	816,454
その他経常費用	357,103
経常利益	281,357
特別利益	55,267
固定資産等処分益	6,529
段階取得に係る差益	48,730
新株予約権戻入益	6
特別損失	127,694
固定資産等処分損	7,275
減損損失	45,057
価格変動準備金繰入額	71,438
不動産圧縮損	204
社会厚生福祉事業助成金	3,000
その他特別損失	718
契約者配当準備金繰入額	11,829
税金等調整前当期純剰余	197,101
法人税及び住民税等	163,519
法人税等調整額	△149,172
法人税等合計	14,346
当期純剰余	182,754
非支配株主に帰属する当期純損失	△9,383
親会社に帰属する当期純剰余	192,137

連結損益計算書の注記

1. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

当社及び一部の連結実質子会社は、賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループ、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、のれんについては、会社単位で1つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、のれんの減損損失は、当社の連結実質子会社であるMLC Limitedにおいて、所得補償保険の支払増加を主因に収支が悪化したことに伴い、計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	土地	借地権	建物等	のれん	合計
賃貸用不動産等	132	－	1,277	－	1,409
遊休不動産等	1,900	168	740	－	2,809
その他	－	－	－	40,838	40,838
合計	2,033	168	2,017	40,838	45,057

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額を適用しております。

イ 不動産等

使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%～3.3%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は基準価格等をもとに算定しております。

ロ のれん

使用価値は、将来キャッシュ・フローを6.5%で割り引いて算定しております。

2. 当社の連結実質子会社である大樹生命保険株式会社の保険料等収入に含まれる再保険収入には、一時払外貨建養老保険（米ドル建）、一時払外貨建養老保険（豪ドル建）、一時払外貨建終身保険（米ドル建）及び一時払外貨建終身保険（豪ドル建）の修正共同保険式再保険に係る再保険収入119,832百万円が含まれており、その内訳は次のとおりです。

イ 出再責任準備金調整額（ロを除く）	40,340百万円
ロ 市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額	59,315百万円
ハ その他	20,176百万円

当該再保険の実施に伴い、経常利益及び税金等調整前当期純剰余は、それぞれ56,876百万円増加しております。

2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,250,000	651	629,555	1,980,206
当期変動額					
基金の募集	50,000				50,000
社員配当準備金の積立				△211,818	△211,818
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△355	△355
親会社に帰属する当期純剰余				192,137	192,137
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				16	16
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動				△4,977	△4,977
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				232	232
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	50,000	-	△74,764	△24,764
当期末残高	100,000	1,300,000	651	554,790	1,955,441

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,943,922	△31,643	△54,690	△4,853	△13,494	4,839,241	-	158,772	6,978,221
当期変動額									
基金の募集									50,000
社員配当準備金の積立									△211,818
基金償却積立金の積立									-
基金利息の支払									△355
親会社に帰属する当期純剰余									192,137
基金の償却									△50,000
土地再評価差額金の取崩									16
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動									△4,977
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									232
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△744,078	△37,592	△16	△21,553	△1,536	△804,777	926	7,604	△796,247
当期変動額合計	△744,078	△37,592	△16	△21,553	△1,536	△804,777	926	7,604	△821,011
当期末残高	4,199,843	△69,235	△54,706	△26,406	△15,030	4,034,464	926	166,377	6,157,210

連結基金等変動計算書の注記

1. 新株予約権等に関する事項

(単位：百万円)

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	926

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長 清水 博 殿

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 樋口誠之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 白田英生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧野あや子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長 清水 博 殿

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口誠之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田英生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野あや子 ㊞

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結実質子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結実質子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結実質子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および支社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、実質子会社については、実質子会社の取締役、執行役員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて実質子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他相互会社およびその実質子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、実質子会社の取締役、執行役員および使用人等からも必要に応じてその構築および運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および基金等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

日本生命保険相互会社 監査役会

社外監査役	今井	敬	敬	◎
社外監査役	豊泉	貫太郎	◎	
社外監査役	但木	敬一	◎	
社外監査役	佐藤	良二	◎	
常任監査役(常勤)	小林	一生	◎	
監査役(常勤)	内海	弘毅	◎	

2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件

(1) 評議員会に対する諮問事項

2019年度に開催した評議員会への付議事項は次のとおりです。

2019年5月23日 当会社東京本部において開催

- ①2018年度決算
- ②第72回定時総代会議案
- ③経営課題への取組

2019年11月20日 当会社東京本部において開催

- ①2019年度上半期報告
- ②経営課題への取組

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、2020年3月の評議員会を中止としました。

(2) ニッセイ懇話会開催結果

2019年度のニッセイ懇話会は、2020年1月から3月にかけて、全国の支社等、104会場で開催しました。総代155名を含む、ご契約者等2,397名から、5,053件のご意見・ご要望をいただきました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、3月12会場のニッセイ懇話会を書面開催としました。

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 2019年度剰余金処分案承認の件

当期の剰余金処分につきましては、引き続き、内部留保の充実に意を用いるとともに、ご契約者への配当に努めたいと存じます。

なお、当期につきましては、当期末処分剰余金1844億2682万1553円と、圧縮積立金取崩額12億5451万7064円、および圧縮特別勘定積立金取崩額137億2876万1629円を合わせました、1994億1010万246円を、剰余金として処分させていただきたいと存じます。

社員配当準備金への繰入れにつきましては、1851億4597万1318円（保険業法に基づく繰入率は102.54%）とさせていただきたいと存じます。

損失填補準備金につきましては、保険業法に基づき5億9900万円とさせていただきたいと存じます。

基金利息につきましては、2017年度および2019年度に募集いたしました基金の契約に基づき2億7700万円とさせていただきたいと存じます。

社会厚生福祉事業助成資金につきましては、30億円とさせていただきたいと存じます。

圧縮積立金につきましては、93億8076万1821円とさせていただくとともに、圧縮特別勘定積立金につきましては、10億736万7107円とさせていただきたいと存じます。

結果といたしまして、次期繰越剰余金は、0円とさせていただきたいと存じます。

2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科目	金額
当期末処分剰余金	184,426,821,553
任意積立金取崩額	14,983,278,693
圧縮積立金取崩額	1,254,517,064
圧縮特別勘定積立金取崩額	13,728,761,629
計	199,410,100,246
剰余金処分量	199,410,100,246
社員配当準備金	185,145,971,318
差引純剰余金	14,264,128,928
損失填補準備金	599,000,000
基金利息	277,000,000
任意積立金	13,388,128,928
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000,000
圧縮積立金	9,380,761,821
圧縮特別勘定積立金	1,007,367,107
次期繰越剰余金	0

2019年度決算に基づく社員配当金については、保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

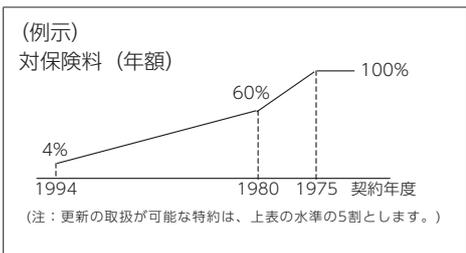
(1) 利益配当付個人保険および個人年金保険（1996年9月30日以前に締結された、これ以外の約款名称の個人保険および個人年金保険を含む。）

通常配当金	・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額から⑤の額を控除した額とします。 (この額が負値となるときは、零とします。)
①費差益配当金	・ 保険金に費差基本配当率（別表1）を乗じた額とします。 ・ さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、保険金に費差上乘せ配当率（別表2）を乗じた額を加算します。
②危険差益配当金	・ 危険保険金に危険差益配当率（別表3-1）を乗じた額とします。
③災害疾病特約配当金	・ 災害保険金または入院給付日額等に災害疾病特約配当率（別表4）を乗じた額とします。
④利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率（別表5）を乗じた額とします。
⑤配当調整額	・ 責任準備金に配当調整率（別表6）を乗じた額とします。

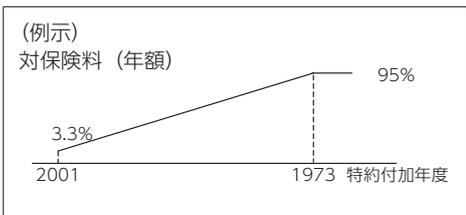
<ご参考(*)>

(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 保険金100万円につき 350円
(例示) 保険金額5,000万円（うち終身保険金500万円）の定期付終身保険 保険金100万円につき 535円
(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 0円
(例示) 1990年4月2日以後に締結された災害割増特約 災害保険金100万円につき 50円 1987年4月2日以後に締結された新入院医療特約 本人型 40歳 入院給付日額1,000円につき 500円
(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 月払 利差益配当率 0.00% 配当調整率 1.50%

定期健康配当金	・ 定期保険、定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）に定期健康配当率（別表7）を乗じた額とします。
---------	--



災害疾病健康配当金	・ 災害入院特約、入院医療特約等について、保険期間の満了する契約、保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料（年額）に災害疾病健康配当率（別表8）を乗じた額とします。
-----------	---



消滅時配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養老保険等について、保険期間の満了する契約、死亡、解約により消滅する契約等に対し、責任準備金に消滅時配当率（別表9）を乗じた額から一時払特殊養老保険により支払われる額を控除した額とします。（この額が負値となるときは零とします。） 	<p style="text-align: center;"><ご参考(*)></p> <p>(例示) 予定利率4%の養老保険（満期・死亡） 責任準備金の2.0%（1972年度契約） から9.2%（1969年度以前契約） {注：一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率}</p>
保障見直し特別配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保障見直し特別配当率（別表10）を乗じた額とします。 	<p>(例示) 保障見直し前契約が1994年度契約の定期付終身保険の場合 保障見直し前の終身保険の保険金 100万円につき 550円 保障見直し前の定期保険特約の保険金 100万円につき 25円</p>

(2) 5年ごと利差配当付個人保険および個人年金保険 [販売通称N E O]

5年ごと利差配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約ごとに、直前の5年ごとと応当日以後、次に掲げる①の額から②の額を控除し、累計した額とします。（この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。） 	<p style="text-align: center;"><ご参考(*)></p> <p>(例示) 1998年度契約の終身保険 月払 経過年数に応じた責任準備金に対して以下のとおり設定 (利差益配当金から配当調整額を控除し、累計した額が負値となるため、零とします。)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算年度</td> <td>2015決算</td> <td>2016決算</td> <td>2017決算</td> <td>2018決算</td> <td>2019決算</td> </tr> <tr> <td>利差益配当率</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>配当調整率</td> <td>1.35%</td> <td>1.35%</td> <td>1.35%</td> <td>1.35%</td> <td>1.65%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	18年	19年	20年	21年	22年	決算年度	2015決算	2016決算	2017決算	2018決算	2019決算	利差益配当率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	配当調整率	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.65%
経過年数	18年	19年	20年	21年	22年																					
決算年度	2015決算	2016決算	2017決算	2018決算	2019決算																					
利差益配当率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%																					
配当調整率	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.65%																					
①利差益配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の利差益配当率を乗じた額とします。なお、2019年度決算の利差益配当率は（別表5）のとおりとします。 																									
②配当調整額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の配当調整率を乗じた額とします。なお、2019年度決算の配当調整率は（別表6）のとおりとします。 																									
5年ごと危険差配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、直前の5年ごとと応当日以後、経過年数に応じた危険保険金に各決算年度の危険差益（死差益）配当率を乗じた額を累計した額とします。（但し、5年ごと利差配当金を負値のため零とした契約の場合は、その負値の額を合計した額とし、この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。） なお、2019年度の危険差益配当率は（別表3-2）のとおりとします。 	<p>(例示) 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 0円 (2019年度決算に基づく部分)</p>																								
定期健康配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の定期健康配当金に同じとします。 																									
消滅時配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の消滅時配当金に同じとします。 																									
保障見直し特別配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の保障見直し特別配当金に同じとします。 																									

(3) 有配当個人保険および個人年金保険 [販売通称 E X]

5年ごと配当金	・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額とします。 (経過期間に応じて所要の調整を行います。)
消滅時配当金	・ 満期、死亡、解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。 (消滅事由等に応じて所要の調整を行います。)
保障見直し特別配当金	・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。

ここで累計ポイント数は、経過年数に応じて対応する各決算に基づくポイントを用いて計算し、累計した数とします。

なお、2019年度決算に加算するポイントは以下のとおりとします。

通常ポイント	・ 責任準備金に通常ポイント率 (別表11) を乗じた数とします。	<ご参考(*)> (例示) 2001年4月2日以後に締結された 終身保険 月払 責任準備金100万円につき 0ポイント
定期健康ポイント	・ 保険料払込免除事由が発生していない場合、危険保険金に定期健康ポイント率 (別表12) を乗じた数とします。	(例示) 2007年4月2日以後に締結された 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 0ポイント
災害疾病健康ポイント	・ 保険料 (年額) に災害疾病健康ポイント率 (別表13) を乗じた数とします。	(例示) 総合医療特約 保険料 (年額) 1万円につき 0ポイント

(4) 個人保険 (有配当) および個人年金保険 (有配当)

通常配当金	・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額から⑤の額を控除した額に経過別係数 (別表14) を乗じた額とします。ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額とします。 ・ 上記の額が負値となるときは、零とします。	<ご参考(*)>
①費差益配当金	・ 保険金に費差益配当率 (別表15) を乗じた額とします。	(例示) 終身保険 保険金100万円につき 0円
②危険差益配当金	・ 危険保険金に危険差益配当率 (別表3-3) を乗じた額とします。	(例示) 2018年4月1日以後に締結された 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 25円
③災害疾病配当金	・ 入院給付日額等に災害疾病配当率 (別表16) を乗じた額とします。	(例示) 総合医療保険 基本型 男性 40歳 入院給付日額1,000円につき 30円
④利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率 (別表5) を乗じた額とします。	(例示) 2017年4月2日以後に締結された 終身保険 月払 利差益配当率 1.35% 配当調整率 0.00%
⑤配当調整額	・ 責任準備金に配当調整率 (別表6) を乗じた額とします。	

2. 団体保険

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| (1) 団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表17）を乗じた額とします。 |
| (2) 総合福祉団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表18）を乗じた額とします。 |
| (3) 新団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表19）を乗じた額とします。 |
| (4) 団体信用生命保険、
消費者信用団体生命保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表20）を乗じた額とします。 |
| (5) 心身障害者扶養者生命保険 | : 零とします。 |
| (6) 団体終身保険 | : 零とします。 |

3. 団体年金保険

- | |
|---|
| ・次に掲げる(a)、(b)および(c)を合計した額とします。（この額が負値となるときは、零とします。） |
| (a) 責任準備金に配当率（別表21）を乗じた額 |
| (b) 遺族年金特約の付加された契約について、被保険者数に応じて危険差益（死差益）に50%から95%を乗じた額 |
| (c) 責任準備金関係損益額 |

4. 財形保険および財形年金保険

- | |
|----------------------------|
| ・責任準備金に配当率（別表22）を乗じた額とします。 |
|----------------------------|

5. 医療保障保険

- | | |
|------------------|---|
| (1) 医療保障保険（個人型） | : 被保険者の到達年齢に応じて、基準日額1,000円につき
男性：583円から837円までの額とします。
女性：733円から987円までの額とします。 |
| (2) 医療保障保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に25%から70%を乗じた額とします。 |
| (3) 新医療保障保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に30%から50%を乗じた額とします。
（但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に20%から40%を乗じた額とします。） |
| (4) 総合医療保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に50%から70%を乗じた額とします。
（但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に40%から60%を乗じた額とします。） |

6. 団体就業不能保障保険

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に10%から30%を乗じた額とします。 |
| (2) 新団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に30%から50%を乗じた額とします。 |

本議案に基づく社員配当金の算出の詳細については、会社の定める社員配当金算出に関する運営要領を適用します。

(*) <ご参考>の部分につきましては、社員配当金割当をご理解いただくための参考情報であり、決議の対象ではありません。

(別表1) 費差基本配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(保険金*100万円につき)

種類 (例示)	配当率*2
養老保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) で保険料払込中の契約	350 円
定期保険 3大疾病保障定期保険 定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 生活保障特約 3大疾病保障定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 で保険料払込中の契約	200
生存給付金付定期保険	260
育英年金付子ども保険 (H2)	0

(注)・例示として掲げる保険種類および契約締結時期以外の保険種類に対する配当率は、別表記載の配当率に準じて設定します。なお、保険料計算基礎率が相違する保険種類については、所要の調整を行います。(別表3-1)、(別表3-2)、(別表3-3)、(別表4)、(別表9)、(別表10)、(別表11) および (別表12) において掲げられた例示以外の配当率等についても、各別表記載の配当率等に準じて設定または調整を行います。)

- *1 保険金は、保険種類に応じた読み替えを行います。(別表2)、(別表10) および (別表15) において同様の取扱とします。)
- *2 生存給付金付定期保険特約および新生存給付金付定期保険特約については、保険金100万円につき生存給付金の平均給付割合×150円を加えた額とします。

(別表2) 費差上乘せ配当率

(保険金100万円につき)

保険契約ごとの合計保険金額	配当率*
5,000万円以上	535 円
3,000万円以上5,000万円未満	435
2,000万円超 3,000万円未満	335

(注) *1999年4月2日以後に締結された変額保険は、配当率を零とします。

(別表3-1) 危険差益配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数	配当率*						
			(到達年齢)						
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	
養老保険 終身保険 定期保険 生存給付金付定期保険 育英年金付こども保険 (H2) 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 年金保険 (年金支払開始日前)	新規契約	男	5回目以下	円	円	円	円	円	円
			9回目以下	330	140	130	230	2,060	3,590
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	5回目以下	40	50	120	280	1,020	3,150
			9回目以下	40	30	120	240	1,020	3,150
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
	転換契約	男	5回目以下	290	100	90	150	2,060	3,130
			9回目以下	290	80	90	150	2,060	3,130
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	5回目以下	30	30	80	270	910	2,860
			9回目以下	30	10	80	230	910	2,860
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	260	60	530	1,490	1,040	2,840
			10回目以上	50	60	180	490	1,040	2,840
		女	9回目以下	20	60	140	430	920	6,540
			10回目以上	20	60	140	430	790	1,910
	転換契約	男	9回目以下	220	10	390	1,100	200	480
			10回目以上	10	10	40	100	200	480
		女	9回目以下	10	10	20	90	290	5,020
			10回目以上	10	10	20	90	160	390
疾病障害保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	410	230	530	1,090	4,120	12,530
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	40	190	550	1,220	3,710	8,840
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
	転換契約	男	9回目以下	370	190	460	840	2,880	8,080
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	30	170	500	1,090	3,340	7,930
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
介護保障特約 新介護保障特約	男	9回目以下	10	10	0	780	2,230	6,400	
		10回目以上	0	0	0	0	0	0	
	女	9回目以下	0	0	0	230	1,620	5,260	
		10回目以上	0	0	0	0	0	0	

(注) * 主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、配当回数10回目以上の率とします。

(別表3-2) 危険差益配当率 (例示)

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	経過年数	配当率*					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 終身保険 定期保険 生存給付金付定期保険 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約	男	9年以下	円 290	円 0	円 70	円 130	円 1,830	円 3,020
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	20	0	70	160	880	2,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険特約	男	9年以下	210	0	350	1,000	0	0
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	0	130	4,630
		9年超	0	0	0	0	0	0
疾病障害保障定期保険特約	男	9年以下	360	180	440	770	2,550	6,920
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	30	160	490	1,060	3,240	7,700
		9年超	0	0	0	0	0	0
介護保障特約 新介護保障特約	男	9年以下	0	0	0	640	1,940	5,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	130	1,380	4,680
		9年超	0	0	0	0	0	0

(注) *①主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、経過年数9年超の率とします。
②旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、前記の定めにかかわらず配当率を零とします。

(別表3-3) 危険差益配当率 (例示)

【2012年4月2日以後2018年3月31日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数 (例示)	配当率*					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) 生存給付金付定期保険 こども保険	男	1回目	円 225	円 168	円 315	円 931	円 1,983	円 7,187
		9回目	57	48	59	149	312	1,000
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
	女	1回目	41	127	102	241	308	2,145
		9回目	19	39	46	78	132	367
		10回目以上	11	26	27	48	83	176
3大疾病保障保険	男	1回目	312	168	1,009	1,717	3,879	12,492
		9回目	64	68	182	357	723	1,932
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
	女	1回目	353	442	799	1,270	2,358	5,258
		9回目	51	78	195	310	491	947
		10回目以上	11	26	27	48	83	176
出産サポート給付金付3大疾病保障保険	男	1回目	305	148	955	1,581	3,653	12,107
		9回目	57	48	128	221	497	1,547
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
	女	1回目	341	417	702	1,121	2,168	4,995
		9回目	39	53	98	161	301	684
		10回目以上	11	26	27	48	83	176
身体障害保障保険	男	1回目	505	198	485	731	1,403	3,057
		9回目	69	48	76	127	247	541
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
	女	1回目	191	217	422	421	488	3,265
		9回目	22	39	66	83	132	492
		10回目以上	11	26	27	48	83	176
介護保障保険	男	1回目	225	108	225	781	763	3,897
		9回目	57	48	59	132	207	635
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
	女	1回目	51	97	292	431	308	2,155
		9回目	19	39	52	84	132	368
		10回目以上	11	26	27	48	83	176

(注) *①例示の配当回数間における配当率は、配当回数1回あたり均等に減少させた率に所要の調整をした率とします。(本別表において同様の取扱とします。)

②継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前) については、第2危険保険金100万円につき下記に定める額を加えた額とします。

(第2危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前)	男	1回目	円 70	円 70	円 560	円 1,270	円 3,470	円 10,060
		9回目	8	8	62	141	386	1,118
		10回目以上	0	0	0	0	0	0
	女	1回目	160	160	640	960	2,000	5,250
		9回目	18	18	71	107	222	583
		10回目以上	0	0	0	0	0	0

【2018年4月1日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前) 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 認知症保障保険	男	—	円 15	円 8	円 25	円 51	円 103	円 227
	女	—	円 1	円 7	円 22	円 41	円 68	円 145
3大疾病保障保険	男	9回目以下	22	28	79	187	329	612
		10回目以上	15	8	25	51	103	227
	女	9回目以下	13	32	119	190	258	408
		10回目以上	1	7	22	41	68	145

ただし、通増定期保険については、下表のとおりとします。

【2012年4月2日以後2016年6月19日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
通増定期保険	男	1回目	円 465	円 138	円 395	円 1,031	円 4,103	円 10,407
		∮	∮	∮	∮	∮	∮	
		9回目	297	18	139	249	2,432	4,220
		10回目以上	36	0	37	68	134	335
	女	1回目	71	87	182	451	1,208	5,165
		∮	∮	∮	∮	∮	∮	
		9回目	49	0	126	288	1,032	3,387
		10回目以上	11	0	27	48	83	176

【2016年6月20日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
通増定期保険	男	1回目	円 225	円 168	円 315	円 931	円 1,983	円 7,187
		∮	∮	∮	∮	∮	∮	
		9回目	57	48	59	149	312	1,000
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
	女	1回目	41	127	102	241	308	2,145
		∮	∮	∮	∮	∮	∮	
		9回目	19	39	46	78	132	367
		10回目以上	11	26	27	48	83	176

また、予定利率変動型一時払増終身保険および指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険については、契約締結時期にかかわらず、下表のとおりとします。

(信保保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
予定利率変動型一時払増終身保険 指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険	—	—	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(別表4) 災害疾病特約配当率 (例示)

(災害保険金100万円につき*)

種類 (例示)	配当率	
	男性	女性
災害保障特約 (本人型)	1,280 円	1,650 円
交通災害保障特約	930	1,110
災害倍額支払定期保険特約	350	500
定期保険災害給付特約	450	600
災害割増特約 (58)、(60) (1990年4月2日以後契約)	50	50
新傷害特約 (本人型) (1990年4月2日以後契約)	50	50
新災害入院特約 (本人型)	150	300
特定損傷特約	350	150

(注) *①新災害入院特約については、「入院給付日額1,000円につき」と読み替えます。

②特定損傷特約については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

(入院給付日額1,000円につき*)

種類 (例示)	到達年齢	配当率
手術給付金付疾病入院給付特約 (51)	—	100 円
疾病入院特約 (本人型)	—	100
新入院医療特約 (本人型)	49歳以下	500
	50歳以上	400
新成人病割増入院医療特約 (2倍型)	39歳以下	260
	40歳以上49歳以下	270
	50歳以上59歳以下	250
	60歳以上	290
新成人病割増入院医療特約 (3倍型)	39歳以下	180
	40歳以上49歳以下	190
	50歳以上59歳以下	200
	60歳以上	260
新成人病入院医療特約	39歳以下	20
	40歳以上49歳以下	40
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	190
通院特約 (本人型)	39歳以下	50
	40歳以上49歳以下	80
	50歳以上59歳以下	130
	60歳以上	220
長期入院特約 (本人型)	19歳以下	10
	20歳以上29歳以下	20
	30歳以上39歳以下	50
	40歳以上49歳以下	60
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	150
女性入院特約	19歳以下	0
	20歳以上29歳以下	30
	30歳以上39歳以下	80
	40歳以上49歳以下	90
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	150
総合医療特約	—	0

(注) *通院特約は、「通院日額1,000円につき」と読み替えます。

(別表5) 利差益配当率

(責任準備金に対して)

予定利率	配当率
0.5%以下	(1.75% - 予定利率)
0.5%超1.0%以下	(1.65% - 予定利率)
1.0%超1.5%以下	(1.55% - 予定利率)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種類	配当率
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、予定利率変動型一時払増終身保険、指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険	0%

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた配当率とします。

(別表6) 配当調整率

(責任準備金に対して)

予定利率	配当調整率
1.5%超2%以下	(予定利率 - 1.45%)
2%超3%以下	(予定利率 - 1.25%)
3%超4%以下	(予定利率 - 1.05%)
4%超5%以下	(予定利率 - 0.85%)
5%超	(予定利率 - 0.65%)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種類	配当調整率
1995年9月25日以後締結された一時払養老保険	(予定利率 - 1.50%)
1998年4月2日以後締結された一時払年金保険	(予定利率 - 1.35%)
1998年4月2日以後締結された一時払生存保障重点型年金保険	(予定利率 - 1.35%)
1998年6月25日以後締結された一時払終身保険	(予定利率 - 1.20%)

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた調整率とします。

(別表7) 定期健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) *1に対して)

契約年度*2 (例示)	配当率*3
1975年度以前	100.0% [50.0%]
}	}
1980年度	60.0 [30.0]
}	}
1994年度	4.0 [2.0]

(注)・定期健康配当金は以下の保険種類を対象とします。

定期保険、3大疾病保障定期保険、暮しの保険の定期部分、定期保険特約、増加保険特約 (増加暮しの定期部分)、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約、生活保障特約および通減定期保険特約

*1①保険料 (年額) については、当該配当金の対象となる保険種類を対象とします。(別表8)、(別表12) および (別表13) において同様の取扱とします。

②更新後の特約については、主契約の契約締結日から当該特約の締結日までの経過期間に応じ、保険料 (年額) の以下の割合に対して計算します。

10年以下 9割、10年超15年以下 8割、15年超20年以下 7割、20年超 5割

*2①被転換契約から移管された責任準備金に基づく部分についての契約年度は、被転換契約の契約年度を適用します。(別表9) および (別表10) において同様の取扱とします。

②更新後の特約についての契約年度は、主契約の契約年度を適用します。

*3①例示の契約年度間における配当率は、1年あたり均等に減少させた率とします。(別表8) および (別表10) において同様の取扱とします。

②終身保険または生存保障重点型年金保険に付加されている特約が保険期間の満了により消滅し、かつ特約の更新を取り扱うことが可能な契約については、[] 内の配当率を適用します。

③増加保険特約 (増加暮しの定期部分) については、上記の1割とします。

④更新後の特約の配当率は、既に支払われた消滅時配当率 (定期) または定期健康配当率を控除した率とします。(この率が負値となるときは、零とします。)

(別表8) 災害疾病健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) に対して)

特約付加年度* (例示)	配当率
1973年度以前	95.0%
}	}
2001年度	3.3

(注)・災害疾病健康配当金は総合医療特約、および以下の災害特約および疾病特約を対象とします。

(災害特約)

家族保障選択権付災害入院特約、災害入院特約、こども災害入院特約、新災害入院特約およびこども新災害入院特約

(疾病特約)

手術給付金付疾病入院給付特約、手術給付金付疾病入院給付特約 (51)、手術給付金付成人病・疾病入院給付特約、手術給付金付成人病入院給付特約、疾病入院特約、成人病割増疾病入院特約、成人病入院特約、こども疾病入院特約、入院医療特約、成人病割増入院医療特約、成人病入院医療特約、こども入院医療特約、新入院医療特約、こども新入院医療特約、新成人病割増入院医療特約、新成人病入院医療特約および女性入院特約

*①災害特約について、転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

②疾病特約について、1997年3月31日以前の転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

(別表9) 消滅時配当率 (例示)

・ 1955年度以後契約

(責任準備金に対して)

契約年度	配当率*			
	予定利率4%以下契約		予定利率4%超契約	
	満期、死亡等により 消滅する契約	解約等により 消滅する契約	満期、死亡等により 消滅する契約	解約等により 消滅する契約
1968年度以前	9.2 %	4.4 %	4.4 %	—
1969	9.2	4.4	2.0	—
1970	6.8	2.0	—	—
1971	4.4	—	—	—
1972	2.0	—	—	—

(注) ①保障見直し制度の利用により消滅する契約は、消滅時配当金の対象外とします。

②以下に掲げる契約は、消滅時配当金の対象外とします。

年金支払開始後契約、増加年金保険特約、年金特約および(別表7)に掲げる定期健康配当金の対象となる保険種類

*①一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率を記載しています。

②増加保険特約については、上記の1割とします。

(別表10) 保障見直し特別配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

種類 (例示)		契約締結時期	配当率
			円
利益配当付個人保険	養老保険	1993年3月31日以前	750
	終身保険		
	生存給付金付定期保険		
	生存給付金付定期保険特約		
利益配当付個人年金保険	新生存給付金付定期保険特約	1998年4月1日以後	150
5年ごと利差配当付個人保険	育英年金付こども保険 (H2)		
5年ごと利差配当付個人年金保険	年金保険	1990年3月31日以前	50
5年ごと利差配当付個人年金保険	定期保険		
	3大疾病保障定期保険		
	定期保険特約		
	生活保障特約		
	3大疾病保障定期保険特約	1998年4月1日以後	5

(別表11) 通常ポイント率 (例示)

(責任準備金100万円につき)

予定利率 (例示)	保険期間	ポイント率*
1.15%	5年以下	200
	5年超10年以下	160
	10年超20年以下	144
	20年超	136
1.65%	—	0
2.15%	—	0

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金100万円につき)

種類	ポイント率
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、一時払終身保険に付加される定期保険特約、一時払総合保障終身保険	0

(注) *①保険期間が終身の保険契約および年金支払開始後契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

②年金支払開始後契約 (年金特約は除く) については、上記の1割とします。

③年金特約については、上記の5割とします。

(別表12) 定期健康ポイント率 (例示)

【2007年4月2日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	ポイント 加算回数 (例示)	保険期間 (例示)	ポイント率*					
				(到達年齢)					
				(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	(80歳)	(90歳)
定期保険特約 定期保険 養老保険 終身保険 育英年金付子ども保険 生存給付金付定期保険 新生存給付金付定期保険特約 疾病障害保障定期保険特約 介護保障定期保険特約	男	1回目	5年以下	ポイント 0	ポイント 0	ポイント 0	ポイント 20.4	ポイント 253.6	ポイント 343.5
			5年超10年以下	0	0	0	16.3	202.9	274.8
			10年超20年以下	0	0	0	14.7	182.6	247.3
			20年超	0	0	0	13.9	172.4	233.5
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
			10年超20年以下	0	0	0	0	0	0
	20年超		0	0	0	0	0	0	
	女	1回目	5年以下	0	0	0	0	0	120.8
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	96.6
			10年超20年以下	0	0	0	0	0	87.0
			20年超	0	0	0	0	0	82.1
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
10年超20年以下			0	0	0	0	0	0	
20年超	0		0	0	0	0	0		
3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約 再発3大疾病保障定期保険特約	男	1回目	5年以下	0	0	0	6.4	358.1	677.5
			5年超10年以下	0	0	0	5.1	286.5	542.0
			10年超20年以下	0	0	0	4.6	257.8	487.8
			20年超	0	0	0	4.4	243.5	460.7
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
			10年超20年以下	0	0	0	0	0	0
	20年超		0	0	0	0	0	0	
	女	1回目	5年以下	0	0	0	0	274.8	756.8
			5年超10年以下	0	0	0	0	219.8	605.4
			10年超20年以下	0	0	0	0	197.9	544.9
			20年超	0	0	0	0	186.9	514.6
		}	}	}	}	}	}	}	
		10回目以上	5年以下	0	0	0	0	0	0
			5年超10年以下	0	0	0	0	0	0
10年超20年以下			0	0	0	0	0	0	
20年超	0		0	0	0	0	0		
生活保障特約 年金保険 (年金支払開始日前)	男	1回目	10年超20年以下	0	0	0	15.0	183.0	247.0
		}		}	}	}	}	}	
		10回目以上		0	0	0	0	0	0
	女	1回目		0	0	0	0	0	87.0
		}		}	}	}	}	}	
		10回目以上		0	0	0	0	0	0
新介護保障特約	-	-	-	0	0	0	0	0	

(注) *①例示のポイント加算回数間における配当率は、ポイント加算回数に応じて減少させた率とします。(本別表において同様の取扱とします。)

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

③主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、ポイント加算回数10回目以上の率とします。

また、逓増定期保険および新逓増定期保険（H18）については、下表のとおりとします。

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	ポイント 加算回数 (例示)	保険期間(例示)	ポイント率					
				(到達年齢)					
				(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	(80歳)	(90歳)
逓増定期保険 新逓増定期保険 (H18)	男	1回目	10年超20年以下	ポイント 0	ポイント 0	ポイント 0	ポイント 123.4	ポイント 559.2	ポイント 792.3
		〽		〽	〽	〽	〽	〽	
		10回目以上		0	0	0	0	0	0
	女	1回目		0	0	0	0	331.8	617.3
		〽		〽	〽	〽	〽	〽	〽
		10回目以上		0	0	0	0	0	0

(別表13) 災害疾病健康ポイント率

(保険料(年額)1万円につき)

種類	ポイント率
新災害入院特約 (H11) こども新災害入院特約 (H11)	2.5
新入院医療特約 (H11) こども新入院医療特約 (H11) 新成人病入院医療特約 (H11) 女性入院特約 (H11)	5
入院医療保険 総合医療特約 新がん入院特約 総合医療保険 総合保障終身保険	0

(別表14) 経過別係数(例示)

種類(例示)	保険期間	係数						
		(経過年数)*						
		(1年)	(5年)	(10年)	(15年)	(20年)	(25年)	(30年)
養老保険 年金保険(年金支払開始日前) 低解約払戻金型長寿生存保険 (年金支払開始日前)	10年以下	50%	110%	110%	-%	-%	-%	-%
こども保険 生存給付金付定期保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険	10年超20年以下	50	69	92	115	115	-	-
定期保険 終身保険 3大疾病保障保険 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前)	10年以下	55	115	115	-	-	-	-
特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 認知症保障保険	10年超20年以下	55	74	97	120	120	-	-
総合医療保険 がん医療保険 こども総合医療保険	20年超	55	65	77	89	101	113	125
逓増定期保険	-	50	105	105	105	105	105	105

(注)・年金支払開始後契約および継続サポート年金支払期間中の契約については、100%とします。

*①保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超の係数を適用します。

(別表15) 費差益配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

種類 (例示)	配当率
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 低解約払戻金型長寿生存保険 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 逡増定期保険 3大疾病保障保険 継続サポート3大疾病保障保険 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 認知症保障保険	0円

(別表16) 災害疾病配当率 (例示)

(入院給付日額1,000円につき*)

種類	性別	配当率 (到達年齢)					
		(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
		総合医療保険 (基本型)	男	20円	20円	30円	40円
	女	20	50	30	40	60	120
総合医療保険 (特定疾病倍額型)	男	20	30	40	70	150	290
	女	20	50	40	50	90	180
総合医療保険 (女性特定疾病倍額型)	男	-	-	-	-	-	-
	女	30	70	50	50	80	160
がん医療保険	男	0	0	0	10	30	70
	女	0	0	10	10	20	40
こども総合医療保険	-	20	20	20	20	20	20
特定損傷保険 就業不能保険 入院総合保険	-	0	0	0	0	0	0

(注) *①特定損傷保険については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

②就業不能保険については、「長期就業不能給付月額10万円につき」と読み替えます。

③入院総合保険については、「入院給付金10万円につき」と読み替えます。

(別表17) 団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数*1	配当率					
	加入率*2					
	25%以上35%未満	10%以上25%未満	10%未満			
25人以上	25人未満	14 %	- %	- %	- %	- %
100人以上	100人未満	28	20	11	7	
200人以上	200人未満	40	30	18	12	
350人以上	350人未満	48	36	24	17	
500人以上	500人未満	53	42	29	21	
1,000人以上	1,000人未満	63	50	38	28	
2,000人以上	2,000人未満	74	63	48	37	
3,500人以上	3,500人未満	84	71	59	50	
5,000人以上	5,000人未満	90	81	68	59	
1万人以上	1万人未満	95	86	76	67	
		97	92	82	78	

(注) ・年金払特約部分については、予定利率が1.50%の部分については、責任準備金の額に0.05%を乗じた額、予定利率が1.00%の部分については、責任準備金の額に0.65%を乗じた額、予定利率が0.70%の部分については、責任準備金の額に0.95%を乗じた額をそれぞれ割り当てます。(総合福祉団体定期保険、新団体定期保険および3大疾病保障保険(団体型)に付加される年金払特約部分についても同様の取扱とします。)

*1 団体の被保険者数は、主契約の被保険者数とします。(別表18)、(別表19) および (別表20) において同様の取扱とします。)

*2 基準加入率等に関する会社所定の要件を満たさない場合には、当該加入率区分に応じた配当率を適用します。(別表19) において同様の取扱とします。)

(別表18) 総合福祉団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		支払率*1			
		40%超	25%超40%以下	10%超25%以下	10%以下
		配当率*2			
25人未満		14 %	14 %	14 %	14 %
25人以上	100人未満	28	28	28	28
100人以上	200人未満	40	40	40	40
200人以上	350人未満	48	48	48	48
350人以上	500人未満	53	53	53	53
500人以上	1,000人未満	63 [63]	63 [72]	63 [76]	63 [78]
1,000人以上	2,000人未満	74 [74]	74 [84]	74 [87]	74 [89]
2,000人以上	3,500人未満	84	90.3	91.8	92.5
3,500人以上	5,000人未満	90	94.1	95.0	95.4
5,000人以上	1万人未満	95	97.1	97.5	97.9
1万人以上		97	98.1	98.4	98.7

(注) *1 支払率 = $\frac{\text{保険金および給付金支払額}}{\text{純保険料額}}$ とします。

*2 被保険者数が500人以上1,000人未満の団体については3年通算の支払率、1,000人以上2,000人未満の団体については2年通算の支払率が判明している場合には、それぞれ [] 内の配当率を適用します。

(別表19) 新団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率		
			加入率	
			25%以上35%未満	10%以上25%未満
100人未満	10 %	5 %	5 %	
100人以上	20	15	5	
200人以上	30	20	5	
350人以上	35	25	5	
500人以上	45	30	5	
1,000人以上	60	40	10	
2,000人以上	70	50	10	
3,500人以上	80	60	15	
5,000人以上	85	65	20	
1万人以上	90	75	25	
2万人以上	92	85	30	
5万人以上	94	90	45	

(別表20) 団体信用生命保険および消費者信用団体生命保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
	25人未満	10	%
25人以上	100人未満	20	
100人以上	200人未満	30	
200人以上	350人未満	40	
350人以上	500人未満	50	
500人以上	1,000人未満	58	
1,000人以上	2,000人未満	64	
2,000人以上	3,500人未満	69	
3,500人以上	5,000人未満	75	
5,000人以上	1万人未満	80	
1万人以上	10万人未満	87	
10万人以上	30万人未満	90	
30万人以上		97	

ただし、3大疾病保障特約、がん保障特約、身体障害保障特約、介護保障特約または高度障害保険金不担保特約が付加されている団体信用生命保険については、下表のとおりとします。

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
		区分Ⅰ* ¹	区分Ⅱ* ²
	25人未満	10 %	7 %
25人以上	100人未満	20	17
100人以上	200人未満	30	27
200人以上	350人未満	40	37
350人以上	500人未満	50	47
500人以上	1,000人未満	58	55
1,000人以上	2,000人未満	64	61
2,000人以上	3,500人未満	69	66
3,500人以上	5,000人未満	75	70
5,000人以上	1万人未満	80	73
1万人以上	10万人未満	87	77
10万人以上	30万人未満	90	80
30万人以上		97	85

(注) ①危険差益については、死亡・高度障害部分、死亡・高度障害・3大疾病部分等のそれぞれの部分の危険差益に区分します。(障害特約が付加されている団体信用生命保険については、それぞれの部分にかかる障害特約部分を含みます。)

②一部の部分が危険差損となる場合、それぞれの部分の危険差益について、相殺係数を乗じた額とします。(この額が負値となるときは零とします。)ここで相殺係数とは、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額から危険差損となっている各部分の危険差損の合計額を控除した額を、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額で除したものとします。

③それぞれの部分の危険差益に各区分の配当率を乗じ、合計します。

*1 区分Ⅰは死亡・高度障害部分、死亡部分、死亡・身体障害部分、死亡・介護部分、死亡・身体障害・介護部分とします。

*2 区分Ⅱは死亡・高度障害・3大疾病部分、死亡・高度障害・がん部分、死亡・3大疾病部分、死亡・3大疾病・身体障害部分、死亡・3大疾病・介護部分、死亡・3大疾病・身体障害・介護部分とします。

(別表21) 団体年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種類	予定利率	配当率*
企業年金保険、新企業年金保険、団体生存保険、新団体生存保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険	0.75%	0.25%
拠出型企業年金保険 (H14)	0.75	0.75
	1.25	0.25
新企業年金保険 (H14)、厚生年金基金保険 (H14)、確定給付企業年金保険	1.25	0.29

(注) 企業年金保険については、責任準備金に上記の団体年金保険配当率を乗じた額から、企業年金保険と新企業年金保険または拠出型企業年金保険 (H14) との付加保険料の差額に相当する額を控除した額とします。(この額が負値となるときは、零とします。)

* 上表に定めのない保険種類、上表に定めた保険種類のうち予定利率1.50%以上の部分、有期利率保証特約部分、特別勘定特約部分、特別勘定第1特約部分、特別勘定第2特約部分および特別勘定第3特約部分については、配当率を零とします。

(別表22) 財形保険および財形年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種類	予定利率	配当率*
勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険、勤労者財産形成基金保険、勤労者財産形成給付金保険、財形年金積立保険	1.00%	0.35%
	0.70	0.65

(注) * 上表に定めた保険種類のうち予定利率1.50%以上の保険契約および財形年金保険については、配当率を零とします。

今回の定時総代会終結の時をもって、取締役筒井義信、清水博、古市健、赤林富二、今井和男、松永陽介、井出口豊、戸田和秀、長谷川靖、田中聡の10氏が任期満了となります。これに対し、取締役11名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりです。

再任

氏名
つついよしのぶ
筒井義信

生年月日
1954年1月30日



- 当会社における地位および担当
当会社代表取締役会長
- 略歴および重要な兼職の状況
1977年4月 当会社入社
2004年7月 取締役
2007年1月 取締役執行役員
2007年3月 取締役常務執行役員
2009年3月 取締役専務執行役員
2010年3月 代表取締役専務執行役員
2011年4月 代表取締役社長
2018年4月 代表取締役会長

〈重要な兼職の状況〉

株式会社帝国ホテル取締役
西日本旅客鉄道株式会社監査役
パナソニック株式会社取締役
株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役

取締役候補者とした理由

筒井氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当会社において多様な部門の業務に携わり、当会社の業務全般に深く精通しております。また、2004年に取締役に就任して以降、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2010年以降は代表取締役に務め、当会社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

氏名
しみず ひろし
清水 博

生年月日
1961年1月30日



- 当会社における地位および担当
当会社代表取締役社長
(グループ事業統括本部長)
- 略歴および重要な兼職の状況
1983年 4月 当会社入社
2009年 3月 執行役員
2012年 3月 常務執行役員
2013年 7月 取締役常務執行役員
2014年 7月 取締役退任
常務執行役員
2016年 3月 専務執行役員
2016年 7月 取締役専務執行役員
2018年 4月 代表取締役社長

〈重要な兼職の状況〉
一般社団法人生命保険協会会長

取締役候補者とした理由

清水氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当会社において多様な部門の業務に携わり、当会社の業務全般に深く精通しております。また、2009年に執行役員に就任して以降、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2018年以降は代表取締役を務め、当会社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

氏名
ふるいち たけし
古市 健

生年月日
1954年8月21日



- 当会社における地位および担当
当会社代表取締役副会長
(内部監査部門担当)
(本店管掌)
- 略歴および重要な兼職の状況
1977年 4月 当会社入社
2004年 7月 取締役
2007年 1月 取締役執行役員
2007年 3月 取締役常務執行役員
2009年 3月 取締役専務執行役員
2010年 3月 代表取締役専務執行役員
2012年 3月 代表取締役副社長執行役員
2016年 7月 代表取締役副会長

〈重要な兼職の状況〉
京王電鉄株式会社取締役
公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団理事長
一般社団法人関西経済同友会代表幹事

取締役候補者とした理由

古市氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当会社において多様な部門の業務に携わり、当会社の業務全般に深く精通しております。また、2004年に取締役に就任して以降、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2010年以降は代表取締役を務め、当会社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

氏名
あかばやしとみじ
赤林 富二

生年月日
1960年8月6日



- 当会社における地位および担当
当会社代表取締役副社長執行役員
(ホールセール部門、販売スタッフ部門(法人営業関係)担当)
金融法人本部管掌
- 略歴および重要な兼職の状況
1984年4月 当会社入社
2012年3月 執行役員
2014年7月 取締役執行役員
2015年3月 取締役常務執行役員
2016年4月 取締役執行役員
(ニッセイアセットマネジメント株式会社)
代表取締役社長
2016年7月 取締役退任
執行役員
(ニッセイアセットマネジメント株式会社)
代表取締役社長
2018年3月 専務執行役員
2018年7月 取締役専務執行役員
2019年3月 代表取締役副社長執行役員

取締役候補者とした理由

赤林氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当会社において多様な部門の業務に携わり、当会社の業務全般に深く精通しております。また、2012年に執行役員に就任して以降、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2019年以降は代表取締役を務め、当会社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

社外取締役

独立役員

氏名
いまいかずお
今井 和男

生年月日
1950年7月30日



- 当会社における地位および担当
当会社取締役
- 略歴および重要な兼職の状況
1983年4月 弁護士登録(現在に至る)
今井和男法律事務所
(現 虎門中央法律事務所) 開設
2006年9月 当会社コンプライアンス委員会委員
(現在に至る)
2008年7月 当会社取締役(現在に至る)
2017年6月 当会社スチュワードシップ諮問委員会委員長
(現在に至る)

〈重要な兼職の状況〉

弁護士
虎門中央法律事務所代表弁護士

社外取締役候補者とした理由等

今井氏は社外取締役候補者です。

同氏は、弁護士としての幅広い経験・見識を有しております。その経験・見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を、当会社の経営に反映していくため、また、同氏の当会社取締役としての貢献ならびにコンプライアンス委員会委員およびスチュワードシップ諮問委員会委員長としての実績にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

同氏は、このように弁護士としての幅広い経験・見識、および当会社における実績も有しており、当会社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」(100頁掲載)を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

新任

氏名
とみ た てつ ろう
富田 哲郎

社外取締役

独立役員

生年月日
1951年10月10日



●略歴および重要な兼職の状況

1974年 4月 日本国有鉄道入社
1987年 4月 東日本旅客鉄道株式会社入社
2008年 6月 同社代表取締役副社長 事業創造本部長
2009年 6月 同社代表取締役副社長 総合企画本部長
2012年 4月 同社代表取締役社長 総合企画本部長
2012年 6月 同社代表取締役社長
2018年 4月 同社取締役会長（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

東日本旅客鉄道株式会社取締役会長
一般社団法人東京経営者協会会長
公益財団法人東日本鉄道文化財団会長

社外取締役候補者とした理由等

富田氏は社外取締役候補者です。
同氏は、東日本旅客鉄道株式会社の代表取締役社長および取締役会長を務める等、企業経営者としての幅広い経験・見識を有しております。その経験・見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を、当会社の経営に反映していくため、同氏を社外取締役候補者といたしました。
さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」（100頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

再任

氏名
まつ なが よう すけ
松永 陽介

生年月日
1961年5月16日



●当社における地位および担当

当会社取締役専務執行役員
（資産運用部門統括
資産運用部門（融資、不動産関係）、
資産運用スタッフ部門（財務企画関係）担当）

●略歴および重要な兼職の状況

1985年 4月 当会社入社
2006年 3月 関連事業部長
2010年 3月 財務企画部長
2012年 3月 執行役員
財務企画部長委嘱
2013年 3月 福岡総合支社長
兼福岡総合支社担当支社長（福岡）委嘱
2014年 3月 九州法人営業本部長
兼代理店営業副本部長（九州）
兼金融法人副本部長（九州）
兼福岡総合支社長委嘱
2016年 3月 常務執行役員
2016年 7月 取締役常務執行役員
2019年 3月 取締役専務執行役員

〈重要な兼職の状況〉

ニッセイアセットマネジメント株式会社取締役

取締役候補者とした理由

松永氏は、入社以来、主に総務スタッフ部門や資産運用スタッフ部門の業務に携わり、また支社長職も経験する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2012年以降は、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。
これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

●氏名
いでぐち ゆたか
井出口 豊

●生年月日
1963年9月4日



- 当会社における地位および担当
当会社取締役専務執行役員
(海外事業部門、
海外事業スタッフ部門(海外事業企画関係)担当)
- 略歴および重要な兼職の状況
1986年4月 当会社入社
2009年1月 ニッセイ同和損害保険株式会社
統合推進部長兼企画部担当部長
2010年4月 同社企画部長兼統合推進部長
兼業務品質向上推進部長
2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
経営企画部特命部長
2011年3月 当会社リスク管理統括部長
兼システムリスク管理室長
2012年3月 国際業務部長
2013年3月 執行役員
米州総支配人兼欧州総支配人
兼審議役(国際業務部)
兼ニューヨーク事務所長委嘱
2016年3月 米州総支配人兼欧州総支配人
兼審議役(国際業務部)委嘱
2017年3月 常務執行役員
2018年7月 取締役常務執行役員
2020年3月 取締役専務執行役員

〈重要な兼職の状況〉
MLC Limited Non-Executive Director

取締役候補者とした理由

井出口氏は、入社以来、主に海外事業部門や総務スタッフ部門の業務に携わり、また海外駐在も経験する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2013年以降は、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

新任

●氏名
なかしま としひろ
中島俊浩

●生年月日
1963年6月19日



- 当会社における地位および担当
当会社常務執行役員
(審議役 (資金証券部))
- 略歴および重要な兼職の状況
1988年 4月 当会社入社
2009年 3月 人事部担当部長兼人材開発室長
2010年 3月 Nippon Life Insurance Company of America
CEO
2012年 3月 当会社国際投資部長
2016年 3月 執行役員
審議役 (国際業務部) 委嘱
2016年 4月 審議役 (国際業務部) 委嘱
(MLC Limited
Non-Executive Director)
2018年 3月 審議役 (海外事業企画部)
兼審議役 (海外保険事業部) 委嘱
(MLC Limited
Non-Executive Director)
2019年12月 審議役 (海外事業企画部)
兼審議役 (海外保険事業部) 委嘱
(MLC Limited
Executive Director)
2020年 3月 常務執行役員

取締役候補者とした理由

中島氏は、入社以来、主に資産運用部門や総務スタッフ部門の業務に携わり、また当会社の子会社であるNippon Life Insurance Company of AmericaのCEOとしての同社の経営経験およびMLC Limitedでの駐在経験を有する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2016年以降は、執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

新任

氏名
あかほり なおき
赤堀直樹

生年月日
1964年8月13日



- 当会社における地位および担当
当会社執行役員
(代理店営業本部長)
- 略歴および重要な兼職の状況
1988年4月 当会社入社
2009年3月 営業企画部担当部長
2010年3月 営業企画部担当部長兼チャンネル収益管理室長
2011年3月 高松支社長
2013年3月 金融法人第二部長
2015年3月 法人営業企画部長
2017年3月 執行役員
法人営業企画部長委嘱
2018年3月 審議役(総合企画部)委嘱
(三井生命保険株式会社
(現 大樹生命保険株式会社)
代表取締役専務執行役員)
2019年3月 審議役(グループ事業推進部)委嘱
(三井生命保険株式会社
代表取締役専務執行役員)
2020年3月 代理店営業本部長委嘱

取締役候補者とした理由

赤堀氏は、入社以来、主に金融法人部門や販売スタッフ部門の業務に携わり、また支社長職および当会社の子会社である大樹生命保険株式会社の代表取締役専務執行役員として同社の経営経験を有する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2017年以降は、執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

新任

氏名
さとう かずお
佐藤和夫

生年月日
1966年2月16日



- 当会社における地位および担当
当会社執行役員
(審議役(コンプライアンス統括部))
- 略歴および重要な兼職の状況
1989年4月 当会社入社
2010年3月 融資総務部担当部長兼資本市場営業室長
2011年3月 財務第三部長
2014年3月 財務企画部長
2017年3月 執行役員
総合企画部長委嘱
2018年3月 総合企画部長兼イノベーション開発室長委嘱
2019年3月 総合企画部長
兼審議役(グループ事業推進部)
兼審議役(CSR推進部)委嘱
2020年3月 審議役(コンプライアンス統括部)委嘱

取締役候補者とした理由

佐藤氏は、入社以来、主に資産運用部門や総務スタッフ部門、資産運用スタッフ部門の業務に携わる等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2017年以降は、執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 各取締役候補者と当会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 筒井義信氏は、2020年6月23日をもって西日本旅客鉄道株式会社監査役を退任し、同日の同社株主総会決議により、同日付で同社取締役に就任する予定です。
4. 古市健氏は、2020年6月の株式会社ダイセルの株主総会決議により同社取締役に就任する予定です。
5. 当会社は今井和男氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当会社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。また、富田哲郎氏の選任が承認された場合、当会社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
6. 今井和男氏は、1975年4月から1977年3月まで当会社の使用人でありました。
7. 今井和男氏は、2008年7月から当会社の取締役に就任しており、2016年7月から社外取締役として就任しております。
- なお、同氏が代表弁護士を務める虎門中央法律事務所は、当会社から法律相談その他法律事務の委嘱を受けており、当該法律相談その他法律事務に係る報酬を受ける予定があり、また過去2年間に受けておりました。
8. 富田哲郎氏は、2020年6月の日本製鉄株式会社の株主総会決議により同社取締役に就任する予定です。

今回の定時総代会終結の時をもって、監査役今井敬、豊泉貴太郎、佐藤良二の3氏が任期満了となります。これに対し、監査役3名の選任をお願いいたします。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

再任

社外監査役

独立役員

●氏名
いま い たかし
今井 敬

●生年月日
1929年12月23日



●当社における地位

当会社監査役

●略歴および重要な兼職の状況

1989年6月 新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）
代表取締役副社長
1993年6月 同社代表取締役社長
1995年7月 当会社監査役（現在に至る）
1998年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役会長
2003年4月 同社取締役相談役名誉会長
2003年6月 同社相談役名誉会長
2008年6月 同社社友名誉会長（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

日本製鐵株式会社名誉会長
日本テレビホールディングス株式会社取締役
日本テレビ放送網株式会社取締役

社外監査役候補者とした理由等

今井氏は社外監査役候補者です。

同氏は、企業経営者としての経歴を通じて培った企業の社会的役割等の視点も含めた幅広い見識を有しております。その見識に基づく監査を期待したため、また、同氏の当会社監査役としての貢献にも鑑み、社外監査役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」（100頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

再任

社外監査役

独立役員

●氏名
とよ いずみ かん た ろ う
豊泉 貫太郎

●生年月日
1945年10月17日



●当会社における地位

当会社監査役

●略歴および重要な兼職の状況

1970年4月 弁護士登録
河村法律事務所入所（現在に至る）
2004年7月 当会社監査役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

弁護士
品川リファクトリーズ株式会社取締役
三菱石油株式会社監査役

社外監査役候補者とした理由等

豊泉氏は社外監査役候補者です。

同氏は、弁護士としての経歴を通じて培った経営法務等の視点も含めた幅広い見識を有しております。その見識に基づく監査を期待したため、また、同氏の当会社監査役としての貢献にも鑑み、社外監査役候補者といたしました。

同氏は、このように弁護士として幅広い経験・見識を有しており、当会社の社外監査役としての職務を適正に遂行できるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」（100頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

再任

社外監査役

独立役員

●氏名
さ と う り ょ う じ
佐藤 良二

●生年月日
1946年12月7日



●当会社における地位

当会社監査役

●略歴および重要な兼職の状況

1971年10月 等松青木監査法人
（現 有限責任監査法人トーマツ）入社
1975年2月 公認会計士登録（現在に至る）
2007年6月 監査法人トーマツ
（現 有限責任監査法人トーマツ）
包括代表（CEO）
2010年11月 有限責任監査法人トーマツ
シニアアドバイザー
2016年7月 当会社監査役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

公認会計士

社外監査役候補者とした理由等

佐藤氏は社外監査役候補者です。

同氏は、公認会計士としての経歴を通じて培った企業会計等の視点も含めた幅広い見識を有しております。その見識に基づく監査を期待したため、また、同氏の当会社監査役としての貢献にも鑑み、社外監査役候補者といたしました。

同氏は、このように公認会計士として幅広い経験・見識を有しており、当会社の社外監査役としての職務を適正に遂行できるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」（100頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

- (注) 1. 監査役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 各監査役候補者と当会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当会社は今井敬氏、豊泉貫太郎氏および佐藤良二氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、当会社は3氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 今井敬氏は、1995年7月より、当会社の社外監査役に就任しております。
5. 豊泉貫太郎氏は、2004年7月より、当会社の社外監査役に就任しております。
6. 佐藤良二氏は、2016年7月より、当会社の社外監査役に就任しております。
7. 佐藤良二氏は、2020年6月の株式会社みずほフィナンシャルグループの株主総会決議により同社取締役就任の予定です。
8. 佐藤良二氏が2011年6月から2015年6月まで社外監査役を務めていた株式会社クボタは、その在任中を含む1977年から2018年9月までにおいて鋼板等の生産設備で使用する消耗部品（圧延用ロール）の検査成績書に関する不適切行為が行われていたことを、2018年9月および11月に公表いたしました。同氏は、当該事実の公表までその事実を認識しておりませんでした。平素より取締役会等でコンプライアンスおよび法令遵守の徹底について意見を表明する等、法令に定められた監査役としての職責を適切に果たしました。

<ご参考>

当会社の「社外役員の独立性判断基準」（2015年10月21日制定）は以下のとおりです。

社外役員の独立性判断基準

- 1 当社は、以下の各号に掲げる事項のいずれにも該当しない社外取締役または社外監査役を、独立役員とする。
 - (1) 直近3事業年度において、当社との取引による売上がその年間連結売上高の2%もしくは1億円のいずれか高い額を超える者またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、使用人その他これらに類する者をいう。以下同じ。）
 - (2) 直近3事業年度において、当社の年間連結保険料等収入の2%を超える保険取引を有する取引先またはその業務執行者
 - (3) 直近3事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、組合その他の団体である場合を除く。）
 - (4) 当社の会計監査人またはその社員等
 - (5) 直近3年間に前4号に掲げる事項のいずれかに該当していた者
 - (6) 以下のイからハまでに掲げる事項のいずれかに該当する者（業務執行者については、重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
 - イ 前5号に掲げる事項のいずれかに該当する者
 - ロ 当社の実質子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員とする場合には、業務執行者でない取締役および会計参与を含む。）
 - ハ 直近3年間に前ロまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員とする場合には、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
 - (7) その他、前6号に掲げる事項以外の事情により一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがある者
- 2 前項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合でも、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断することができる特別の事情が認められる社外取締役または社外監査役については、独立役員とする。

当社の取締役の報酬等の額は、2017年7月4日開催の第70回定時総代会および2007年7月3日開催の第60回定時総代会において「月平均1億1000万円以内、うち社外取締役月平均900万円以内」として、また、監査役の報酬等の額は、2007年7月3日開催の第60回定時総代会において「月平均1400万円以内」として、それぞれご承認いただき現在に至っております。

今般、役員報酬制度の見直しの一環として、退任慰労金制度を、今回の定時総代会終結の時をもって廃止し、一部を賞与に振り替えるとともに、新たに業績連動退任時報酬を導入することを、社外取締役委員会での審議を経て、2020年5月27日開催の取締役会および監査役の協議で決定いたしました。

業績連動退任時報酬は、総代会でご承認いただく報酬等の額の範囲内で、業績に応じた額を毎年積み立て、累計額を退任時に支給する制度であり、導入後は月例報酬、賞与、業績連動退任時報酬のいずれも総代会でご承認いただいた報酬等の額の範囲内で支給することとなるため、支給額等の透明性、客観性がより高まるとともに、各役員企業の企業価値向上に対する貢献意欲を一層高める観点からも、当社役員の報酬内容として相当であると考えております。

については、当役員報酬制度の見直し、また、今後の事業展開や経営の機動性の確保等を勘案し、報酬等の額の定めを月額から年額に改め、その上で、取締役および監査役の報酬等の額について、定款上の員数で退任慰労金を1年間積み立てた額を加え、取締役は「年16億7000万円以内（うち社外取締役年1億1600万円以内）」に、監査役は「年1億9800万円以内」に、それぞれ改定いたしたいと存じます。

また、新たに導入する業績連動退任時報酬の1年当たりの積立額については、上記報酬等の額の範囲内で、取締役は「年2億2000万円以内（うち社外取締役800万円以内）」、監査役は「年2200万円以内」としたいと存じます。

なお、2020年5月27日現在の取締役の員数は20名（うち社外取締役4名）、監査役の員数は6名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は21名（うち社外取締役5名）となり、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役の員数は6名となります。

退任取締役および退任監査役に対する慰労金贈呈 ならびに役員退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

2018年7月に監査役を退任し今回の定時総代会終結の時をもって取締役を退任いたします長谷川靖氏、今回の定時総代会終結の時をもって取締役を退任いたします田中聡氏、および2019年10月に取締役を退任いたしました八木誠氏の3名に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で慰労金を贈呈したいと存じます。なお、当社の定める一定の基準（退任慰労金等に関する規程）については、総代方にご覧いただけるよう、本店に備えております。支給の時期につきましては、各氏が、取締役、監査役、執行役員の内いずれをも退任した後としており、その具体的金額、時期、方法等は、取締役在任期間に対する慰労金については取締役会に、監査役在任期間に対する慰労金については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	最終役名	略歴
長谷川 靖	取締役	2014年7月 監査役 2018年7月 監査役退任 取締役常務執行役員 2020年3月 取締役
田中 聡	取締役	2015年3月 執行役員 2016年7月 取締役執行役員 2019年3月 取締役常務執行役員 2020年3月 取締役
八木 誠	取締役（社外取締役）	2017年7月 取締役 2019年10月 取締役退任

また、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、退任慰労金制度を、今回の定時総代会終結の時をもって廃止することを、社外取締役委員会での審議を経て、2020年5月27日開催の取締役会および監査役の協議で決定いたしました。これに伴い第3号議案「取締役11名選任の件」および第4号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されたとき、今回の定時総代会終結後も引き続き在任する取締役17名および監査役6名、ならびに今回の定時総代会終結の時をもって取締役を退任し引き続き在任する執行役員1名、およびさきにとり取締役を退任し今回の定時総代会終結後も引き続き在任する執行役員2名に対し、それぞれ今回の定時総代会終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で慰労金を打ち切り支給したいと存じます。

支給の時期につきましては、各氏が、取締役、監査役、執行役員の内いずれをも退任した後とし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役在任期間に対する慰労金については取締役会に、監査役在任期間に対する慰労金については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	現役名	略歴
筒井 義信	代表取締役会長	2004年7月 取締役 2007年1月 取締役執行役員 2007年3月 取締役常務執行役員 2009年3月 取締役専務執行役員 2010年3月 代表取締役専務執行役員 2011年4月 代表取締役社長 2018年4月 代表取締役会長
清水 博	代表取締役社長	2009年3月 執行役員 2012年3月 常務執行役員 2013年7月 取締役常務執行役員 2014年7月 取締役退任 常務執行役員 2016年3月 専務執行役員 2016年7月 取締役専務執行役員 2018年4月 代表取締役社長
古市 健	代表取締役副会長	2004年7月 取締役 2007年1月 取締役執行役員 2007年3月 取締役常務執行役員 2009年3月 取締役専務執行役員 2010年3月 代表取締役専務執行役員 2012年3月 代表取締役副社長執行役員 2016年7月 代表取締役副会長
中村 克	代表取締役副社長執行役員	2011年3月 執行役員 2015年3月 常務執行役員 2015年7月 取締役常務執行役員 2018年3月 取締役専務執行役員 2019年3月 代表取締役副社長執行役員
赤林 富二	代表取締役副社長執行役員	2012年3月 執行役員 2014年7月 取締役執行役員 2015年3月 取締役常務執行役員 2016年4月 取締役執行役員 2016年7月 取締役退任 執行役員 2018年3月 専務執行役員 2018年7月 取締役専務執行役員 2019年3月 代表取締役副社長執行役員

氏名	現役名	略歴
鬼頭 誠 司	専務執行役員	2012年 3月 執行役員 2014年 7月 取締役執行役員 2016年 3月 取締役常務執行役員 2017年 4月 取締役執行役員 2017年 7月 取締役退任 執行役員 2019年 3月 専務執行役員
松永 陽 介	取締役専務執行役員	2012年 3月 執行役員 2016年 3月 常務執行役員 2016年 7月 取締役常務執行役員 2019年 3月 取締役専務執行役員
三笠 裕 司	取締役専務執行役員	2013年 3月 執行役員 2017年 3月 常務執行役員 2017年 7月 取締役常務執行役員 2020年 3月 取締役専務執行役員
井出口 豊	取締役専務執行役員	2013年 3月 執行役員 2017年 3月 常務執行役員 2018年 7月 取締役常務執行役員 2020年 3月 取締役専務執行役員
藤本 宣 人	取締役常務執行役員	2014年 3月 執行役員 2017年 7月 取締役執行役員 2018年 3月 取締役常務執行役員
朝日 智 司	取締役常務執行役員	2014年 3月 執行役員 2017年 7月 取締役執行役員 2018年 3月 取締役常務執行役員
大関 洋	執行役員	2014年 3月 執行役員 2014年 7月 取締役執行役員 2018年 3月 取締役常務執行役員 2018年 7月 取締役退任 常務執行役員 2020年 3月 執行役員
山内 千 鶴	取締役常務執行役員	2015年 3月 執行役員 2019年 3月 常務執行役員 2019年 7月 取締役常務執行役員
戸田 和 秀	取締役執行役員	2015年 3月 執行役員 2018年 7月 取締役執行役員 2019年 3月 取締役常務執行役員 2020年 3月 取締役執行役員

氏名	現役名	略歴
岩 崎 裕 彦	取締役常務執行役員	2015年 3月 執行役員 2019年 3月 常務執行役員 2019年 7月 取締役常務執行役員
大 神 哲 明	取締役執行役員	2018年 3月 執行役員 2019年 7月 取締役執行役員
小 林 一 生	常任監査役	2007年 3月 執行役員 2010年 3月 常務執行役員 2010年 7月 取締役常務執行役員 2012年 3月 取締役専務執行役員 2016年 3月 代表取締役副社長執行役員 2019年 3月 取締役 2019年 7月 取締役退任 常任監査役
内 海 弘 毅	監査役	2017年 3月 執行役員 2018年 7月 監査役
有 馬 朗 人	取締役 (社外取締役)	2007年 7月 取締役
牛 島 信	取締役 (社外取締役)	2007年 7月 取締役
今 井 和 男	取締役 (社外取締役)	2008年 7月 取締役
三 浦 惺	取締役 (社外取締役)	2017年 7月 取締役
今 井 敬	監査役	1995年 7月 監査役
豊 泉 貫太郎	監査役	2004年 7月 監査役
但 木 敬 一	監査役	2009年 7月 監査役
佐 藤 良 二	監査役	2016年 7月 監査役

コーポレートガバナンス基本方針

第I章 総則

第1条 (目的)

この基本方針は、日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および体制を定めることを目的とする。

第2条 (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

- 1 当社は、当社の定める経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努めることとする。
- 2 当社は、この基本方針に基づく当社のコーポレートガバナンスの状況を明らかにするため、「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し公表することとする。

第3条 (改廃)

この基本方針の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

第II章 機関構成の考え方

第4条 (機関構成の考え方)

- 1 当社は、監査役会設置会社を選択し、特定の業務分野を担当する取締役が全事業領域を分担する体制とすることで、取締役会が執行現場の実情を直視した監督・意思決定機関として機能することを確保するとともに、取締役会から独立し、かつ独任制の機関である監査役によって実効的な監査機能を確認することとする。
- 2 当社は、経営に対する客観的な視点からの牽制および助言を確保するため、社外監査役に加えて複数名の社外取締役を選任する。また、その幅広い知見の経営への活用および経営の更なる透明性の確保の観点から、社外取締役委員会を設置し、取締役会における監督機能および執行機能の高度化を図ることとする。

第III章 取締役および取締役会等

第5条 (取締役および取締役会の任務)

- 1 取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
- 2 各取締役は、各々の経験および見識を活かし、取締役会の一員として、前項に定める取締役会の任務の遂行に参画する。これに加えて、各業務執行取締役は、取締役会の委任に基づき、各々の担当する業務分野における業務執行の決定および業務執行を行う。

第6条 (取締役会の構成)

取締役会は、25名以内の取締役から成り、当社の幅広い事業領域ならびに客観的な視点からの牽制および助言の必要性に鑑み、取締役会全体としての経験および見識の多様性を確保することとする。このうち2名以上を、別に定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員である社外取締役とする。

第7条 (取締役の選任)

- 1 前条に定める取締役会の構成に基づく取締役候補者の選定基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たしていること。
 - (2) 社外取締役（保険業法に定める社外取締役の定義に該当しない取締役で、実質的にそれと同等の性質を有すると認められるものを含む。以下この項において同じ。）候補者については、企業経営者、学識経験者または法曹その他の専門家等として幅広い経験および見識を有していること。
 - (3) 社外取締役候補者以外の取締役候補者については、当社の経営に資する豊富な経験および実績を有していること。
- 2 取締役候補者は、前項に定める選定基準に基づき、社外取締役委員会における審議を経て取締役会が決定し、総代会の決議を求める。

第8条（取締役の解任等）

- 1 社外取締役委員会は、取締役が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該取締役の解任議案の総代会への提出の要否、ならびに役付取締役および代表取締役の解職の要否について審議を行う。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たさなくなった場合
 - (2) 取締役としての任務について重大な懈怠があった場合
 - (3) 著しい業績不振が相当期間継続した場合
 - (4) 取締役としてふさわしくない非行があった場合
 - (5) 心身の故障等、取締役としての職務遂行が困難となった場合
 - (6) 前各号に準ずる事由が発生した場合
- 2 取締役の解任議案は、前項の規定による審議を経て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。役付取締役および代表取締役の解職は、前項の規定による審議を経て、取締役会が決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、取締役会は、いつでもその決議によって、取締役の解任議案の総代会への提出、ならびに役付取締役および代表取締役の解職を行うことができる。

第9条（取締役の任期）

- 1 取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 当社は、取締役の再任可否を判断するに当たっては、第7条第1項に定める取締役候補者の選定基準に加え、当該取締役の取締役としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案することとする。

第10条（取締役の報酬等）

- 1 取締役の報酬等（退任慰労金を除く。）は、総代会で定められた報酬限度額の範囲内で、各取締役の職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境・業績等を踏まえた適切な水準で支給することとする。また、取締役の退任慰労金は、総代会決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で支給することとする。
- 2 取締役の報酬等は、前項に定める方針に基づき、かつ第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査を踏まえ、社外取締役委員会における審議を経て取締役会が決定する。

第11条（取締役会の実効性評価）

取締役会は、取締役会全体の実効性について定期的に分析および評価を行い、その結果の概要を公表する。

第12条（社外取締役委員会の任務）

社外取締役委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役、執行役員および監査役の選任等に関する事項、取締役および執行役員の報酬等に関する事項ならびにその他の経営に関する重要事項について総合的見地から審議し、その結果を取締役に答申する。

第13条（社外取締役委員会の構成）

社外取締役委員会は、すべての社外取締役およびその他取締役会の決議によって選定された取締役から成り、その過半数および委員長を業務執行取締役以外の取締役とする。

第IV章 監査役および監査役会

第14条（監査役および監査役会の任務）

- 1 各監査役は、各々の経験および見識を活かし、独任制の機関として、取締役会および経営会議等の重要な会議への出席ならびに能動的・積極的な権限の行使等を通じ、取締役の職務の執行の監査を行う。
- 2 監査役会は、監査役監査に関する基準、方針および計画の策定等を通じ、組織的かつ効率的な監査の実施に資することとする。

第15条（監査役の構成）

監査役は、その員数を6名以内とし、監査役全体として、当社の業務に関する知識・情報収集力ならびに監査に求められる客観性および専門性を確保することとする。このうち半数以上を社外監査役とし、社外監査役は、その2名以上を別に定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員である者とする。

第16条（監査役の選任）

- 前条に定める監査役の構成に基づく監査役候補者の選定基準は、以下のとおりとする。
 - 保険業法第8条の2に定める監査役の適格性を満たしていること。
 - 社外監査役候補者については、企業経営者、学識経験者または法曹その他の専門家等として幅広い経験および見識を有していること。
 - 社外監査役候補者以外の監査役候補者については、当社の業務に関する豊富な経験および実績を有していること。
- 監査役候補者は、前項に定める選定基準に基づき、社外取締役委員会における審議および監査役会の同意を経て取締役会が決定し、総代会の決議を求める。

第17条（監査役の任期）

- 監査役の任期は、定款の定めるところにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 当社は、監査役の再任可否を判断するに当たっては、前条第1項に定める監査役候補者の選定基準に加え、当該監査役の監査役としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案することとする。

第18条（監査役の報酬等）

- 監査役の報酬等（退任慰労金を除く。）は、総代会で定められた報酬限度額の範囲内で、各監査役の職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境・業績等を踏まえた適切な水準で支給することとする。また、監査役の退任慰労金は、総代会決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で支給することとする。
- 監査役の報酬等は、前項に定める方針に基づき、監査役の協議により決定する。

第V章 取締役および監査役に対する支援およびトレーニング

第19条（取締役および監査役に対する支援）

- 当社は、取締役および監査役がその任務を実効的に果たすことを確保するため、取締役会、監査役会およびその他の会議体に対し必要な事項を適時・適切に付議するとともに、各組織の判断に基づきまたは取締役もしくは監査役の求めに応じて、取締役および監査役に対し必要な情報の提供を行うこととする。
- 当社が社外取締役および社外監査役に対する情報の提供を円滑に行うため、社外取締役については秘書部および総合企画部が、社外監査役については監査役室が、それぞれ必要な環境の整備に当たる。

第20条（取締役および監査役に対するトレーニング）

当社は、取締役および監査役がその任務を適切に果たすことに資するため、取締役および監査役の就任時および在任期間中に、必要な知識の習得および更新の機会を提供することとする。

第VI章 社員との対話、情報開示

第21条（総代その他の社員との対話）

当社は、相互会社として社員の利益の優先・最大化に資するため、総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の運営その他の取組を通じ、総代およびその他の社員との建設的な対話を促進することとする。

第22条（情報開示）

当社は、保険業法その他の法令を遵守し、これらに基づく適切な情報開示を行う。また、法令に定める開示基準に該当しない場合でも、お客様、投資家その他のステークホルダーが当社に対する理解を深め、または当社に対する権利行使もしくは投資判断を行うために有用性が高いと考えられる情報、および当社の経営に影響を与える重要な情報等について、適時・適切かつ積極的に情報開示を行う。

「コーポレートガバナンス基本方針」第2条第2項で、作成し公表する旨を定めております「コーポレートガバナンスに関する報告書」は当会社ホームページ（https://www.nissay.co.jp/redirect/from_sodaikai_giji.html）にてご覧いただけます。



NISSAY